工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
利根川下流河川事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事
工事地名	銚子出張所管内

２．工事内容

１）	発注年月	令和 7年12月		１２）	設 計 年 月	令和 8年 1月	
２）	事務所名	利根川下流河川事務所　工務課		１３）	機械損料一括補正	0	労務費一括割増　0%
３）	工事番号	2025120001		１４）	単価適用年月	2026年 1月	
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		１５）	歩掛適用年月	2026年 1月	
５）	変更回数	0回		１６）	前請負工事費	0	
６）	主 工 種	河川工事		１７）	前請負代金額	0	
７）	工 事 量			１８）	調 整 区 分	0	
８）	工　　期	213日間	自　令和 8年 4月 1日	１９）	共通仮設費対象額		
		（当初）	至　令和 8年10月30日	２０）	現場管理費対象額		
		（ 0回変更）	至　年　月　日	２１）	一般管理費等対象額		
９）	施 工 県	茨城県		２２）	処 分 費 等	73,513	
１０）	地　　区	鹿嶋地区		２３）	公 告 日	令和 7年12月26日	
１１）	河川・路線	利根川下流本川		２４）	入 札 締 切 日	年　月　日	

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤･護岸 【左岸地区】		式	1		70,283,112			
河川土工		式	1		34,722,978			
盛土工(ICT)		式	1		32,431,250			
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	9,000	257.6	2,318,400			単-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		27,690,850			内-1号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂　土量50,000m3未満	式	1		2,422,000			内-2号
法面整形工(ICT)		式	1		1,508,220			
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	2,700	558.6	1,508,220			単-2号
堤防天端工		式	1		783,508			
天端敷砂利	RC-40 敷厚 200mm	m2	800	783.2	626,560			単-3号
天端敷砂利	RC-40 敷厚 100mm	m2	410	382.8	156,948			単-4号
法覆護岸工		式	1		19,529,174			

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
堤脚保護工		式	1		1,779,330			
大型平張ﾌﾞﾛｯｸ	1000×1000	m2	111	16,030	1,779,330			単-5号
多自然護岸工		式	1		14,748,384			
ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ	1:3.0	m2	1,140	8,750	9,975,000			単-6号
ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ	天端部	m2	504	9,471	4,773,384			単-7号
植生工		式	1		3,001,460			
張芝	張芝工 500m2以上	m2	1,540	1,949	3,001,460			単-8号
付帯道路工		式	1		255,992			
管理用道路工		式	1		255,992			
敷砂利	RC-40 敷厚 200mm	m2	190	783.2	148,808			単-9号
敷砂利	RC-40 敷厚 100mm	m2	190	382.8	72,732			単-10号
敷砂利	RC-40 敷厚 100mm 摺付け部	m2	90	382.8	34,452			単-11号

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
付帯道路施設工		式	1		1,430,000			
境界工		式	1		1,430,000			
境界杭	150×150　根巻き基礎無し	本	130	11,000	1,430,000			単-12号
光ｹｰﾌﾞﾙ配管工		式	1		11,221,273			
作業土工		式	1		4,884,154			
掘削(光ｹｰﾌﾞﾙ配管)	土砂 押土無 障害無	式	1		1,562,240			内-3号
埋戻し	土砂	式	1		1,955,400			内-4号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		689,920			内-5号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		20,576			内-6号
天端敷砂利	RC-40 敷厚 200mm	式	1		59,450			内-7号
天端敷砂利	RC-40(再利用) 敷厚 200mm	式	1		596,568			内-8号
配管工		式	1		3,260,319			

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
配管設置(埋設部)	FEP 管径 80ｍｍ 3条	m	1,206	2,171	2,618,226			単-13号
埋設標識ｼｰﾄ (材料費)	W=400 2倍折り	m	1,204	533.3	642,093			単-14号
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工		式	1		3,076,800			
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ	1200×600×600 鉄蓋T-25	箇所	4	526,400	2,105,600			単-15号
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ	900×900×600 鉄蓋T-25	箇所	4	242,800	971,200			単-16号
仮設工		式	1		3,123,695			
工事用道路工		式	1		2,061,785			
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式	1		2,061,785			内-9号
交通管理工		式	1		1,061,910			
交通誘導警備員		式	1		1,061,910			内-10号
直接工事費		式	1		70,283,112			
共通仮設費		式	1		11,031,404			

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費		式	1		5,388,404			
運搬費		式	1		3,076,416			
仮設材運搬費		式	1		3,076,416			内-11号
準備費		式	1		420,988			
表土運搬・処分		式	1		420,988			内-12号
技術管理費		式	1		1,146,000			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-13号
現場環境改善費（率計上）		式	1		745,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		5,643,000			
純工事費		式	1		81,314,516			
現場管理費		式	1		22,304,000			
工事原価		式	1		141,739,183			

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
一般管理費等		式	1		22,410,817			
工事価格		式	1		164,150,000			
消費税相当額		式	1		16,415,000			
工事費計		式	1		180,565,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤･護岸 【右岸地区】		式	1		21,597,667			
河川土工		式	1		250,979			
矢板背面埋戻し工		式	1		186,210			
埋戻し		式	1		186,210			内-1号
堤脚水路掘削工		式	1		64,769			
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3未満	m3	130	335.3	43,589			単-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		15,988			内-2号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		5,192			内-3号
水路工		式	1		11,513,918			
作業土工		式	1		153,014			
床掘り	土砂	式	1		24,980			内-4号
埋戻し		式	1		106,854			内-5号

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		15,988			内-6号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		5,192			内-7号
笠ｺﾝｸﾘｰﾄ工		式	1		2,440,690			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ笠ｺﾝｸﾘｰﾄ	底幅 60ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	49	49,810	2,440,690			単-2号
矢板工		式	1		6,996,700			
広幅鋼矢板	10H型 広幅鋼矢板平均長さ 7m 鋼矢板打込長 6.5m 鋼矢板平均引抜長 0m	枚	57	113,300	6,458,100			単-3号
硬質地盤専用圧入機据付・解体		式	1		538,600			内-8号
吐口工		式	1		1,270,000			
排水管吐口		箇所	1	1,270,000	1,270,000			単-4号
ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ工		式	1		653,514			
ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ		m2	86	7,599	653,514			単-5号

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
付帯道路工		式	1		6,518,880			
防止柵工		式	1		5,709,400			
転落(横断)防止柵	柵高 1.1m ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込	m	242	23,230	5,621,660			単-6号
車両制限柵設置	Ｐ型(W=1500)H=1.1m 再利用	基	2	43,870	87,740			単-7号
舗装準備工		式	1		36,577			
不陸整正	補足材無し	m2	204	179.3	36,577			単-8号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (1)		式	1		566,018			
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 200mm	m2	204	899.6	183,518			単-9号
表層(1)(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	204	1,875	382,500			単-10号
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (2)		式	1		105,197			
表層(2)(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	59	1,783	105,197			単-11号
縁石工		式	1		101,688			

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	B種(180/205×250×600)	m	24	4,237	101,688			単-12号
水路横断工		式	1		2,444,260			
コンクリートスラブ桁工		式	1		947,700			
コンクリートスラブ桁		m2	65	14,580	947,700			単-13号
橋台躯体工		式	1		1,496,560			
橋台		m	26	57,560	1,496,560			単-14号
構造物撤去工		式	1		628,760			
防護柵撤去工		式	1		56,780			
車両制限柵撤去	Ｐ型(W=1500)H=1.1m基礎含む再利用撤去	基	2	28,390	56,780			単-15号
構造物取壊し工		式	1		300,653			
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	3	8,742	26,226			単-16号
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	12	17,880	214,560			単-17号

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版 厚 5ｃｍ	m2	210	223.1	46,851			単-18号
鋼材切断	鋼矢板(II,III,IV,V,VL,IIw,IIIw,IVw,10H,25H型)	箇所	2	6,508	13,016			単-19号
排水構造物撤去工		式	1		2,565			
蓋版撤去	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 1600×800 (1600×1600用)	枚	4	641.3	2,565			単-20号
縁石撤去工		式	1		36,336			
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ撤去	再利用	m	24	1,514	36,336			単-21号
運搬処理工		式	1		232,426			
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	3	4,134	12,402			単-22号
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	12	5,028	60,336			単-23号
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	11	7,609	83,699			単-24号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3	3	[redacted]	[redacted]			単-25号
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3	12	3,750	45,000			単-26号

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3	11	1,880	20,680			単-27号
現場発生品運搬	広幅鋼矢板 10H型	式	1		2,476			内-9号
仮設工		式	1		240,870			
水替工		式	1		122,730			
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 10m 作業時排水	式	1		122,730			内-10号
交通管理工		式	1		118,140			
交通誘導警備員		式	1		118,140			内-11号
直接工事費		式	1		21,597,667			
共通仮設費		式	1		3,675,000			
共通仮設費		式	1		902,000			
運搬費		式	1		535,000			
建設機械運搬費		式	1		535,000			内-12号

設計内訳書

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式	1		367,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		2,773,000			
純工事費		式	1		25,272,667			
現場管理費		式	1		12,848,000			
工事原価		式	1		38,120,667			

［銚子出張所管内　　］

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 22.5km以下	m３	9,950	2,783	27,690,850			
合　計					27,690,850			

一式当たり内訳書

積込(ﾙｰｽﾞ)

第　2号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	10,000	242.2	2,422,000			
合　計					2,422,000			

一式当たり内訳書

掘削（光ｹｰﾌﾞﾙ配管）

第　3号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（光ケーブル配管工）	全ての費用	m３	640	2,441	1,562,240			
合　計					1,562,240			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　4号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し・締固め（光ケーブル配管工）	全ての費用	m３	420	3,570	1,499,400			
敷砂，保護砂（材料費）		m３	190	2,400	456,000			
合　計					1,955,400			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　5号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	小規模 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し	m３	160	4,312	689,920			
合　計					689,920			

一式当たり内訳書

整地

第　6号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	160	128.6	20,576			
合　計					20,576			

一式当たり内訳書

天端敷砂利

第　7号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
下層路盤（歩道部）	200mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	m２	50	1,189	59,450			
合　計					59,450			

一式当たり内訳書

天端敷砂利

第　8号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
下層路盤（歩道部）	200mm 1層施工 路盤材(各種) 全ての費用	m２	848	703.5	596,568			
合　計					596,568			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第　9号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	m２	1,022	426.6	435,985			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 159日 無 有	枚	110	14,780	1,625,800			
合　計					2,061,785			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　10号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	27	19,180	517,860			
交通誘導警備員Ｂ		人日	31	17,550	544,050			
合　計					1,061,910			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第　11号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【往路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 84.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	176.4	7,220	1,273,608			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	176.4	1,500	264,600			
【復路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 84.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	176.4	7,220	1,273,608			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	t	176.4	1,500	264,600			
合　計					3,076,416			

一式当たり内訳書

表土運搬・処分

第　12号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	820	384.8	315,536			
整地	残土受入れ地での処理	m３	820	128.6	105,452			
合　計					420,988			

［銚子出張所管内　　］

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　13号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	式	1		548,000			
合　計					1,146,000			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　1号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	90	2,069	186,210			
合　計					186,210			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　2号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	40	399.7	15,988			
合　計					15,988			

一式当たり内訳書

整地

第　3号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	40	129.8	5,192			
合　計					5,192			

一式当たり内訳書

床掘り

第　4号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	100	249.8	24,980			
合　計					24,980			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　5号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	50	2,069	103,450			
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m３	1	3,404	3,404			
合　計					106,854			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　6号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	40	399.7	15,988			
合　計					15,988			

一式当たり内訳書

整地

第　7号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	40	129.8	5,192			
合　計					5,192			

一式当たり内訳書

硬質地盤専用圧入機据付・解体

第　8号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
硬質地盤圧入機据付・解体	圧入時 10H型 陸上作業	回	1	538,600	538,600			
合　計					538,600			

一式当たり内訳書

現場発生品運搬

第　9号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ2t積、吊能力2.9t 無し 6.0km以下	t	0.19	3,073	583			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ2t積、吊能力2.9t	t	0.19	9,968	1,893			
合　計					2,476			

一式当たり内訳書

ﾎﾟﾝﾌﾟ排水

第　10号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	1	95,650	95,650			
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 作業時排水	日	2	13,540	27,080			
合　計					122,730			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第　11号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員Ａ		人日	6	19,690	118,140			
合　計					118,140			

一式当たり内訳書

建設機械運搬費

第　12号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
貨物自動車による運搬	油圧式杭圧入機 広幅鋼矢板用 運搬距離70km～80km	回	2	267,500	535,000			
合　計					535,000			

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	257.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）	20,000m3未満 無し	ｍ３	1	257.6	257.6	
計					257.6	
単価					257.6	円／m3

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	558.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	盛土部 無し ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	ｍ２	1	558.6	558.6	
計					558.6	
単価					558.6	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	天端敷砂利	RC-40 敷厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	783.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷砂利	補修材有 RC-40 t=175mm以上225mm未満	ｍ２	1	783.2	783.2	
計					783.2	
単価					783.2	円／m2

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	天端敷砂利	RC-40 敷厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	382.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷砂利工	補修材有 RC-40 t=75mm以上125mm未満	ｍ２	1	382.8	382.8	
計					382.8	
単価					382.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	大型平張ﾌﾞﾛｯｸ	1000×1000	単位	m2	数量	1	単価	16,030

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法留ブロック設置工	1000×1000 t=120	m２	1	3,222	3,222	
大型平張ﾌﾞﾛｯｸ	1000×1000×t120	個	1	12,800	12,800	
計					16,022	
単価					16,030	円／m2

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ	1:3.0	単位	m2	数量	1	単価	8,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ブロックマット工（最大法長5.5m超え18m以下）	5.5mを超え6.5m以下 1:3.0 標準	m２	1	8,750	8,750	
計					8,750	
単価					8,750	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ	天端部	単位	m2	数量	100	単価	9,471

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ブロックマット工（平場部）		m２	100	900.3	90,030	
ブロックマット	t=100	m２	100	7,680	768,000	
ブロックマット用ピン	D16 600×200×600	本	89	1,000	89,000	
計					947,030	
単価					9,471	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	張芝	張芝工 500m2以上	単位	m2	数量	1	単価	1,949

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	m２	1	1,949	1,949	
計					1,949	
単価					1,949	円／m2

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	敷砂利	RC-40 敷厚 200mm	単位	m2	数量	1	単価	783.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷砂利	補修材有 RC-40 t=175mm以上225mm未満	m２	1	783.2	783.2	
計					783.2	
単価					783.2	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	敷砂利	RC-40 敷厚 100mm	単位	m2	数量	1	単価	382.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷砂利工	補修材有 RC-40 t=75mm以上125mm未満	ｍ２	1	382.8	382.8	
計					382.8	
単価					382.8	円／m2

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	敷砂利	RC-40 敷厚 100mm 摺付け部	単位	m2	数量	1	単価	382.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷砂利工	補修材有 RC-40 t=75mm以上125mm未満	ｍ２	1	382.8	382.8	
計					382.8	
単価					382.8	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	境界杭	150×150　根巻き基礎無し	単位	本	数量	1	単価	11,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
付属物設置工（境界杭設置）	根巻き基礎無し 手間＋材料費(標準以外) 30本以上(標準) 無 無	本	1	11,000	11,000	
計					11,000	
単価					11,000	円／本

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	配管設置(埋設部)	FEP 管径 80mm 3条	単位	m	数量	1	単価	2,171

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
配管設置（埋設部）	3条 全ての費用	m	1	2,171	2,171	
計					2,171	
単価					2,171	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	埋設標識ｼｰﾄ（材料費）	W=400 2倍折り	単位	m	数量	1	単価	533.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋設表示シート（材料費）		m	1	533.3	533.3	
計					533.3	
単価					533.3	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ	1200×600×600 鉄蓋T-25	単位	箇所	数量	1	単価	526,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ハンドホール	全ての費用	個	1	35,170	35,170	
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1.6	1,341	2,145.6	
ハンドホール	1200×600×600	基	1	142,000	142,000	
ハンドホール鉄蓋	H6用　T-25	組	1	347,000	347,000	
計					526,315.6	
単価					526,400	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ	900×900×600 鉄蓋T-25	単位	箇所	数量	1	単価	242,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ハンドホール	全ての費用	個	1	35,170	35,170	
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1.5	1,341	2,011.5	
ハンドホール	H2-6　T-25　900×900×600	基	1	95,600	95,600	
ハンドホール鉄蓋	H2用　T-25　φ600	組	1	110,000	110,000	
計					242,781.5	
単価					242,800	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷砂利	補修材有 RC-40 t=175mm以上225mm未満	単位	ｍ２	数量	100	単価	783.2

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.06	30,600	1,836	
普通作業員		人	0.22	25,398	5,587	
ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ運転	土工用・排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制)ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	日	0.17	91,590	15,570	
ﾀｲﾔﾛｰﾗｰ運転	質量 8～20t	日	0.17	41,550	7,063	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	25.4	1,900	48,260	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					78,320	
単価					783.2	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷砂利工	補修材有 RC-40 t=75mm以上125mm未満	単位	ｍ２	数量 100	単価	382.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.07	30,600	2,142	
普通作業員		人	0.14	25,398	3,555	
ﾀｲﾔﾛｰﾗｰ	質量 8～20t	日	0.07	41,550	2,908	
ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ	土工用・排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値)ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	日	0.07	62,590	4,381	
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	ｍ３	12.7	1,900	24,130	
諸雑費（率＋まるめ） 9%		式	1		1,164	
計					38,280	
単価					382.8	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	法留ブロック設置工	1000×1000 t=120	単位	ｍ２	数量	10	単価	3,222

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.15	30,600	4,590	
特殊作業員		人	0.45	26,724	12,025	
普通作業員		人	0.3	25,398	7,619	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.15	53,200	7,980	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					32,220	
単価					3,222	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ブロックマット工（最大法長5.5m超え18m以下）	5.5mを超え6.5m以下 1:3.0 標準	単位	ｍ２	数量 100	単価	8,750

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.35	30,600	10,710	
普通作業員		人	1.748	25,398	44,395	
ブロックマット	t=100	ｍ２	100	7,680	768,000	
ブロックマット用ピン	D16 600×200×600	本	30	1,000	30,000	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.35	53,200	18,620	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		3,275	
計					875,000	
単価					8,750	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ブロックマット工（平場部）		単位	ｍ２	数量	100	単価 900.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.41	30,600	12,546	
普通作業員		人	2.04	25,398	51,811	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.41	53,200	21,812	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		3,861	
計					90,030	
単価					900.3	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	人力施工による植生工	張芝工 500m2以上(標準) 無	単位	ｍ２	数量	1	単価 1,949

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面工（張芝工）	野芝・高麗芝（全面張）	ｍ２	1	1,949.3	1,949	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,949	
単価					1,949	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	付属物設置工（境界杭設置）	根巻き基礎無し 手間＋材料費(標準以外) 30本以上(標準) 無 無	単位	本	数量	1	単価	11,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
境界杭設置工	コンクリート製　根巻基礎なし　手間のみ	本	1	4,100.6	4,100	
境界杭	150×150×1200	本	1	6,900	6,900	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					11,000	
単価					11,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	単位	ｍ２	数量	100	単価	426.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.295	30,600	9,027	
とび工		人	0.295	31,008	9,147	
普通作業員		人	0.295	25,398	7,492	
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	56,180	16,573	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		421	
計					42,660	
単価					426.6	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 159日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	14,780

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	13,674	13,674	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		6	
計					14,780	
単価					14,780	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	19,180
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ａ			人	1	19,176	19,176		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						19,180		
単価						19,180	円／人日	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	17,550
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員Ｂ			人	1	17,544	17,544		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						17,550		
単価						17,550	円／人日	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東･中部･近畿 84.1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	7,220

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ａ	製品長12m以内 90kmまで	t	1	7,220	7,220	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					7,220	
単価					7,220	円／t

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	1	1,500	1,500	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					1,500	
単価					1,500	円／t

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
計					598,000	
単価					598,000	円／式

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	単位	式	数量	1	単価	548,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000	
計					548,000	
単価					548,000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ運転	土工用・排出ｶﾞｽ対策型(2014年規制)ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	単位	日	数量	1	単価	91,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	29,988	29,988	
軽油		L	54	131	7,074	
モータグレーダ［土工用］	排出ガス対策（２０１４年規制）ブレード幅３．１ｍ	供用日	1.45	37,600	54,520	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					91,590	
単価					91,590	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾀｲﾔﾛｰﾗｰ運転	質量 8～20t	単位	日	数量	1	単価	41,550

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	29,988	29,988	
軽油		L	36	131	4,716	
タイヤローラ［普通型］	運転質量８～２０ｔ	日	1.49	4,590	6,839	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					41,550	
単価					41,550	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾀｲﾔﾛｰﾗｰ	質量 8～20t	単位	日	数量	1	単価	41,550

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	29,988	29,988	
軽油		L	36	131	4,716	
タイヤローラ［普通型］	運転質量８～２０ｔ	日	1.49	4,590	6,839	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					41,550	
単価					41,550	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾓｰﾀｸﾞﾚｰﾀﾞ	土工用・排出ｶﾞｽ対策型(第2次基準値)ﾌﾞﾚｰﾄﾞ幅3.1m	単位	日	数量	1	単価	62,590

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	29,988	29,988	
軽油		L	54	131	7,074	
モータグレーダ［土工用・排ガス対策型（第２次）］	ブレード幅３．１ｍ	供用日	1.45	17,600	25,520	
諸雑費（まるめ）		式	1		8	
計					62,590	
単価					62,590	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価 56,180

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	29,988	29,988	
軽油		L	119	131	15,589	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）　２．９ｔ吊	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					56,180	
単価					56,180	円／日

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	335.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	ｍ３	1	335.3	335.3	
計					335.3	
単価					335.3	円／m3

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ笠ｺﾝｸﾘｰﾄ	底幅 60ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	1	単価	49,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
笠コンクリートブロック据付工	中詰ｺﾝｸﾘｰﾄ型枠 有 16m3～23m3未満/100m	m	1	18,410	18,410	
笠コンクリートブロック（材料費）		m	1	31,400	31,400	
計					49,810	
単価					49,810	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	広幅鋼矢板	10H型 広幅鋼矢板平均長さ 7m 鋼矢板打込長 6.5m 鋼矢板平均引抜長 0m	単位	枚	数量	1	単価	113,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板材料（６－２０ｍ以外は適用外）	SYW295 10H型 7m/枚	枚	1	0	0	
硬質地盤圧入工（硬質地盤クリア工法） Nmax≦50	10H型 圧入長9m以下 継施工無	枚	1	113,300	113,300	
計					113,300	
単価					113,300	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	排水管吐口		単位	箇所	数量	1	単価	1,270,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【吐口部】						
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生	m３	1.7	40,910	69,547	
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	m２	7.5	10,340	77,550	
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.06	189,600	11,376	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.6	4,172	2,503.2	
【ヒューム管部】						
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m３	2.8	2,069	5,793.2	
再生クラッシャーラン	RC-40	m３	3.5	2,200	7,700	
ヒューム管（Ｂ形管）	据付 600mm 無し 外圧管1種 全ての費用	m	9.7	27,690	268,593	
【集水桝部】						
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設 各種 養生無し 全ての費用	m３	0.4	39,070	15,628	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	排水管吐口		単位	箇所	数量	1	単価	1,270,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	m２	1.2	5,231	6,277.2	
プレキャスト集水桝	800×800×1400 ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋(T-2)付き	基	1	42,500	42,500	
プレキャスト集水桝	900×900×1800 ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋(T-25)付き	基	1	42,500	42,500	
プレキャスト集水桝（材料費）		基	1	281,000	281,000	
プレキャスト集水桝（材料費）		基	1	439,000	439,000	
計					1,269,967.6	
単価					1,270,000	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ		単位	m2	数量	100	単価	7,599

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ブロックマット工	鋼矢板水路底面部 t=40mm	m２	100	927.3	92,730	
ブロックマット	軽量型　t=40mm　50kg/m2以上	m２	100	5,870	587,000	
アンカーピン	D13　97×600mm	本	89	900	80,100	
計					759,830	
単価					7,599	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	転落(横断)防止柵	柵高 1.1m ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込	単位	m	数量	1	単価	23,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
防護柵（横断・転落防止柵）設置工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 2m 100m以上(標準) 無 無	m	1	23,230	23,230	
計					23,230	
単価					23,230	円／m

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	車両制限柵設置	Ｐ型(W=1500)H=1.1m 再利用	単位	基	数量	1	単価	43,870

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
車両制限柵設置工	P型 (W=1500) H=1.1m 基礎含む 再利用設置	基	1	42,630	42,630	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	0.8	1,541	1,232.8	
計					43,862.8	
単価					43,870	円／基

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	不陸整正	補足材無し	単位	m2	数量	1	単価	179.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
不陸整正	無し 全ての費用	ｍ２	1	179.3	179.3	
計					179.3	
単価					179.3	円／m2

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 200ｍｍ	単位	m2	数量	1	単価	899.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
下層路盤（車道・路肩部）	200mm 1層施工 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 全ての費用	ｍ２	1	899.6	899.6	
計					899.6	
単価					899.6	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	表層(1)(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,875

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（１３） ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 全ての費用	ｍ２	1	1,875	1,875	
計					1,875	
単価					1,875	円／m2

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	表層(2)(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価	1,783

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層（車道・路肩部）	3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン（１３） ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 全ての費用	ｍ２	1	1,783	1,783	
計					1,783	
単価					1,783	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	B種(180/205×250×600)	単位	m	数量	1	単価	4,237

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック	再利用設置 B種(180/205×250×600) 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 無し	m	1	4,237	4,237	
計					4,237	
単価					4,237	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	コンクリートスラブ桁		単位	m2	数量	65	単価	14,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【スラブ桁】						
ＰＣ板敷設工	標準	枚	13	5,574	72,462	
ＰＣ板【支給品】	ｺﾝｸﾘｰﾄｽﾗﾌﾞ桁 桁長L=5.0m 中間用	枚	11	591,000	0	
ＰＣ板【支給品】	ｺﾝｸﾘｰﾄｽﾗﾌﾞ桁 桁長L=5.0m 地覆用	枚	2	599,000	0	
ゴム支承（パッドタイプ）据付	20×600×300	個	24	20,320	487,680	
ゴム支承（パッドタイプ）据付	20×300×300	個	4	20,320	81,280	
アンカー用モルタル	無収縮モルタル	ｍ３	0.07	311,000	21,770	
ゴム支承【支給品】	20×600×300	個	24	20,100	0	
ゴム支承【支給品】	20×300×300	個	4	10,000	0	
アンカーボルト(固定)【支給品】	φ25mm L=600mm(ナット・角座金付)	本	12	4,900	0	
アンカーボルト(可動)【支給品】	φ25mm L=600mm(アンカーキャップ付)	本	12	15,200	0	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	コンクリートスラブ桁		単位	m2	数量	65	単価	14,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
継目工		m	60	565.8	33,948	
目地板	30m2未満 瀝青質目地板t=20	m２	12	9,149	109,788	
【地覆】						
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m３	1.5	34,780	52,170	
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	m２	6.9	10,340	71,346	
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.09	189,600	17,064	
計					947,508	
単価					14,580	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	橋台		単位	m	数量	26	単価	57,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【均しコンクリート】						
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 各種 養生無し 無し 全ての費用	m３	2.6	32,940	85,644	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	m２	5.7	5,231	29,816.7	
【橋台コンクリート】						
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 人力打設 24-12-25(20)(高炉) 一般養生 無し 全ての費用	m３	15.4	34,780	535,612	
型枠	一般型枠 鉄筋･無筋構造物	m２	52	10,340	537,680	
鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.81	189,600	153,576	
【間詰コンクリート】						
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m３	3.7	40,130	148,481	
型枠	一般型枠 小型構造物	m２	0.6	9,348	5,608.8	
計					1,496,418.5	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	橋台		単位	m	数量	26	単価	57,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
単価					57,560	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	車両制限柵撤去	Ｐ型(W=1500)H=1.1m基礎含む再利用撤去	単位	基	数量	1	単価	28,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
車両制限柵撤去工	P型 (W=1500) H=1.1m 基礎含む 再利用撤去	基	1	28,390	28,390	
計					28,390	
単価					28,390	円／基

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	8,742

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	ｍ３	1	8,742	8,742	
計					8,742	
単価					8,742	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量	1	単価	17,880

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	ｍ３	1	17,880	17,880	
計					17,880	
単価					17,880	円／m3

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ５ｃｍ	単位	m2	数量	1	単価	223.1

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 無し 不要 15cm以下 有り 全ての費用	ｍ２	1	223.1	223.1	
計					223.1	
単価					223.1	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	鋼材切断	鋼矢板(II,III,IV,V,VL,IIw,IIIw,IVw,10H,25H型)	単位	箇所	数量	1	単価	6,508

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガス切断	鋼矢板(II,III,IV,V,VL,IIw,IIIw,IVw,10H,25H型)	箇所	1	6,508	6,508	
計					6,508	
単価					6,508	円／箇所

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	蓋版撤去	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 1600×800(1600×1600用)	単位	枚	数量	1	単価	641.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版 1600×800用	再利用撤去 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	641.3	641.3	
計					641.3	
単価					641.3	円／枚

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ撤去	再利用	単位	m	数量	1	単価	1,514

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
歩車道境界ブロック撤去	再利用	m	1	1,514	1,514	
計					1,514	
単価					1,514	円／m

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	4,134

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 34.3km以下 全ての費用	ｍ３	1	4,134	4,134	
計					4,134	
単価					4,134	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	5,028

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 28.4km以下 全ての費用	ｍ３	1	5,028	5,028	
計					5,028	
単価					5,028	円／m3

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	7,609

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬	舗装版破砕 機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下) 有り 60.0km以下 全ての費用	ｍ３	1	7,609	7,609	
計					7,609	
単価					7,609	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	[redacted]
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（ｍ３）			ｍ３	1	[redacted]	[redacted]		
計						[redacted]		
単価						[redacted]	円／m3	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	3,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（ｍ３）			ｍ３	1	3,750	3,750		
計						3,750		
単価						3,750	円／m3	

１次単価表

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	単位	m3	数量	1	単価	1,880

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	1,880	1,880	
計					1,880	
単価					1,880	円／m3

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	笠コンクリートブロック据付工	中詰ｺﾝｸﾘｰﾄ型枠 有 16m3～23m3未満/100m	単位	m	数量	100	単価	18,410

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	4.8	31,824	152,755	
特殊作業員		人	2.2	29,580	65,076	
普通作業員		人	20.2	25,602	517,160	
型わく工		人	1.5	30,906	46,359	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	4	53,200	212,800	
生コンクリート	24-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下	ｍ３	22.9	24,400	558,760	
諸雑費（率＋まるめ） 29%		式	1		288,090	
計					1,841,000	
単価					18,410	円／ｍ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼矢板材料（６－２０ｍ以外は適用外）	SYW295 10H型 7m/枚	単位	枚	数量	1	単価 0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板	ＳＹＷ２９５　ハット型（１０Ｈ，２５Ｈ，４５Ｈ）	t	0.605	200,000	0	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					0	
単価					0	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	硬質地盤圧入工（硬質地盤クリア工法） Nmax≦50	10H型 圧入長9m以下 継施工無	単位	枚	数量	10	単価 113,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.3	31,824	41,371	
とび工		人	2.6	33,660	87,516	
特殊作業員		人	1.3	29,580	38,454	
油圧式杭圧入引抜機運転 ｴﾝｼﾞﾝ式(硬質地盤専用)	排ｶﾞｽ（2014年規制）ﾊｯﾄ形 圧入/引抜力800/900kN	日	1.3	453,400	589,420	
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 排対型(2011年規制)50～51t吊	日	1.3	144,200	187,460	
諸雑費（率＋まるめ） 20%		式	1		188,779	
計					1,133,000	
単価					113,300	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	硬質地盤圧入機据付・解体	圧入時 10H型 陸上作業	単位	回	数量	1	単価	538,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.1	31,824	35,006	
とび工		人	2.19	33,660	73,715	
特殊作業員		人	1.1	29,580	32,538	
油圧式杭圧入引抜機運転[ｴﾝｼﾞﾝ式(硬質地盤専用)　]	排ｶﾞｽ2014年規制 ﾊｯﾄ型 圧入/引抜力800/900kN	日	0.59	453,400	267,506	
ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 排対型(2011年規制)50～51t吊	日	0.9	144,200	129,780	
諸雑費（まるめ）		式	1		55	
計					538,600	
単価					538,600	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工［市場単価］	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価 189,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼		ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1.03	110,000	113,300	
鉄筋工		加工・組立共　一般構造物	t	1	76,245	76,245	
諸雑費（まるめ）			式	1		55	
計						189,600	
単価						189,600	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト集水桝	800×800×1400 ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋(T-2)付き	単位	基	数量	4	単価 42,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【蓋版設置】						
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	4	1,035	4,140	
【集水桝据付工】						
土木一般世話役		人	1	31,824	31,824	
特殊作業員		人	1	29,580	29,580	
普通作業員		人	2	25,602	51,204	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	1	53,200	53,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		52	
計					170,000	
単価					42,500	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト集水桝	900×900×1800 ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋(T-25)付き	単位	基	数量	4	単価 42,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
【蓋版設置】						
蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	4	1,035	4,140	
【集水桝据付工】						
土木一般世話役		人	1	31,824	31,824	
特殊作業員		人	1	29,580	29,580	
普通作業員		人	2	25,602	51,204	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	1	53,200	53,200	
諸雑費（まるめ）		式	1		52	
計					170,000	
単価					42,500	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ブロックマット工	鋼矢板水路底面部 t=40mm	単位	ｍ２	数量	100	単価	927.3

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.41	31,824	13,047	
特殊作業員		人	0.41	29,580	12,127	
普通作業員		人	1.63	25,602	41,731	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.41	53,200	21,812	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		4,013	
計					92,730	
単価					927.3	円／ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込 ﾋﾞｰﾑ式･ﾊﾟﾈﾙ式 2m 100m以上(標準) 無 無	単位	m	数量	100	単価	23,230

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵設置工　ブロック建込用	ビーム式・パネル式	m	100	4,525.74	452,574	
転落防止柵	H=1100 ｱﾙﾐ製（ﾌﾞﾛｯｸ基礎含まず）	m	100	18,700	1,870,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		426	
計					2,323,000	
単価					23,230	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	車両制限柵設置工	P型（W=1500）H=1.1m 基礎含む 再利用設置	単位	基	数量	10	単価	42,630

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.25	31,824	39,780	
特殊作業員		人	2.5	29,580	73,950	
普通作業員		人	7.5	25,602	192,015	
バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3/平積0.2m3	日	1.25	44,140	55,175	
ﾄﾗｯｸ運転	[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積吊能力2.9t	日	1.25	47,440	59,300	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		6,080	
計					426,300	
単価					42,630	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＰＣ板敷設工	標準	単位	枚	数量	10	単価 5,574

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.2	40,596	8,119	
橋りょう特殊工		人	0.9	35,394	31,854	
普通作業員		人	0.2	25,602	5,120	
ＰＣ板	別途計上	枚	10	0	0	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日	0.2	53,200	10,640	
諸雑費（まるめ）		式	1		7	
計					55,740	
単価					5,574	円／枚

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ゴム支承（パッドタイプ）据付	20×600×300	単位	個	数量	28	単価	20,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	3.5	40,596	142,086	
橋りょう特殊工		人	7	35,394	247,758	
普通作業員		人	7	25,602	179,214	
諸雑費（まるめ）		式	1		42	
計					569,100	
単価					20,320	円／個

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ゴム支承（パッドタイプ）据付	20×300×300	単位	個	数量	28	単価	20,320

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	3.5	40,596	142,086	
橋りょう特殊工		人	7	35,394	247,758	
普通作業員		人	7	25,602	179,214	
諸雑費（まるめ）		式	1		42	
計					569,100	
単価					20,320	円／個

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	継目工		単位	m	数量	100	単価 565.8

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋りょう世話役		人	0.1	40,596	4,059	
普通作業員		人	1.1	25,602	28,162	
無収縮剤	ｾﾒﾝﾄ系 ﾌﾟﾚﾐｯｸｽﾀｲﾌﾟ 沓座基礎用 標準混和量 1875kg	ｋｇ	131.25	166	21,787	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		2,572	
計					56,580	
単価					565.8	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	車両制限柵撤去工	P型（W=1500）H=1.1m 基礎含む 再利用撤去	単位	基	数量	10	単価	28,390

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.83	31,824	26,413	
特殊作業員		人	1.67	29,580	49,398	
普通作業員		人	5	25,602	128,010	
バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3/平積0.2m3	日	0.83	44,140	36,636	
ﾄﾗｯｸ運転	[ｸﾚｰﾝ装置付]ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積吊能力2.9t	日	0.83	47,440	39,375	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		4,068	
計					283,900	
単価					28,390	円／基

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	ｍ３	数量	1	単価	8,742
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	8,742.56	8,742		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						8,742		
単価						8,742	円／ｍ３	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	ｍ３	数量	1	単価	17,880
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋構造物		昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	17,877	17,877		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						17,880		
単価						17,880	円／ｍ３	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ガス切断	鋼矢板(II,III,IV,V,VL,IIw,IIIw,IVw,10H,25H型)	単位	箇所	数量	1	単価	6,508

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
溶接工		人	0.13	35,190	4,574	
普通作業員		人	0.04	25,602	1,024	
酸素	ボンベ	m３	0.63	522	328	
アセチレン	ボンベ	ｋｇ	0.26	2,220	577	
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		5	
計					6,508	
単価					6,508	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版 1600×800用	再利用撤去 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	641.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製		１７０ｋｇ以下　昼　無	枚	100	641.25	64,125		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						64,130		
単価						641.3	円／枚	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	[redacted]
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		コンクリート殻（無筋）	ｍ３	100	[redacted]	[redacted]		
計						[redacted]		
単価						[redacted]	円／ｍ３	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	3,750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		コンクリート殻（有筋）	ｍ３	100	3,750	375,000		
計						375,000		
単価						3,750	円／ｍ３	

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	1,880
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		アスファルト殻	ｍ３	100	1,880	188,000		
計						188,000		
単価						1,880	円／ｍ３	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	1	単価	95,650

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	31,824	15,912	
特殊作業員		人	0.1	29,580	2,958	
普通作業員		人	2	25,602	51,204	
バックホウ運転		日	0.5	51,150	25,575	
諸雑費（まるめ）		式	1		1	
計					95,650	
単価					95,650	円／箇所

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価	13,540

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.14	29,580	4,141	
工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 作業時排水	日	1	549	549	
発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 作業時排水	日	1	8,212	8,212	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		638	
計					13,540	
単価					13,540	円／日

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ａ		単位	人日	数量	1	単価	19,690

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ａ		人	1	19,686	19,686	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					19,690	
単価					19,690	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬	油圧式杭圧入機 広幅鋼矢板用 運搬距離70km～80km	単位	回	数量	1	単価	267,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
15t積トラック	（片道）	台	1	52,100	52,100	
11t積トラック	（片道）	台	3	52,100	156,300	
油圧式杭圧入引抜機［Ｅ式ﾕﾆｯﾄ(硬質地盤用)］	排ガス２０１４年規制 ハット形 圧入８００kN	供用日	0.3	197,000	59,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					267,500	
単価					267,500	円／回

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機運転 ｴﾝｼﾞﾝ式(硬質地盤専用)	排ｶﾞｽ（2014年規制）ﾊｯﾄ形 圧入/引抜力800/900kN	単位	日	数量	1	単価	453,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	208	130	27,040	
油圧式杭圧入引抜機［Ｅ式ユニット（硬質地盤用）］	排ガス型２０１４年規制　ハット形　圧入８００ｋＮ	供用日	1.46	292,000	426,320	
諸雑費（まるめ）		式	1		40	
計					453,400	
単価					453,400	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 排対型(2011年規制)50～51t吊	単位	日	数量	1	単価 144,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,600	30,600	
軽油		L	132	130	17,160	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（２０１１年規制）５０～５１ｔ吊	供用日	1.46	66,000	96,360	
諸雑費（まるめ）		式	1		80	
計					144,200	
単価					144,200	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	油圧式杭圧入引抜機運転[ｴﾝｼﾞﾝ式(硬質地盤専用）　]	排ｶﾞｽ2014年規制 ﾊｯﾄ型 圧入/引抜力800/900kN	単位	日	数量	1	単価 453,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	208	130	27,040	
油圧式杭圧入引抜機［Ｅ式ユニット（硬質地盤用）］	排ガス型２０１４年規制　ハット形　圧入８００ｋＮ	供用日	1.46	292,000	426,320	
諸雑費（まるめ）		式	1		40	
計					453,400	
単価					453,400	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾗﾌﾃﾚｰﾝｸﾚｰﾝ運転	油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型 排対型(2011年規制)50～51t吊	単位	日	数量	1	単価	144,200

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,600	30,600	
軽油		L	132	130	17,160	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（２０１１年規制）５０～５１ｔ吊	供用日	1.46	66,000	96,360	
諸雑費（まるめ）		式	1		80	
計					144,200	
単価					144,200	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	1,035

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
蓋版コンクリート・鋼製	１７０ｋｇ以下　昼　無	枚	100	1,034.28	103,428	
側溝蓋	170kg以下　別途計上(桝材料費に含まれる)	枚	100	0	0	
諸雑費（まるめ）		式	1		72	
計					103,500	
単価					1,035	円／枚

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3/平積0.2m3	単位	日	数量	1	単価 44,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,600	30,600	
軽油		L	40	130	5,200	
バックホウ（クローラ）［標準］	山積０．２８ｍ３（平積０．２ｍ３）	日	1.64	5,080	8,331	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					44,140	
単価					44,140	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾄﾗｯｸ運転	［ｸﾚｰﾝ装置付］ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価 47,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,600	30,600	
軽油		L	33	130	4,290	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	供用日	1.23	10,200	12,546	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					47,440	
単価					47,440	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転	ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3/平積0.2m3	単位	日	数量	1	単価 44,140

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,600	30,600	
軽油		L	40	130	5,200	
バックホウ（クローラ）［標準］	山積０．２８ｍ３（平積０．２ｍ３）	日	1.64	5,080	8,331	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					44,140	
単価					44,140	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾄﾗｯｸ運転	［ｸﾚｰﾝ装置付］ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積吊能力2.9t	単位	日	数量	1	単価 47,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,600	30,600	
軽油		L	33	130	4,290	
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック４～４．５ｔ積　吊能力２．９ｔ	供用日	1.23	10,200	12,546	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					47,440	
単価					47,440	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価 51,150

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	30,600	30,600	
軽油		L	45	130	5,850	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）　２．９ｔ吊	日	1.47	10,000	14,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					51,150	
単価					51,150	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価 549

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径２００ｍｍ　全揚程１０ｍ	日	1.2	458	549	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					549	
単価					549	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 作業時排水	単位	日	数量	1	単価 8,212

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	46	130	5,980	
発動発電機［ディーゼルエンジン駆動］	４５ｋＶＡ	日	1.2	1,860	2,232	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					8,212	
単価					8,212	円／日

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川工事　　合算工事： 0

対象工事費	91,880,779	直接工事費	91,880,779	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	73,513	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	7,702,500	
管理費区分１	7,702,500	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	15,360,000	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	99,538,279	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	99,464,766		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	7.37	%		0	%
施工地域等補正	0	%	ICT施工補正	1	
率（補正後）	7.52	%	（7.37% × 週休1.02）		
計上額	7,485,000			0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	99,464,766	直接工事費	91,880,779		
非対象額計（－）	7,776,013				
管理費区分１	7,702,500	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	73,513	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	15,360,000				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	99,464,766	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.99　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.99　％				
計上額	984,000		0		0
比較結果　当該追加工事	A			調整工事計上額	0
0	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	5,178,404				
運搬費	3,611,416	準備費	420,988	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　13,647,404

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川工事　　合算工事： 0

対象工事費	70,283,112	直接工事費	70,283,112	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	70,283,112	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	70,283,112		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	7.87	%		0	%
施工地域等補正	0	%	ICT施工補正	1	
率（補正後）	8.03	%	（7.87% × 週休1.02）		
計上額	5,643,000			0	0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	70,283,112	直接工事費	70,283,112
非対象額計（－）	0		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	70,283,112	現工事	0
合算工事	0		

現場環境改善費			
率（補正前）	1.06　％	0　％	0　％
施工地域等補正	市街地以外		
率（補正後）	1.06　％		
計上額	745,000	0	0

比較結果	当該追加工事	Ａ	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	4,643,404				
運搬費	3,076,416	準備費	420,988	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　11,031,404

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川工事				合算工事： 0			
対象工事費	21,597,667	直接工事費	21,597,667	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	73,513	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		7,702,500					
管理費区分１		7,702,500	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分２，７		0	（工場原価）				
管理費区分５		0	（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分９		0	（間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ		0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）				
対象額　支　給　品（＋）		15,360,000					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		29,255,167		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		29,181,654			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		9.29 %			0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正		1		
率（補正後）		9.48 %	（9.29% × 週休1.02）				
計上額		2,773,000			0		0
比較結果	当該追加工事	A					
	0	0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	29,181,654	直接工事費	21,597,667		
非対象額計（－）	7,776,013				
管理費区分１	7,702,500	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	73,513	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額　支　給　品（＋）	15,360,000				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）					
単独（追加工事）	29,181,654	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.26　％		0　％		0　％
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.26　％				
計上額	367,000		0		0
比較結果	当該追加工事	Ａ		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	535,000				
運搬費	535,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計　3,675,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	105,528,183	単独（追加工事）直接工事費	91,880,779	単独（追加工事）共通仮設費	13,647,404
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	15,360,000				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	120,888,183	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	120,814,670		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	24.55 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	25.29 %	（24.55% × 週休1.03）	0 %		
計上額	30,572,000		0		0
			6,434,680	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	81,314,516	単独（追加工事）直接工事費	70,283,112	単独（追加工事）共通仮設費	11,031,404
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	81,314,516	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	81,314,516		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	26.63 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	27.43 %	（26.63% × 週休1.03）	0 %		
計上額	22,304,000		0		0
			（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	25,272,667	単独（追加工事）直接工事費	21,597,667	単独（追加工事）共通仮設費	3,675,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	0	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	15,360,000				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	40,632,667	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	40,559,154		0		0
現場管理費対象純工事費	（調整工事入力で使用）				
率（補正前）	30.7 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	31.62 %	（30.7 % × 週休1.03）	0 %		
計上額	12,848,000		0		0
			（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川下流河川事務所　工務課				工事番号	2025120001	第　0　回変更
発注年月	令和07年12月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官		主工種	河川工事	

工事原価	136,100,183						
純工事費	105,528,183	現場管理費	30,572,000	工期延長等に伴う現場維持費	0		
非対象額計（－）	0						
管理費区分９	0	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	136,100,183	現工事	0	合算工事	0		
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	136,026,670	現工事	0	合算工事	0		
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1	現工事					
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	136,100,183						
契約保証に係る補正値	0.04　％						
一般管理費率							
単独（追加工事）	16.43　％	現工事	0　％	合算工事	0　％		
一般管理費	22,410,817						
業務委託料等	0						
調査基準価格	164,153,000						
調査基準価格の100/110	149,230,000	（ 90.91　％）					

Ｒ７利根川下流部周辺整備工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	91,880,779
(2)共通仮設費	14,706,404
(3)純工事費 (1)+(2)	106,587,183
(4)現場管理費	35,152,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	141,739,183
(7')一般管理費等(計上額)	22,410,817
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	164,150,000

(16)工場製作純工事費	0
(17)工場管理費	0
(18)工場製作原価 (16)+(17)	0

((7)一般管理費等(計算額)　22,415,700　)

(11)消費税相当額	16,415,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	180,565,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	164,150,000
(14)調査基準価格	164,153,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	149,230,000

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ７利根川下流部周辺整備工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川下流河川事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸 【左岸地区】		式		1		
河川土工		式		1		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		9,000		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂　土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工(ICT)		式		1		
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		2,700		
堤防天端工		式		1		
天端敷砂利	RC-40 敷厚 200mm	m2		800		
天端敷砂利	RC-40 敷厚 100mm	m2		410		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事	（ 当　　初 ）				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
法覆護岸工		式		1		
堤脚保護工		式		1		
大型平張ﾌﾞﾛｯｸ	1000×1000	m2		111		
多自然護岸工		式		1		
ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ	1:3.0	m2		1,140		
ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ	天端部	m2		504		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		1,540		
付帯道路工		式		1		
管理用道路工		式		1		
敷砂利	RC-40 敷厚 200mm	m2		190		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
敷砂利	RC-40 敷厚 100mm	m2		190		
敷砂利	RC-40 敷厚 100mm 摺付け部	m2		90		
付帯道路施設工		式		1		
境界工		式		1		
境界杭	150×150　根巻き基礎無し	本		130		
光ｹｰﾌﾞﾙ配管工		式		1		
作業土工		式		1		
掘削(光ｹｰﾌﾞﾙ配管)	土砂 押土無 障害無	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事	（ 当　　初 ）				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
天端敷砂利	RC-40 敷厚 200mm	式		1		
天端敷砂利	RC-40(再利用) 敷厚 200mm	式		1		
配管工		式		1		
配管設置(埋設部)	FEP 管径 80ｍｍ 3条	m		1,206		
埋設標識ｼｰﾄ (材料費)	W=400 2倍折り	m		1,204		
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工		式		1		
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ	1200×600×600 鉄蓋T-25	箇所		4		
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ	900×900×600 鉄蓋T-25	箇所		4		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬・処分		式		1		
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸 【右岸地区】		式		1		
河川土工		式		1		
矢板背面埋戻し工		式		1		
埋戻し		式		1		
堤脚水路掘削工		式		1		
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 押土無 障害無 5,000 m3未満	m3		130		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
水路工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
埋戻し		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
笠ｺﾝｸﾘｰﾄ工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ笠ｺﾝｸﾘｰﾄ	底幅 60ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		49		
矢板工		式		1		
広幅鋼矢板	10H型 広幅鋼矢板平均長さ 7m 鋼矢板打込長 6.5m 鋼矢板平均引抜長 0m	枚		57		
硬質地盤専用圧入機据付・解体		式		1		
吐口工		式		1		
排水管吐口		箇所		1		
ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ﾌﾞﾛｯｸﾏｯﾄ		m2		86		
付帯道路工		式		1		
防止柵工		式		1		
転落(横断)防止柵	柵高 1.1m ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込	m		242		
車両制限柵設置	Ｐ型(W=1500)H=1.1m 再利用	基		2		
舗装準備工		式		1		
不陸整正	補足材無し	m2		204		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (1)		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 200mm	m2		204		
表層(1)(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		204		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工 (2)		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
表層(2)(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) 舗装厚 50ｍｍ 3.0m超	m2		59		
縁石工		式		1		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	B種(180/205×250×600)	m		24		
水路横断工		式		1		
コンクリートスラブ桁工		式		1		
コンクリートスラブ桁		m2		65		
橋台躯体工		式		1		
橋台		m		26		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
車両制限柵撤去	Ｐ型(W=1500)H=1.1m基礎含む再利用撤去	基		2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
構造物取壊し工		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		3		
ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		12		
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 舗装版厚 ５ｃｍ	m2		210		
鋼材切断	鋼矢板(II,III,IV,V,VL,IIw,IIIw,IVw,10H,25H型)	箇所		2		
排水構造物撤去工		式		1		
蓋版撤去	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋 1600×800(1600×1600用)	枚		4		
縁石撤去工		式		1		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ撤去	再利用	m		24		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		3		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事	（ 当　　初 ）				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		12		
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		11		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋)	m3		3		
殻処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(鉄筋)	m3		12		
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		11		
現場発生品運搬	広幅鋼矢板 10H型	式		1		
仮設工		式		1		
水替工		式		1		
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 10m 作業時排水	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事　　（ 当　　初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

Ｒ７利根川下流部周辺整備工事

特記仕様書

令和７年１２月

国土交通省関東地方整備局
利 根 川 下 流 河 川 事 務 所

第１章　総則

第1条　適用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書(令和７年版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３.この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条　主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３.工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第4条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理

技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県全域及び千葉県全域の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条　コリンズ（CORINS）への登録

１．　工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．　受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カ

ルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

４．土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標(緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点 茨城県神栖市波崎 緯度 ３５°４５’４４” 経度１４０°４７’２６”

終点 千葉県銚子市笹本町 緯度 ３５°４７’４７” 経度１４０°４３’１８”

５．土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、銚子出張所管内において、築堤及び光ケーブル配管、堤脚水路及び転落防止柵等を行うものである。

主な工種は、盛土工　約 9,000m3、法覆護岸工　約 3,200m2、境界工　約 130 本、光ケーブル配管工　約 1,200m、矢板工　約 60 枚、防止柵工　約 250m、構造物撤去工　１式、仮設工　１式を予定している。

６．土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
Ｈ２４利根川下流部築堤等設計業務	４０１５４３９６６８
Ｒ２森戸川排水樋管詳細設計業務	４０４２９２５１０４
Ｒ５利根川下流部施設詳細設計業務	４０５７２２４２２９

第7条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

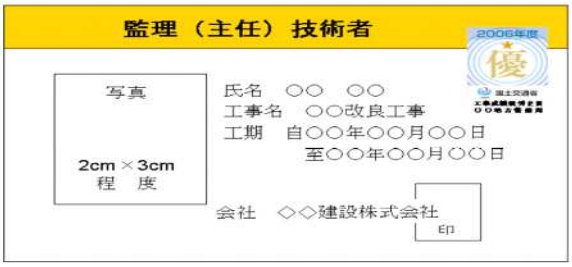

注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第8条　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やか

に監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２.予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川下流河川事務所のホームページにより公表する。

(4)低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第9条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第10条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 水路工（矢板工）

第11条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュア（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第12条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第13条　情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行

うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。） の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」
(http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html)によるものとする。

第15条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」
(http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html)によるものとする。

第16条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第17条　ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第18条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第19条　設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１６から１－１－１－１８に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第20条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第21条　支給材料および貸与物件

支給材料は、下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	支給場所	摘要
鋼矢板	10H 型　L=7.0m （重防食被覆 3.15m2）	枚	57	千葉県銚子市野尻地先 （野尻ﾔｰﾄﾞ） 利根川右岸 9.75k 付近	運搬距離 L=6.0km 以下
PC 板	桁長 L=5.0m 中間用	枚	11	施工場所直近高水敷	－
PC 板	桁長 L=5.0m 地覆用	枚	2	施工場所直近高水敷	－
ゴム支承	20×600×300	個	24	施工場所直近高水敷	－

ゴム支承	20×300×300	個	4	施工場所直近高水敷	―
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ （固定）	φ25 L=600mm （ﾅｯﾄ・角座金付）	本	12	施工場所直近高水敷	―
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ （可動）	φ25 L=600mm （ｱﾝｶｰｷｬｯﾌﾟ付）	本	12	施工場所直近高水敷	―

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第22条　工事現場発生品

工事箇所から発生する現場発生品は以下のとおりである。

品目	規格	単位	数量	受け渡し場所	摘要
鋼矢板	10H 型 L=1.1m	t	0.19	千葉県銚子市野尻地先 （野尻ﾔｰﾄﾞ） 利根川右岸 9.75k 付近	運搬距離 L=6.0km 以下
ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋	1600×800 （1600×1600 用）	枚	4	現場内仮置き	運搬なし

第23条　再生資源の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	管理用道路工、堤防天端工、下層路盤、構造物基礎、工事用道路
再生加熱アスファルト混合物	RA②-13	表層

なお、使用に際し、「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第24条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１.本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

工程毎	工　程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有り　　■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用

の作業内容及び解体方法	②土工	土工事 □有り　■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有り　■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有り　■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有り　■無し	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ■有り　□無し	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

（２）再生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地 受入時間帯
アスファルト殻	片野建設（株） 佐原エコロジーセンター	千葉県香取市与倉 309 の一部他
無筋コンクリート	（有）林建材	千葉県香取市荒北字西沢向 726-1
鉄筋コンクリート	（有）上野藤土建	千葉県匝瑳市今泉 2242-2

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（３）受入時間

片野建設（株）佐原エコロジーセンター：８時００分～１７時００分（定時内）
（有）林建材：８時００分～１７時００分（定時内）
（有）上野藤土建：８時００分～１７時００分（定時内）

２.受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

３.工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書

面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第26条　コンクリート副産物から再生された資源について

１．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

２．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

３．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

４．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

５．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第27条　工事完成図

（１）工事完成図は、複写製本（Ａ－３判見開き）し着色したものを、監督職員に提出するものとする。

（２）製本の際の表紙はＥＸ－５５２１（金文字）とする。

（３）工事完成図の部数は、３部とする。

第28条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領（令和７年３月改定）の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第29条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、

被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 （令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
<https://www.jcomsia.org/kokuban>.
※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第30条　ＩＣＴ活用工（土工）

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。
対象は、土工を含む工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000㎥未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記１）～７）以外の従来手法による起工測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお､位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上､従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数選択可）して実施するものと

する。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
８）施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、３次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はＬＡＳのポイントファイルとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第31条　ＩＣＴ活用工事（舗装工）

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む工事とする。

① ３次元起工測量
② ３次元設計データ作成
③ ＩＣＴ建設機械による施工
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、舗装工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～４）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とす

る。

１）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５.②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。

１）３次元ＭＣ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点 ㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）２）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下１）～２）を原則とするが、現場条件等により以下３）～４）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく

管理項目）での管理を実施してもよい

⑤ ３次元データの納品

５.①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第32条　ＩＣＴ活用工事（法面工）

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象

範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、法面工等の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する３次元データを活用する場合もＩＣＴ活用工事とする。

また、３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と合わせて行うが、ＩＣＴ法面工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。
現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、３次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領による。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第33条　ＩＣＴ活用工事（基礎工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、基礎工を含む工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成
③ 該当なし
④ ３次元出来形管理等の施工管理
⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。基礎工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、基礎工等の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と合わせて行うが、ＩＣＴ基礎工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ＩＣＴ基礎工の３次元設計データとは、３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（基礎工編）で定義する基礎工設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

基礎工の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（２）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領による。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（３）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第34条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第35条　ＩＣＴ活用工事の費用について（土工）

１　ＩＣＴ施工技術を活用する項目については､以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事（土工 1,000 ㎥以上）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２　施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条　ＩＣＴ活用工事の費用について（舗装工）

１　受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するＩＣＴ施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以

下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）２）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２ 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第37条　ＩＣＴ活用工事の費用について（法面工）

１ 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ

施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする.

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２ 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第38条　ＩＣＴ活用工事の費用について（基礎工）

１ 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容及び数量・対象

範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（基礎工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、基礎工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～７）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

２ 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第39条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用施工を行った、全てのＩＣＴ活用工事の施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象工事であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第40条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は､上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、

規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積もりを添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更も合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第41条　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※1 ※1　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料２　オブジェクト分類」を参照）。

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要
２）整理すべき課題
３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
７）３次元モデルの作成・活用に要する費用２．BIM/CIM 実施報告書の作成

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）
９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）
３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第42条　ＤＸデータセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

３次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

ＤＸデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、ＤＸデータセンターの詳細については、ＤＸデータセンターの参考資料（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference）及びポータルサイト（https://dxportal.nilim.go.jp/exonym）を参照すること。

第43条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」に

ついて留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和７年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．　工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。 ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工　種	作業区分	交通誘導警備員	備　考
【左岸石津地区】 河川土工	昼間作業	27人（有資格者）	・交代要員なし ・利根川左岸16.0k付近
【左岸石津地区】 河川土工、法覆護岸工、付帯道路工	昼間作業	31人	・交代要員なし 利根川左岸5.5k付近
【右岸笹本地区】 構造物撤去工	昼間作業	6人（有資格者）	・交代要員なし ・利根川右岸13.5k付近

６．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV 等を使用すること。

URL https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html

第44条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、有資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う１級又は２級検定に合格した者）を配置すること。なお、これによ

り難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第45条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は､工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（％） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第46条　安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第47条　出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－３０工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－６施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６

を参考にすること。

防災措置に要する費用については第１９条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第48条　出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第49条　架空線等事故防止対策

１．施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

２．現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第50条　架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第51条　特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第52条　建設機械の使用

受注者は，本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低

騒音型建設機械を使用するものとする。

第53条　ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

1.　受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の　適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。

2.　受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。

3.　受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。

4.　受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

5.　受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第54条　舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第55条　交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業

者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第56条　特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３６交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

１．当該車両に関する特殊車両通行許可証

２．現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

３．車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－３９官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第57条　現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（１）仮設備関係

環境負荷の低減を実施するものとする。

（２）営繕関係

現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）およびデザインボックス

（交通誘導員待機室）を実施するものとする。

（３）安全関係

盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

（４）地域連携

工事工程表を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第58条　工期

１．工期は、雨天、休日等６５日を見込み、契約の翌日から令和８年１０月３０日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	４０日間
② 後片付け期間	２０日間

③ 雨休率 （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	１．７５

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

（当該工事の作業不能日ではない。）

１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２７日間

過去５か年（2020 年～2024 年）の気象庁（横利根雨量観測所）及環境省（千葉県香取地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事の工期は出水期間を含んでいる。

６月１日から１０月３１日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

・準備、後片付け
・仮設工
・その他監督職員が承諾した工種

【左岸石津地区】
・河川土工
・法覆護岸工
・付帯道路工
・付帯道路施設工
・光ケーブル配管工

【右岸笹本地区】
・河川土工
・水路工
・付帯道路工
・付属物設置工
・水路工断交工
・構造物撤去工

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行

う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和８年１０月３０日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第59条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第60条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第61条　週休二日の対応

１．本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものと

する。

２．週休２日の考え方は下記のとおりである。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また １年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定

・変更した就業規則

４．現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わ

ざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成 した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管 理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達 成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の 場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に 変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、 補正係数を除して変更する。

第62条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、銚子観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第63条　個人情報の取扱について

（基本的事項）

１．受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第６６条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

２．受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに

他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

３．受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

４．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

５．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

６．受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

７．受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

８．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

　前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

９．発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り

扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

10. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

11. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第64条　施工時期及び施工時間の変更

１．本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	すべての工種	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第65条　他工事との調整

１．下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	工期（予定）
Ｒ６利根川左岸石津上排水樋管新設工事	Ｒ７．５～Ｒ８．５

第66条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

② 公共工事等において実用段階に達している技術

③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

３．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第67条　新技術の活用（施工者選定型）

１．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

２．本工事において、第６６条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

３．受注者は、選定した新技術が第６６条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

４．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

５．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

６．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

７．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

８．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第68条　建設現場における遠隔臨場の実施

１．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」

と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第69条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場によ

る工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第70条　契約後ＶＥ方式

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能､性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料､施工方法等に係る設計図書の変更について､受注者が発注者に行う提案である。

１．受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２．以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

（１）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

（２）契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

（３）提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(別紙様式－１～４)に記載し、発注者に提出しなければならない。

（１）設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

（２）ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
（３）ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
（４）発注者が別途発注する関連工事との関係
（５）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項
（６）その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

４．発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

５．受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

６．ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

７．提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

８．ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

９．ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

１０．前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

１１．前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

１２．ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

１３．評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

１４．発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第71条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組

みを実施することができる。本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第66条新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第72条　CCUS 活用推奨モデル工事（試行）

１．本工事は、建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及促進を図るため、CCUS に本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。

２．受注者は、CCUS の活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUS の活用に取り組むものとする。

ただし、受注者が CCUS の活用に取り組まない場合は、本条３．～１０．は適用しないものとする。

３．受注者は、CCUS に本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

４．本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業：建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第５項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が２週間以内の企業を除く。

・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が２週間以内の者を除く。

・CCUS 登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する　CCUS の利用者をいう。

・CCUS 登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。

・登録事業者率：CCUS 登録事業者の数／下請企業の数

・登録技能者率：CCUS 登録技能者の数／技能者の数

・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

・平均登録事業者率：５．に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値

・平均登録技能者率：５．に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値

・平均就業履歴蓄積率：５．に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の

平均値

５．受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降３ヶ月に１回の頻度で計測（以下、計測日）することとする。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。また、初回の計測から３ヶ月未満で工事完了する場合は、工事完了前に計測日を１回設けることとする。なお、各指標の計測日は同一日とし、指標ごとに計測日を設定しないことを基本とする。

ただし、計測頻度については、今後の状況を踏まえて変更する場合がある。計測頻度を変更する場合は、監督職員より別途指示するものとする。

６．計測は受注者により実施するものとし、受注者は計測後速やかに、計測日における各指標の結果や根拠資料を打合せ簿にて発注者に提出する。また、対象工事における最終計測日の計測完了後、受注者は計測日における各指標の平均値を算出し、発注者に結果を提出することとする。なお、根拠資料は、計測日における施工体系図、施工体制台帳、作業員名簿、その他現場に入場している事業者数・技能者数を発注者が客観的に確認できる資料及び CCUS によって受注者が当該計測日において出力した現場の帳票データ等とする。

７．受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率９０％以上、平均登録技能者率８０％以上及び平均就業履歴蓄積率５０％以上（以下、目標基準）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において１点加点を行う。

また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率９０％以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「５．創意工夫」の「その他」において更に１点加点を行う。

８．受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率７０％、平均登録技能者率６０％、平均就業履歴蓄積率３０％のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。

９．CCUS 現場利用料等について当初は計上していないが、下記①、②の項目を支出実績に基づき「CCUS 現場利用料等」として設計変更するものとする。なお、費用計上にあたっては、監督職員と協議することとする。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

原則として、１工事あたり２台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、２台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、２台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は１台あたり１万円、iOS の場合は１台あたり３万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上するものとする。

なお、ＣＣＵＳの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上することとする。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

１０．モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がＣＣＵＳの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

第73条　出来高部分払方式

本工事の部分払は､短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」［国土交通省HP　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照]に基づき行うものとする。

第74条　総価契約単価合意方式について

１．本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

２．共通仕様書第３編３－１－１－１第２項、第６項及び第７項に係る規定は適用しないものとする

受注者は、契約書第３条第１項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

３．発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第75条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリング株式会社に委託している。

第76条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 12 月 13 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

３．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

４．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
５．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
６.施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
７．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
　ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第77条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第78条　工事完成図書の納品

1.　本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和６年３月）」を参考とするものとする。
2.　本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3.　成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第79条　技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨

を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第80条　書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。

第81条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第82条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

1．　本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

2．　受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

3．　発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4．　発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第２章　土工

第83条　ストックヤードからの土砂の利用について

盛土工に使用する土砂については、本工事内にて発生した土砂および下記の条件の土砂を利用するものとする。工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、下記の条件により難い場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

１．箇所・距離

茨城県神栖市太田地先（利根川左岸 16.0k 付近）（運搬距離Ｌ＝22.5km 以下）

２．ストックヤードからの土砂の土質条件（改良の必要性の有無）等

改良土 土砂改良：不要

３．ストックヤードの管理者

利根川下流河川事務所

第84条　一般事項

１．発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

２．盛土箇所（掘削箇所）において 20 ㎝以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

３．剥ぎ取った表土は以下に運搬敷き均しするものとする。

左岸石津地区：築堤　利根川左岸 6.8k 付近高水敷（運搬距離 L=0.3km 以下）

右岸笹本地区:堤脚水路掘削、水路　利根川右岸 13.5k 付近高水敷(運搬距離 L=0.3 km以下)

４．盛土に使用する土砂は掘削および床堀により発生した土砂を流用し、不足土については利根川左岸 16.0k 付近（川尻 SY）の土砂を使用するものとする。（運搬距離Ｌ＝22.5 km以下）

５．光ケーブル配管工で発生する土砂については、利根川左岸 16.0k 付近（川尻 SY）に運搬するものとする。（運搬距離Ｌ＝19.0 km以下）

なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

第85条　掘削工

掘削土量は、地山の体積とし、掘削土量に変動が生じた場合は変動量について監督職員と協議しなければならない。

第86条　盛土工

１．締固め管理は、以下に示す乾燥密度あるいは空気間隙率によるものとする。

①乾燥密度による規定「関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値」（令和 7 年 3 月改定）によるものとする。

②空気間隙率による規定

「関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値」（令和 7 年 3 月改定）によるものとする。

２．沈下により盛土量が変動する恐れのある場合は、沈下板による沈下計測を実施することができる。なお、沈下計測を実施する場合は、沈下板の設置位置、計測時期等について、監督職員と協議するものとする。また、沈下が確認された場合は、監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とする。

３．盛土の数量は、締固め後の体積とする。

第87条　作業土工（床掘り・埋戻し）

１．床堀土砂は、現場付近に仮置きするものとする。

２．埋戻しに使用する土砂は、現場付近に仮置きしてある土砂を流用する。

第３章　無筋・鉄筋コンクリート

第88条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離

・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第89条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用　途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水ｾﾒﾝﾄ比	呼び強度	ｾﾒﾝﾄの種類
均しコンクリート 間詰コンクリート	25(20)㎜	8cm	―	18N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄＢ種
地覆コンクリート 橋台コンクリート 吐口部コンクリート	25(20)㎜	12 cm	55％以下	24N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄＢ種

笠コンクリート （中詰コンクリート）	25(20)㎜	8cm	60%以下	24N/mm2	高炉ｾﾒﾝﾄＢ種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成 14 年 8 月一部改正)により行うものとする。

第90条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
・管(函)渠等(φ600 未満、600㎜×600㎜未満)の構造物。
・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
・耐久性を期待しない構造物。
・河川における護岸構造物(特殊堤及び船着場等は除く。)

第91条　モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は普通ポルトランドセメントでセメント量は、530kg/m3（又は、１：３）とする。

第４章　土木工事材料

第92条　一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度	適用
表層	40～60	冬期間に係る場合は 60～80 を使用できる。

第93条　加熱アスファルト混合物

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒形は下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒形	アスファルトの種類	摘要
RA②	再生密粒度アスコン	13㎜	5.0%～7.0%	表層

第94条　芝

芝は野芝で半土付きとする。

第５章　一般施工

第95条　境界工

境界杭の詳細位置については、別途杭座標を貸与する。

第96条　仮設工

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。なお、現場条件等で必要になった仮設については監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

第97条　工事用道路工

運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

第98条　水替工

本工事における水替工は下記を見込んでいる。現場条件によりこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

工種	ポンプ台数	排水量区分	排水方法
水路工（吐口工）	口径 200㎜×1 台	0 以上 120(m3/h)未満	作業時排水

第６章　その他

第99条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第100条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

(1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

(2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

(3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの

一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

(6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第101条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。

イ）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第102条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知す

るものとする。

第103条 特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第64条 第58条 第58条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ■ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ■ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第52条、第53条 第98条 第54条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第43条、第44条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第97条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 □ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第 84 条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ■工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第 22 条 第 21 条

概略工事工程表

工事名：Ｒ７利根川下流部周辺整備工事

工種	単位	数量	令和７年度		令和８年度							備考
			２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	
余裕期間	式	1		契約★									
準備工	式	1											・４０日間
【左岸地区】													
河川土工	式	1											(1pt)
法覆護岸工	式	1											(1pt)
付帯道路工	式	1											(1pt)
付帯道路施設工	式	1											(1pt)
光ｹｰﾌﾞﾙ配管工	式	1											(1pt)
仮設工	式	1											(1pt)
【右岸地区】													
河川土工	式	1											(1pt)
水路工	式	1											(1pt)
付帯道路工	式	1											(1pt)
付属物設置工	式	1											(1pt)
水路横断工	式	1											(1pt)
構造物撤去工	式	1											(1pt)
後片付け	式	1											・２０日間
制約条件 お盆	－												・8月中旬
制約条件 ｼﾗｽｳﾅｷﾞ漁期	－												・12月1日～4月30日
制約条件 出水期間	－												・6月1日～10月31日

位　置　図

S=1:50,000

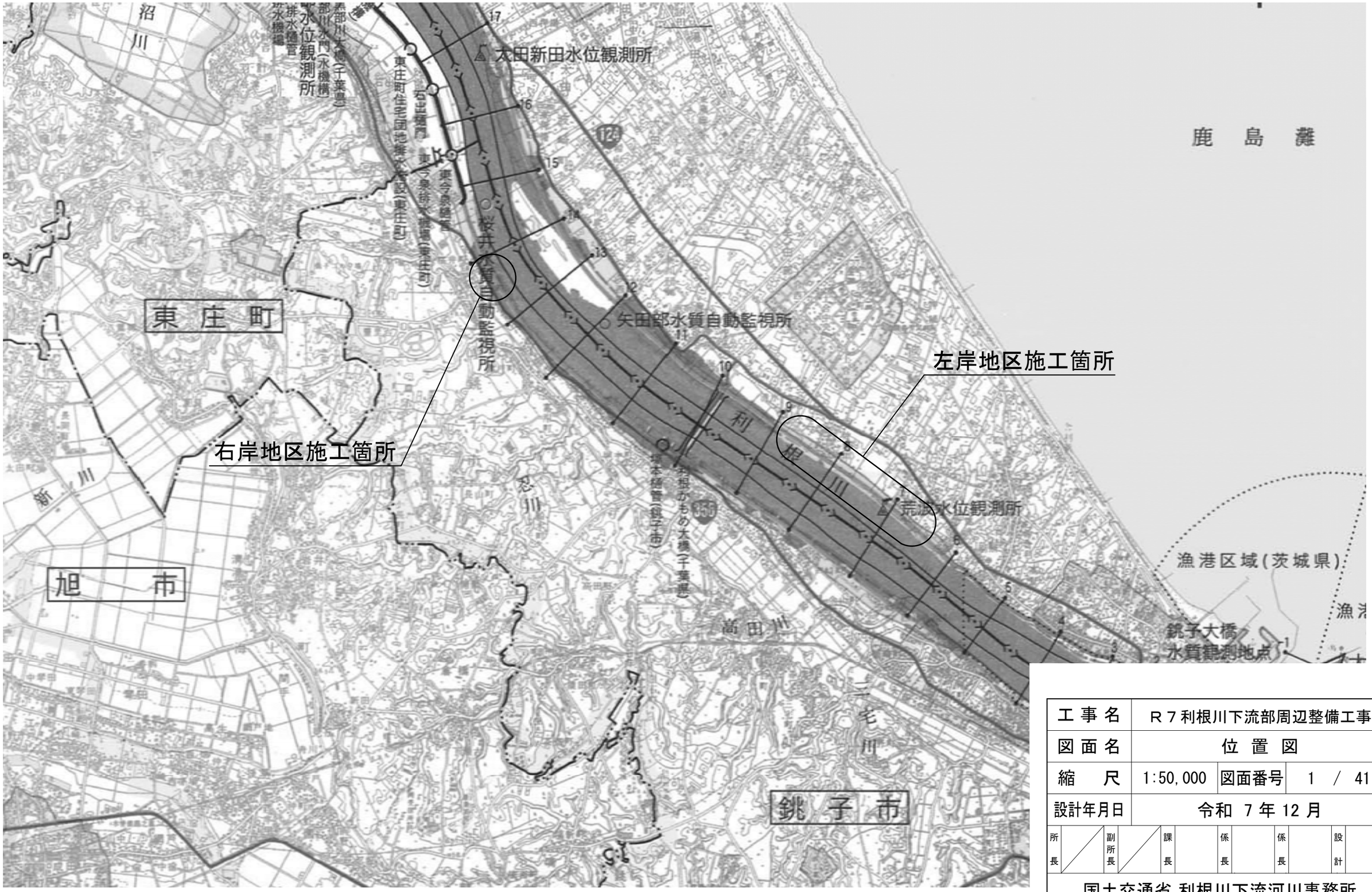

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	位　置　図		
縮　尺	1:50,000	図面番号	1 / 41
設計年月日	令和 7 年 12 月		

所長	副所長	課長	係長	係長	設計

国土交通省 利根川下流河川事務所

平　面　図

S=1:500

【左岸地区】

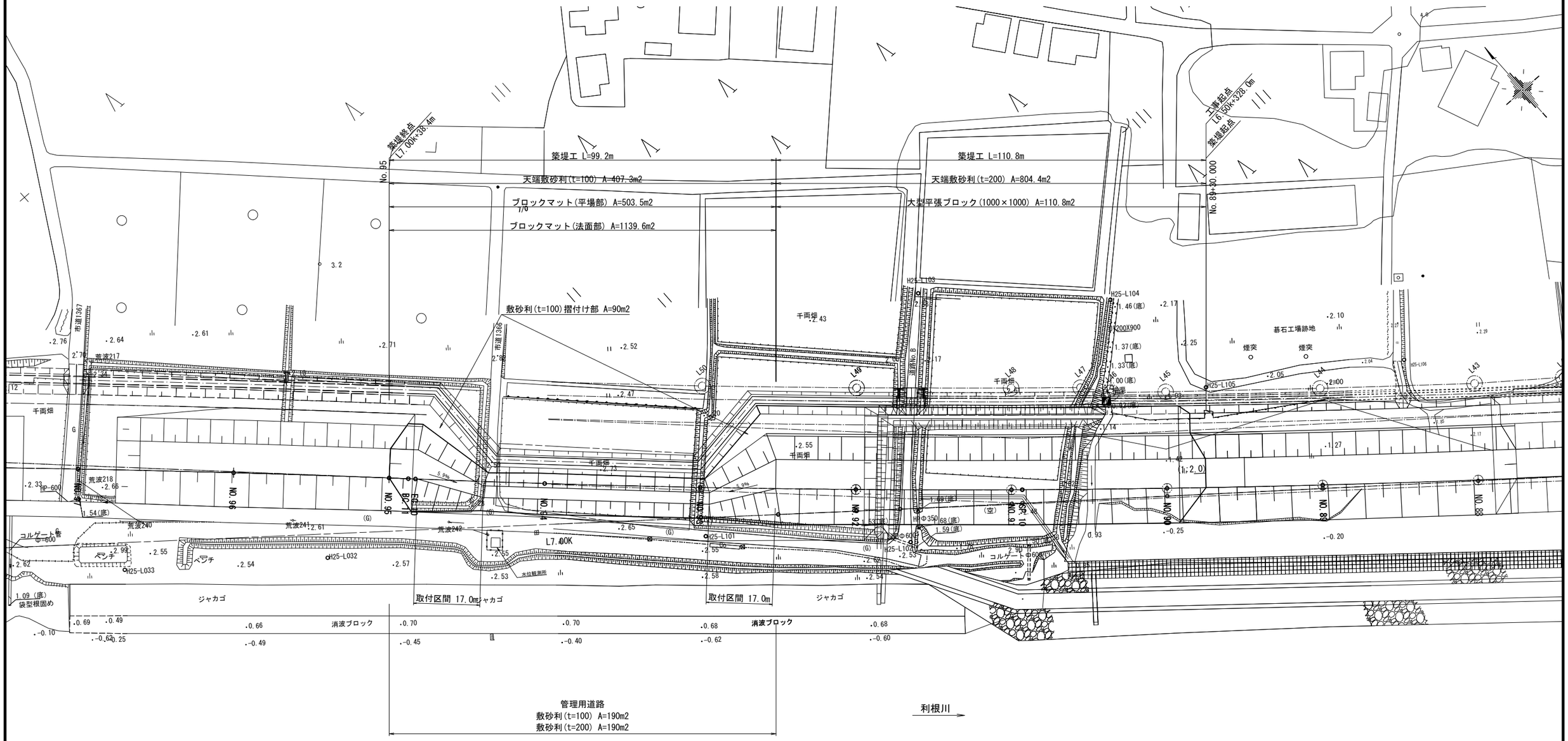

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	平　面　図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:500	図面番号	2 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

築堤縦断図（1）

V=1:100
H=1:1000

【左岸地区】

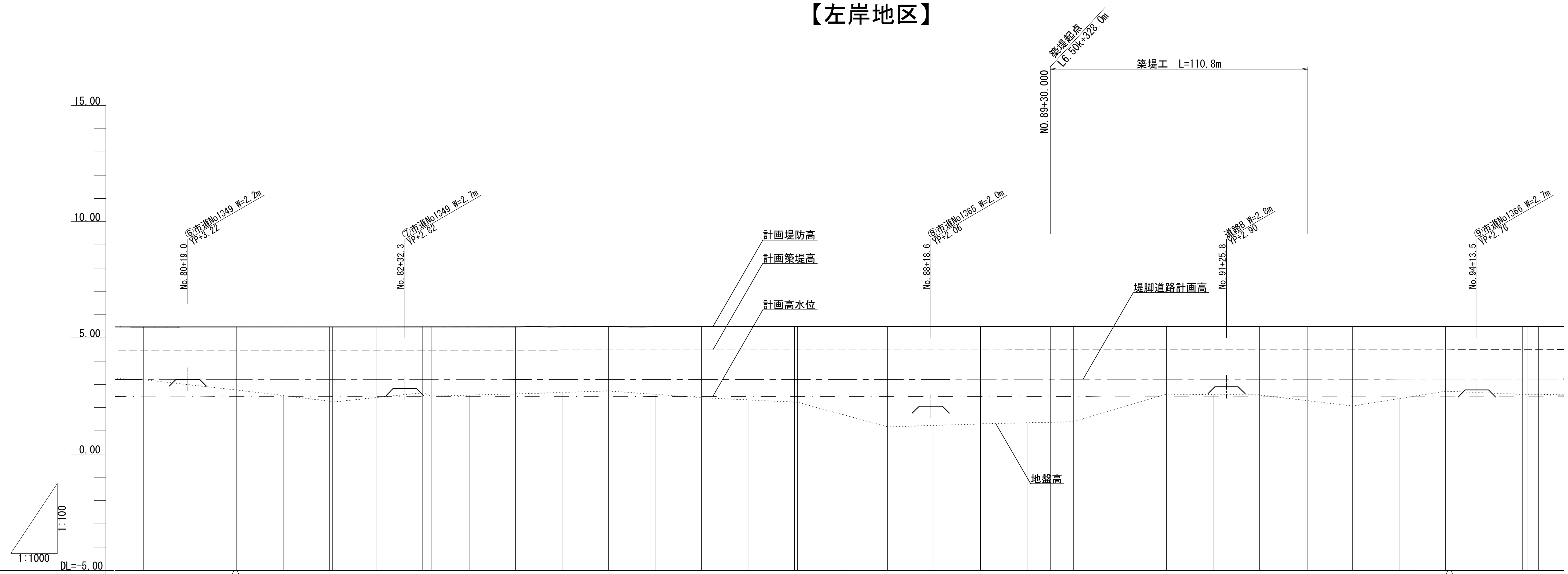

堤防 計画高水勾配: 5.470 ― i=0.0044% L=522.172 ― 5.493

堤脚道路 計画勾配: 3.201 ― i=0.0044% L=522.172 ― 3.224

測点	単距離	追加距離	計画堤防高（計画築堤高＋1.000m）	計画築堤高（計画高水位＋2.000m）	計画高水位	地盤高	堤脚道路 計画高
NO.80	40.000	3200.000	5.468	4.468	2.468	3.19	3.20
6.50k	39.497	3239.497	5.470	4.470	2.470		3.20
NO.81	0.503	3240.000	5.470	4.470	2.470	2.75	3.20
NO.82	40.000	3280.000	5.472	4.472	2.472	2.27	3.20
NO.82 +1.193	1.193	3281.193	5.472	4.472	2.472	2.23	3.20
NO.82 +20.000	18.807	3300.000	5.473	4.473	2.473		3.20
NO.82 +22.456	2.456	3302.456	5.473	4.473	2.473	2.38	3.20
NO.83	17.544	3320.000	5.474	4.474	2.474	2.63	3.20
NO.83 +3.718	3.718	3323.718	5.474	4.474	2.474	2.49	3.20
NO.84	36.282	3360.000	5.475	4.475	2.475	2.58	3.21
NO.85	40.000	3400.000	5.477	4.477	2.477	2.71	3.21
NO.86	40.000	3440.000	5.479	4.479	2.479	2.42	3.21
NO.87	40.000	3480.000	5.481	4.481	2.481	2.23	3.21
NO.87 +1.198	1.198	3481.198	5.481	4.481	2.481	2.23	3.21
NO.87 +20.000	18.802	3500.000	5.481	4.481	2.481		3.21
NO.88	20.000	3520.000	5.482	4.482	2.482	1.16	3.21
NO.89	40.000	3560.000	5.484	4.484	2.484	1.29	3.22
NO.89 +30.000							
NO.90	40.000	3600.000	5.486	4.486	2.486	1.39	3.22
NO.90 +37.215	37.215	3637.215	5.488	4.488	2.488	2.52	3.22
NO.91	2.785	3640.000	5.488	4.488	2.488	2.57	3.22
NO.92	40.000	3680.000	5.489	4.489	2.489	2.54	3.22
NO.92 +20.000	20.000	3700.000	5.490	4.490	2.490		3.22
NO.92 +20.787							
NO.93	20.000	3720.000	5.491	4.491	2.491	2.06	3.22
NO.94	40.000	3760.000	5.493	4.493	2.493	2.70	3.22
7.00k	1.669	3761.669	5.493	4.493	2.493		3.22
NO.94 +33.231	31.562	3793.231	5.494	4.494	2.494	2.56	3.23
NO.94 35.064	1.833	3795.064	5.494	4.494	2.494	2.57	3.23
NO.95	4.936	3800.000	5.495	4.495	2.495	2.57	3.23

曲線: R=2000 L=42.525 ／ R=∞ L=157.481 ／ R=3500 L=312.032 ／ R=∞ L=1.833

- 計画堤防高
- 計画築堤高
- 計画高水位
- 堤脚道路計画高
- 地盤高

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	築堤縦断図（1）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	V=1:100 H=1:1000	図面番号	3 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

築堤縦断図（２）

V=1:100
H=1:500

【左岸地区】
（暫定区間）

計画堤防高
計画築堤高
土堤天端高(舗装川表端)
計画高水位
地盤高

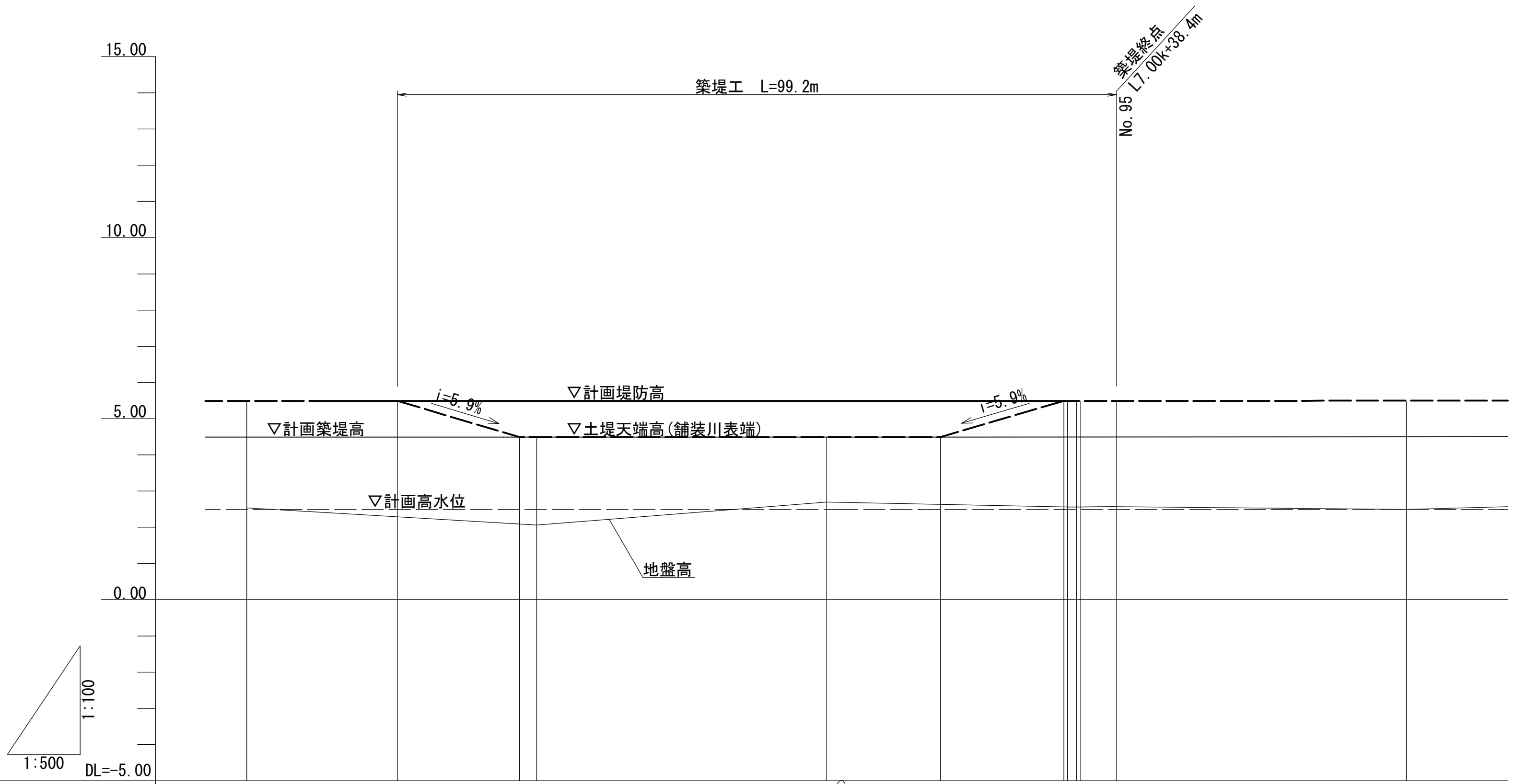

計画高水勾配		i=1/227 L=522.172			5.493		i=1/223 L=130.831					
堤防	計画堤防高（計画築堤高＋1.000m）	5.489	5.490	5.491	5.491	5.493	5.494	5.494	5.494	5.494	5.495	5.496
堤防	計画築堤高（計画高水位＋2.000m）	4.489	4.490	4.491	4.491	4.493	4.494	4.494	4.494	4.494	4.495	4.496
堤防	土堤天端高	5.489	5.490	4.491	4.491	4.493	4.494	5.494	5.494	5.494	4.495	
堤防	計画高水位	2.489	2.490	2.491	2.491	2.493	2.494	2.494	2.494	2.494	2.495	2.496
追加距離		0.000	20.787	37.645	40.000	80.000	95.710	112.729	113.231	115.064	120.000	160.000
単距離		0.000	20.787	16.858	2.355	40.000	15.710	17.019	0.502	1.833	4.936	40.000
測点		NO.92	NO.92 +20.787	NO.92 +37.645	NO.93	NO.94	NO.94 +15.710	NO.94 +32.729	EC10	BC11	NO.95	NO.96

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	築堤縦断図（２）		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	V=1:100 H=1:500	図面番号	4 / 41
設計会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

標準断面図

S=1:100

【左岸地区】

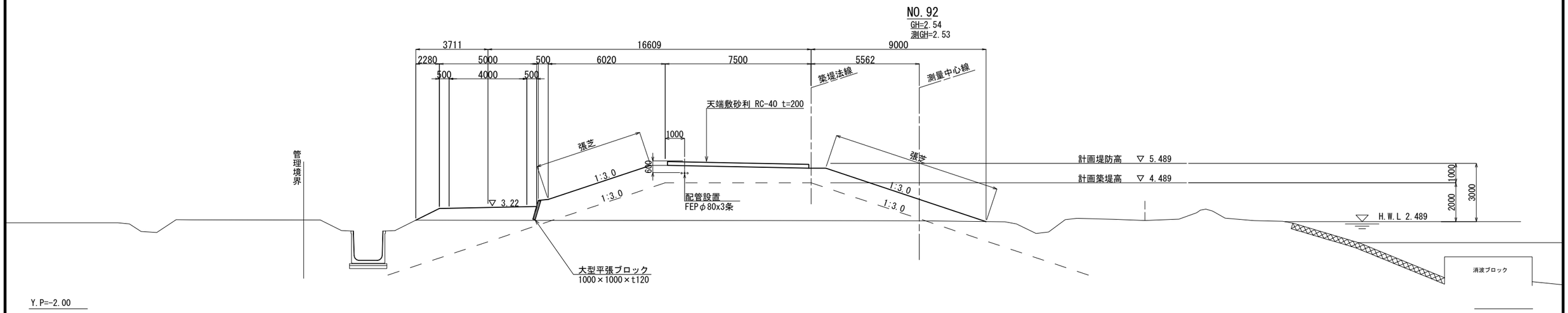

暫定区間

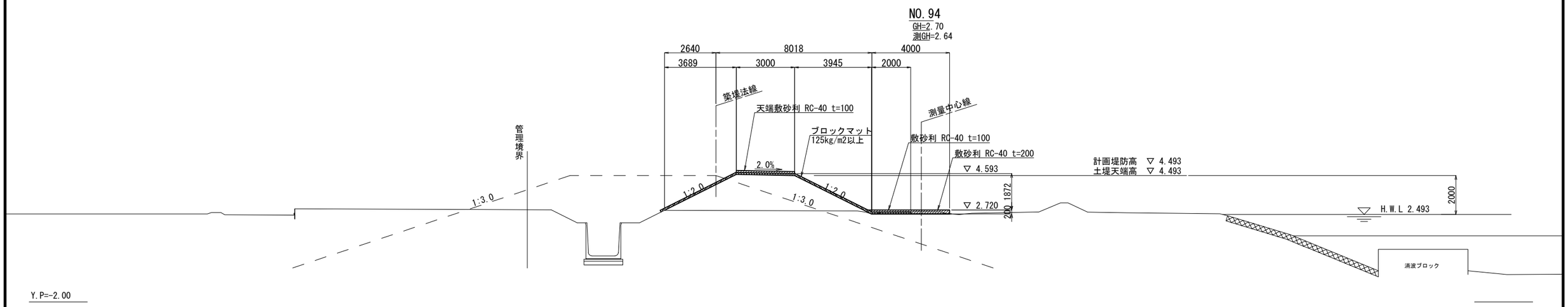

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	標準断面図		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	5 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

横 断 図（1）

S=1:100

【左岸地区】

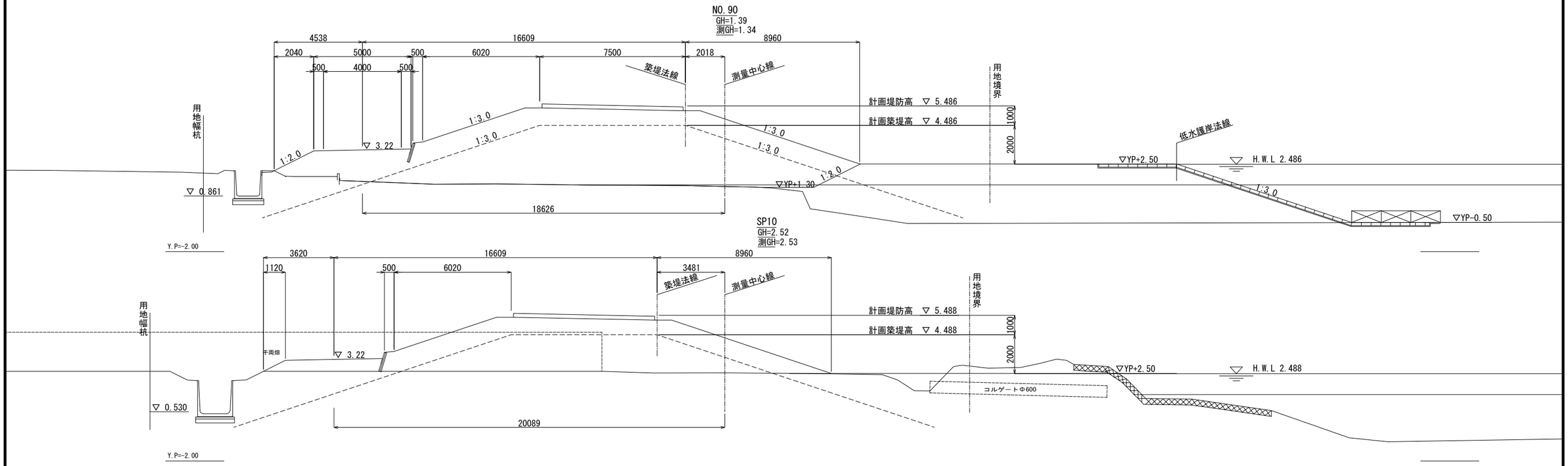

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	横 断 図（1）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	6 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

横 断 図（2）

S=1:100

【左岸地区】

NO.92
GH=2.54
測GH=2.53

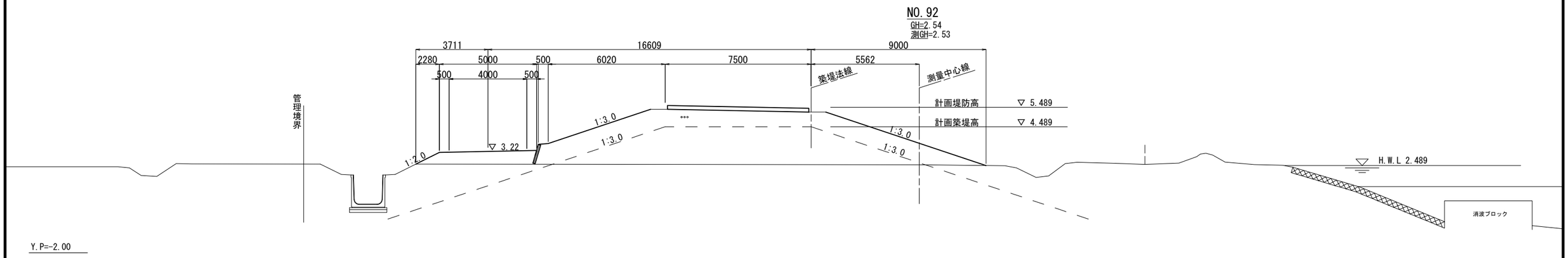

NO.92+20.787
GH=2.57

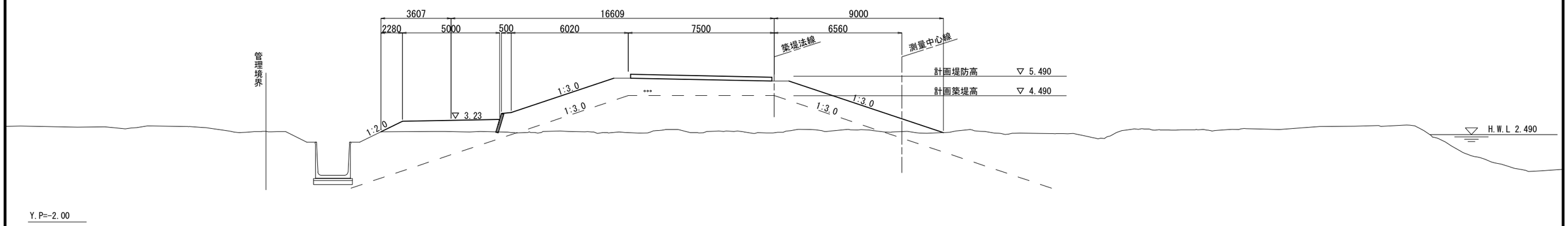

NO.93
GH=2.68

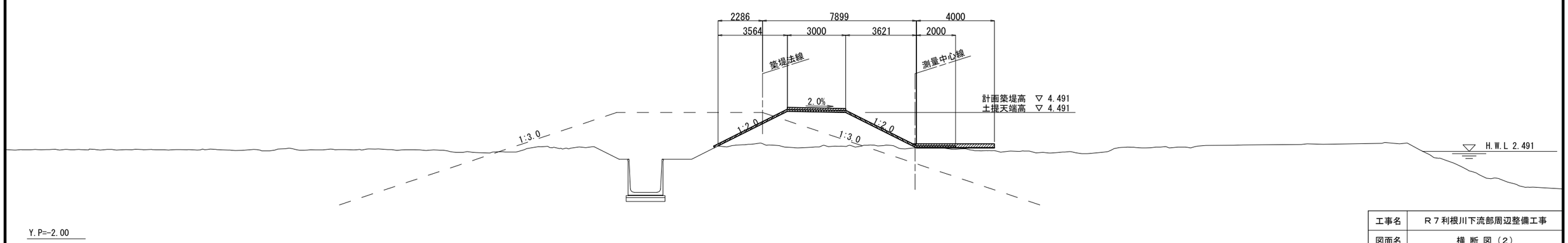

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	横 断 図（2）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	7 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

横 断 図（3）

S=1:100

【左岸地区】

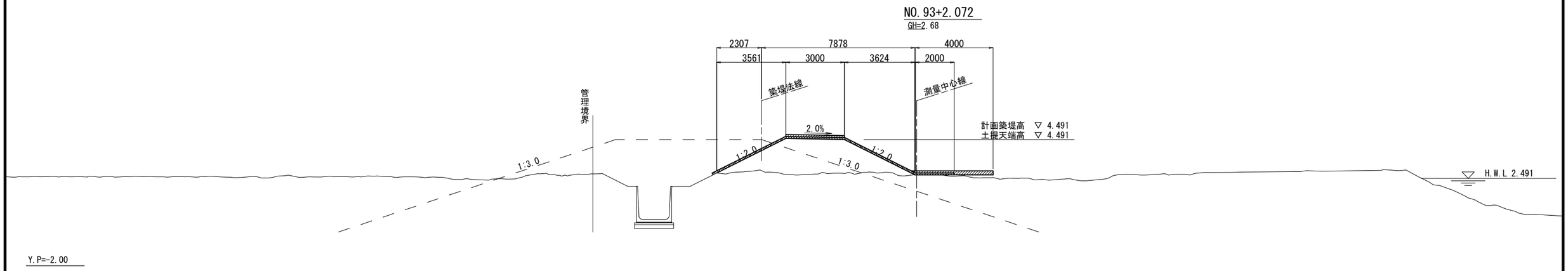

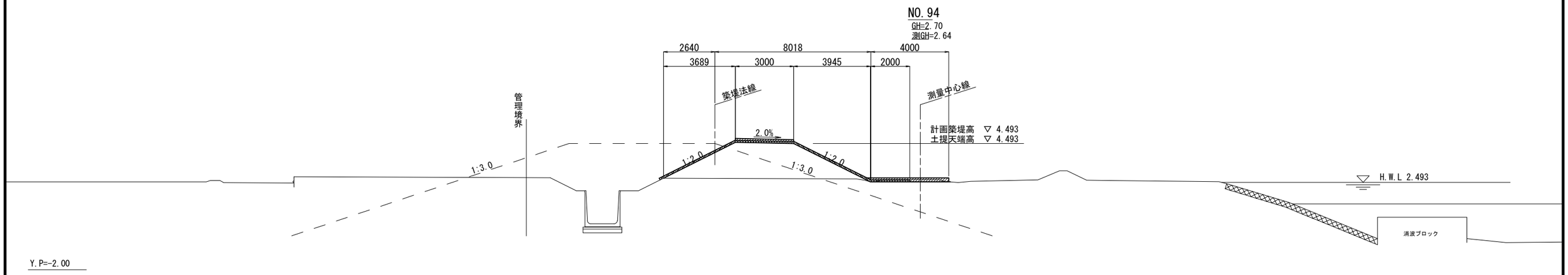

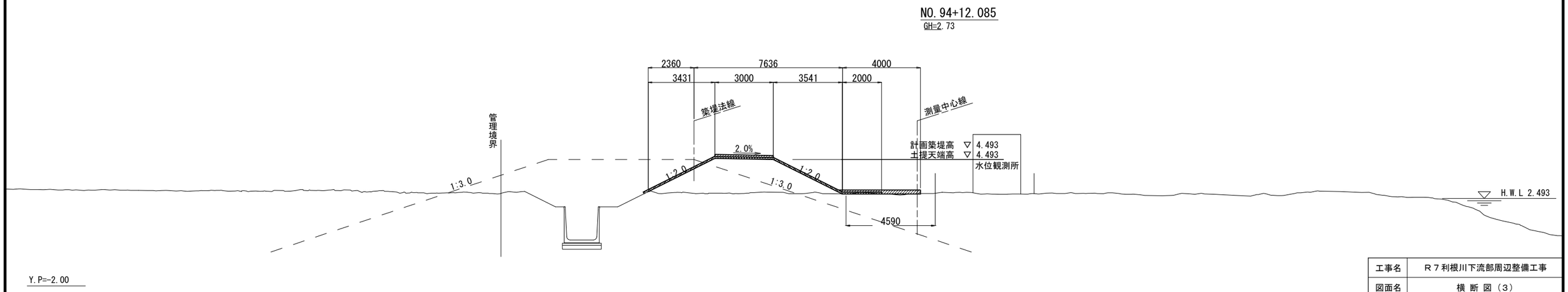

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	横 断 図（3）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	8 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

横 断 図（4）

S=1:100

【左岸地区】

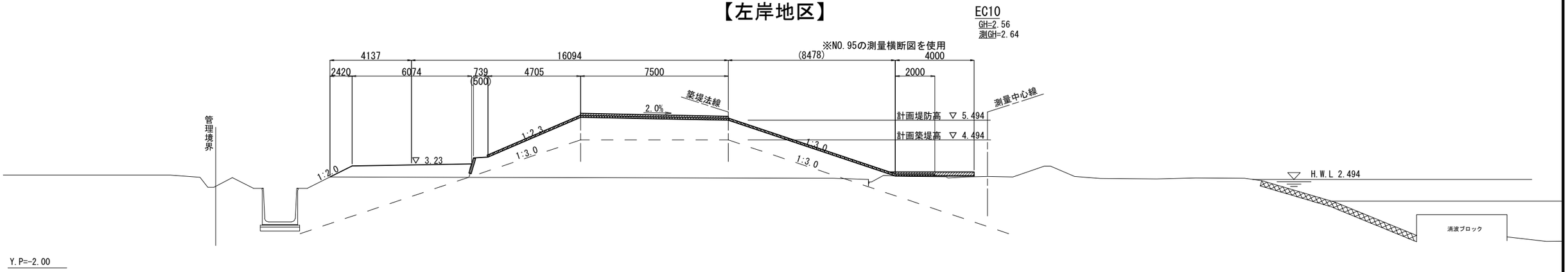

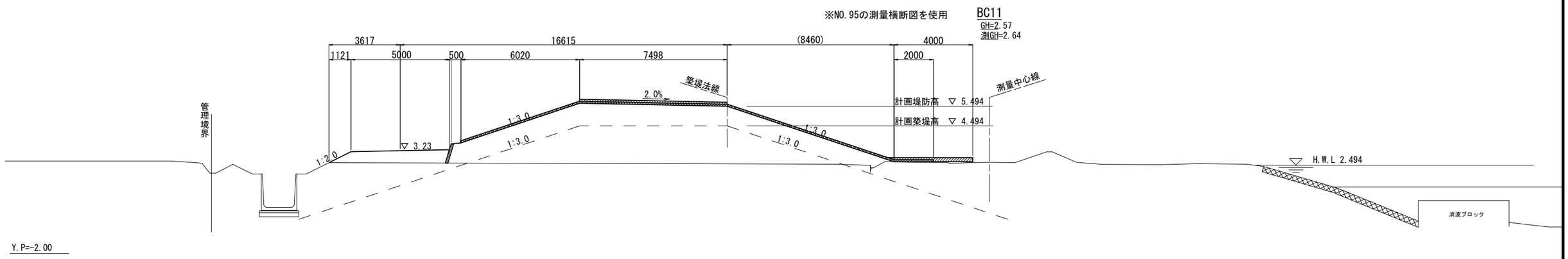

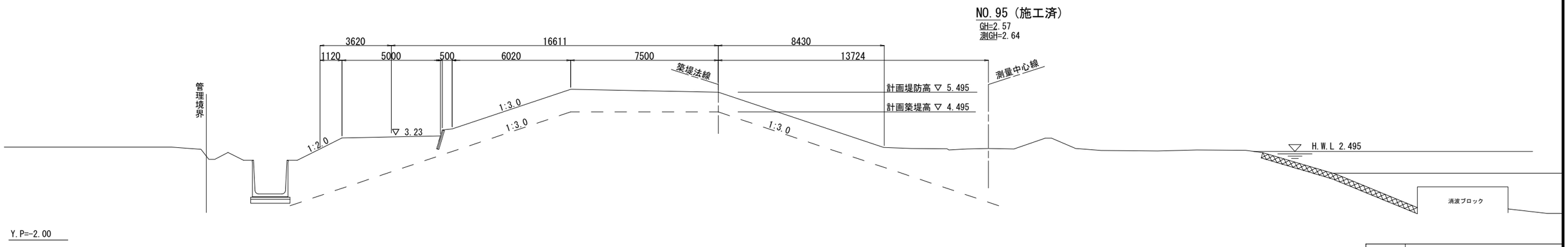

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	横 断 図（4）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	9 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

法面保護工詳細図（１）

【左岸地区】

川表側詳細図　S=1:200

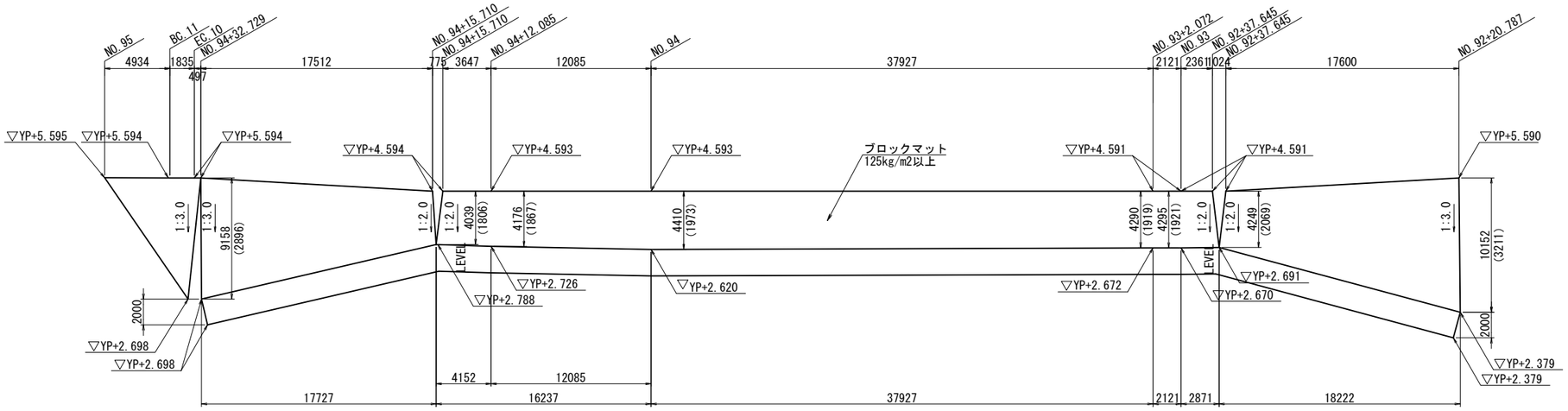

標準断面図　S=1:100

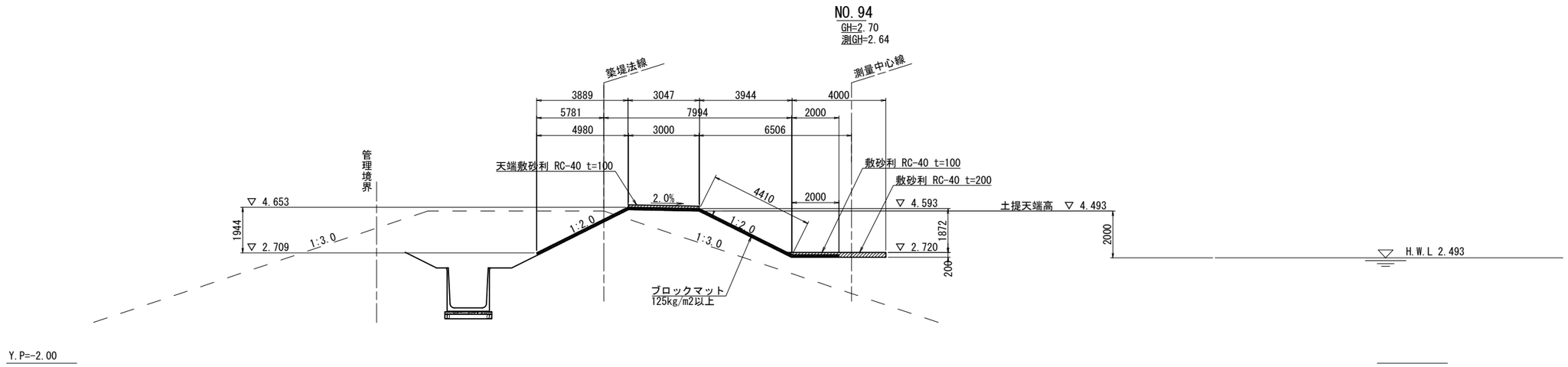

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	法面保護工詳細図（１）		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	図 示	図面番号	10 / 41
設計会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

法面保護工詳細図（２）

【左岸地区】

川裏側詳細図　S=1:200

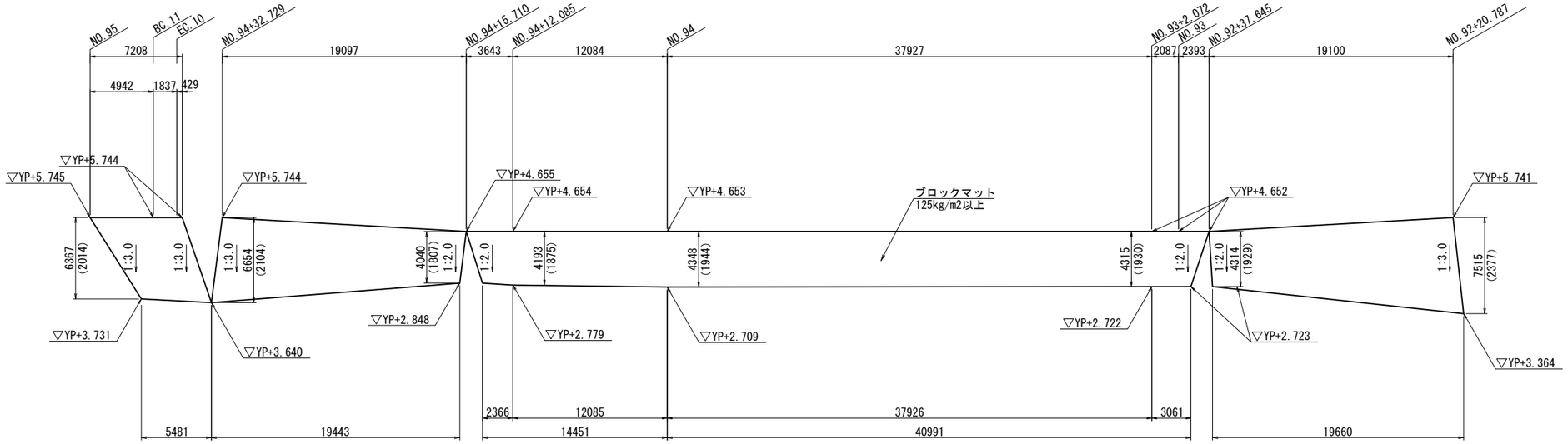

標準断面図　S=1:100

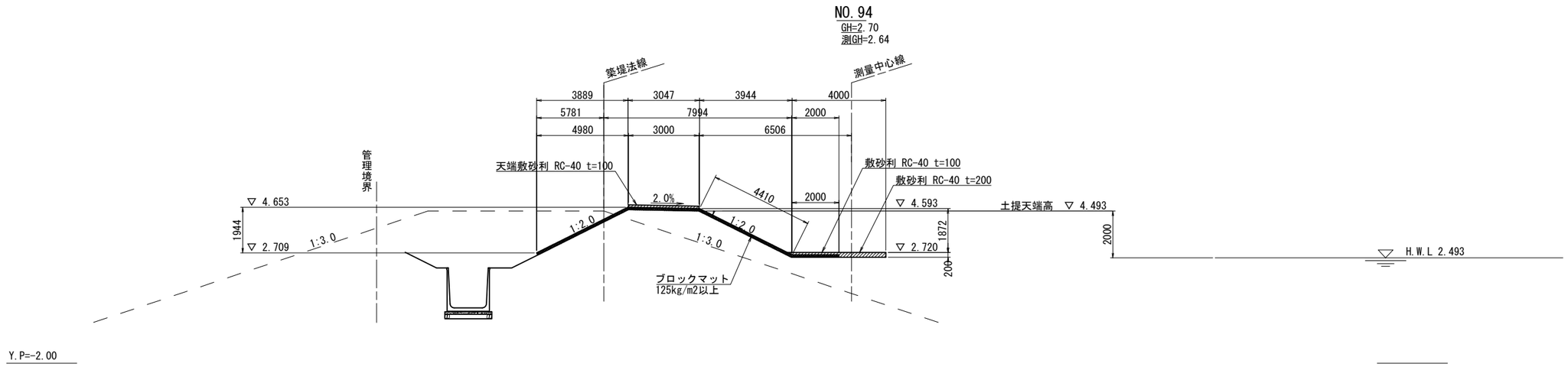

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	法面保護工詳細図（２）		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	図 示	図面番号	11 / 41
設計会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

法面保護工詳細図（３）

【左岸地区】

堤防天端詳細図　S=1:200

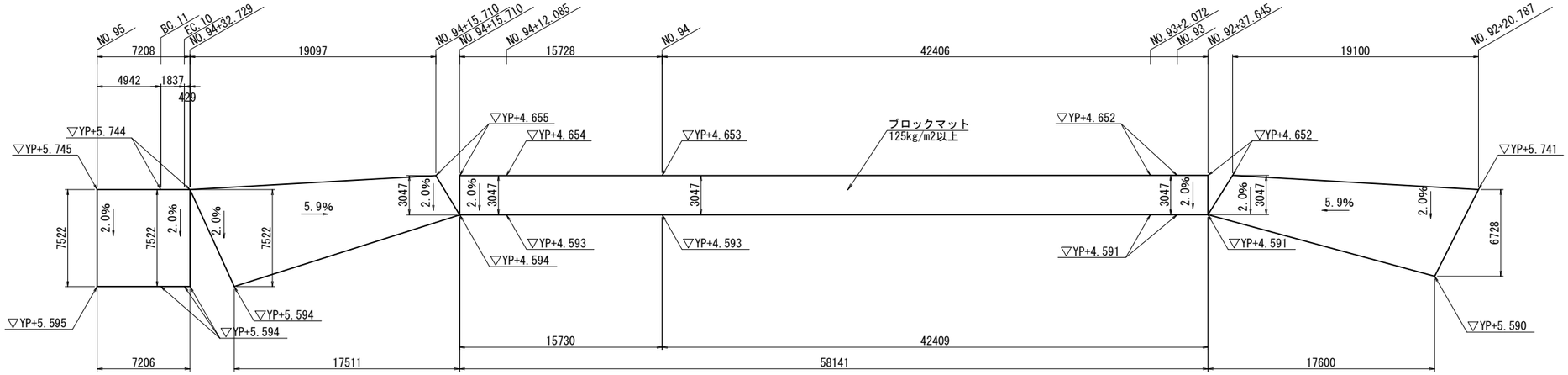

標準断面図　S=1:100

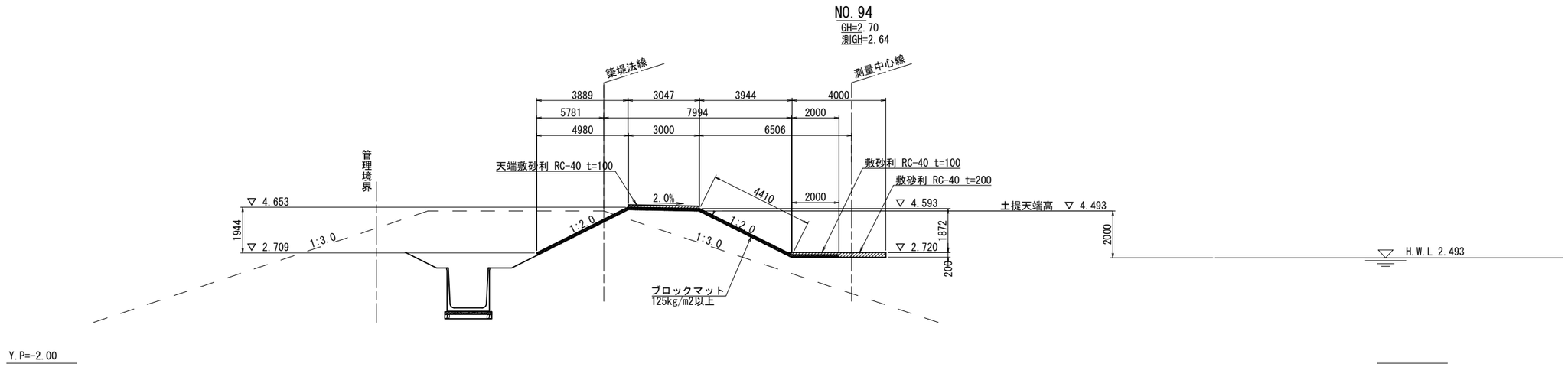

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	法面保護工詳細図（３）		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	図 示	図面番号	12 / 41
設計会社名	株式会社 オリエンタルコンサルタンツ		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

境界杭設置平面図

S=1:2500

【左岸地区】

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	境界杭設置平面図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:2500	図面番号	13 / 41
設計会社名			
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

境界杭詳細図

【左岸地区】

杭構造図　S=1:3

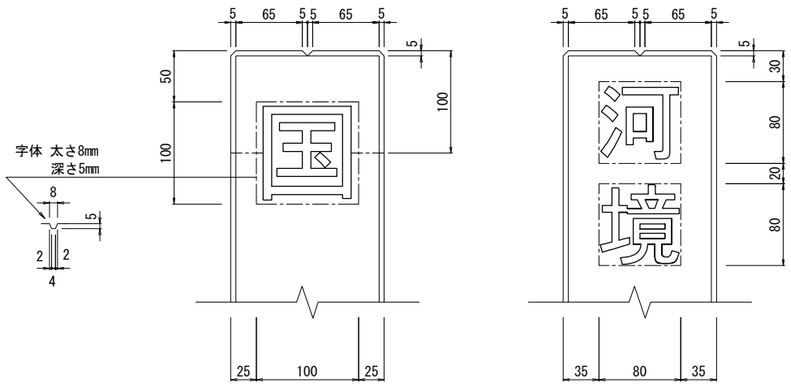

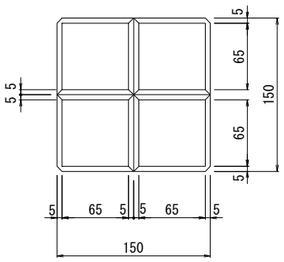

設置図　S=1:5

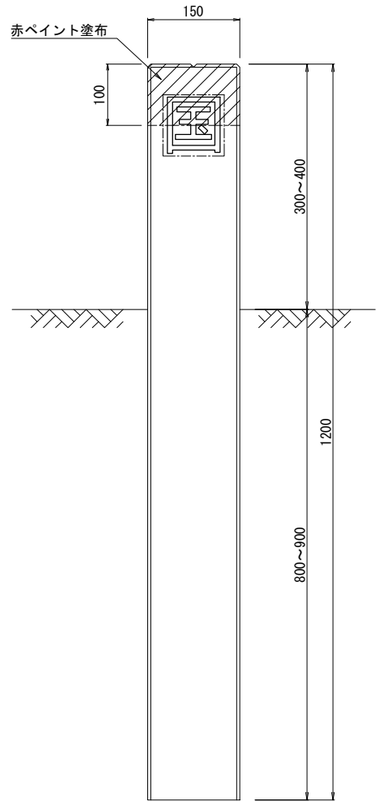

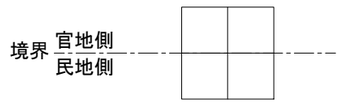

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	境界杭詳細図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	図 示	図面番号	14 / 41
設計会社名			
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

光ケーブル配管平面図（1）

S=1:1000

【左岸地区】

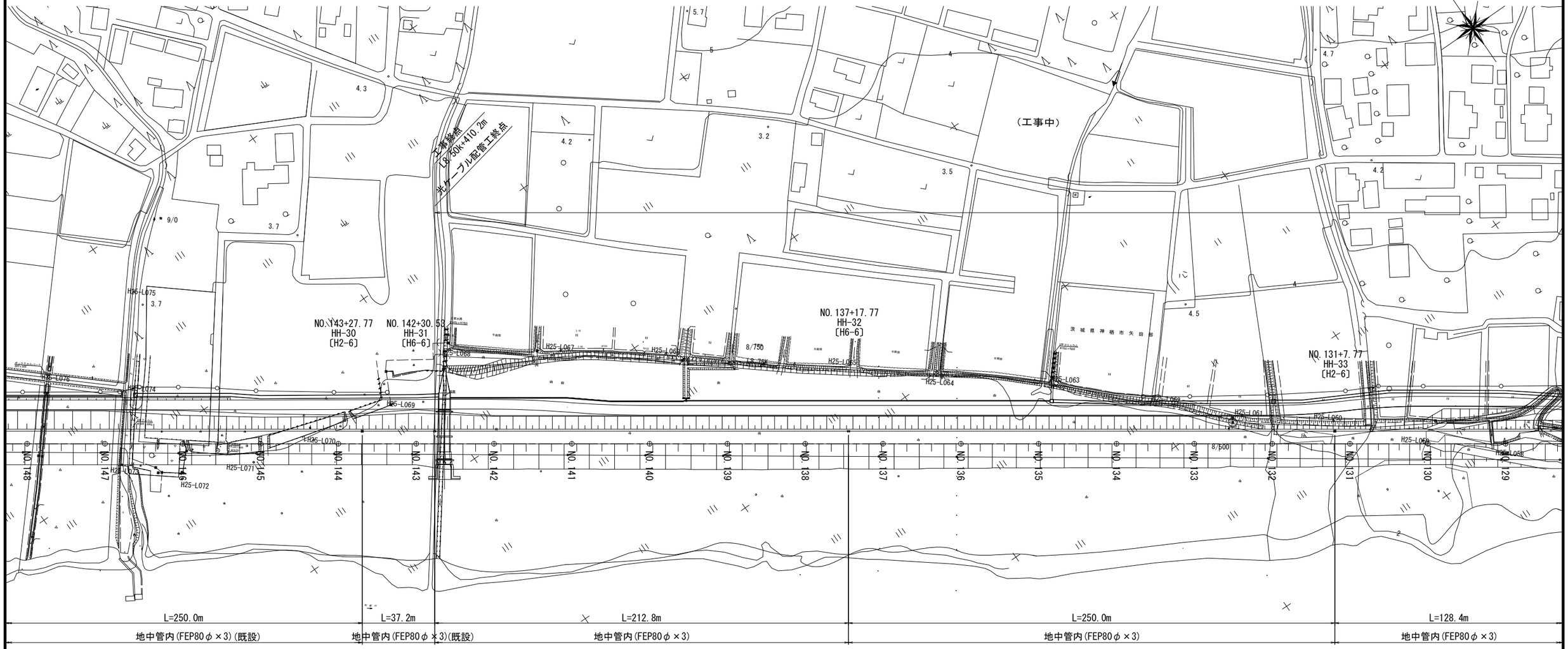

凡例

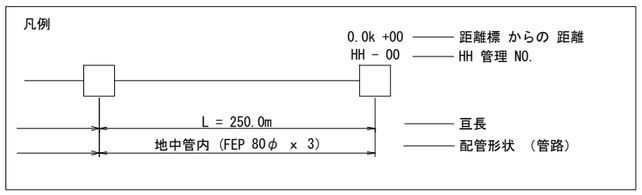

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	光ケーブル配管平面図（1）		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:1000	図面番号	15 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

光ケーブル配管平面図（２）

S=1:1000

【左岸地区】

凡例

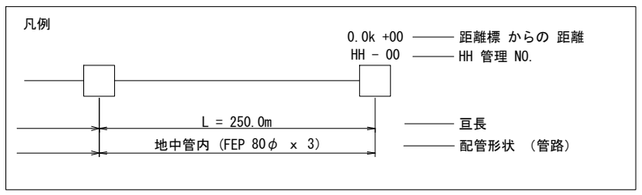

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	光ケーブル配管平面図（２）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:1000	図面番号	16 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

光ケーブル配管平面図（３）

S=1:1000

【左岸地区】

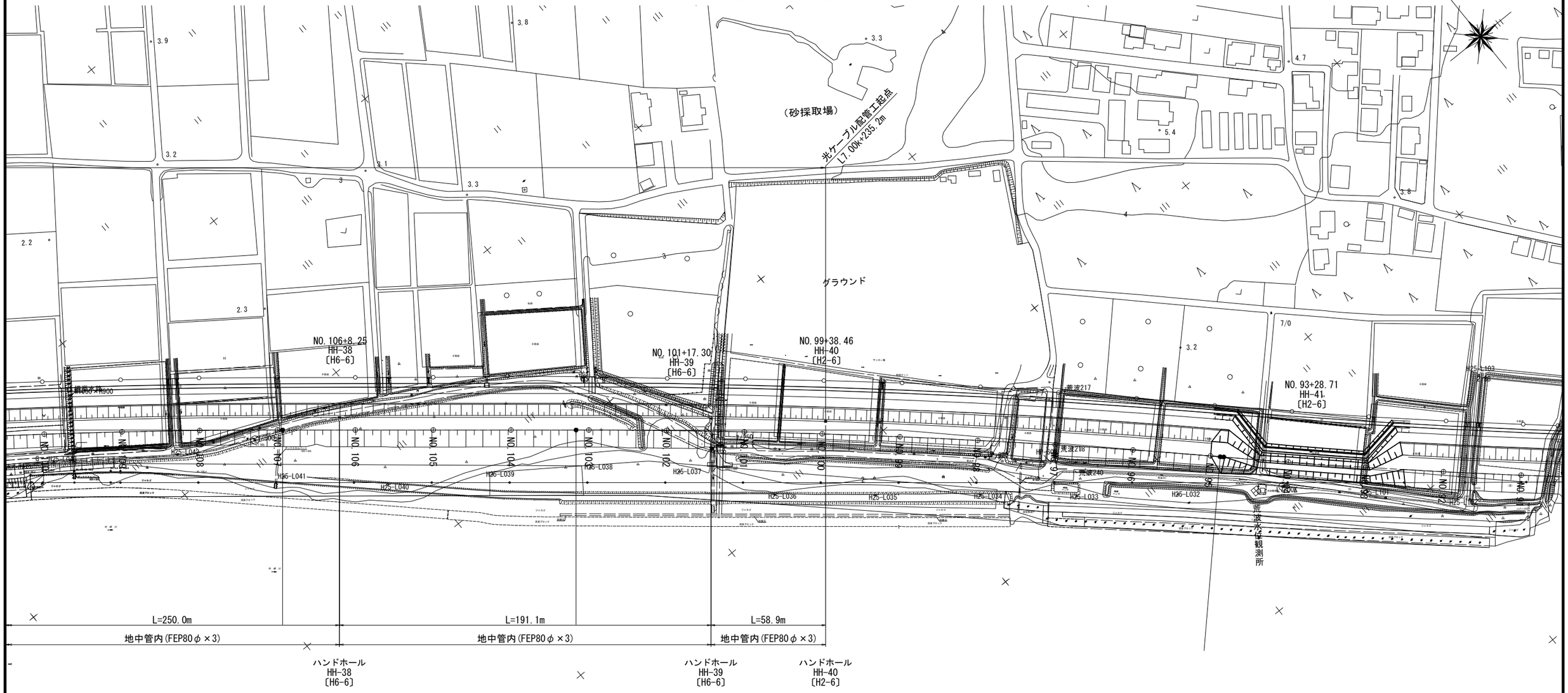

凡例

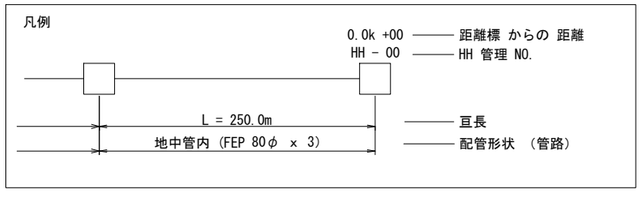

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	光ケーブル配管平面図（３）		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:1000	図面番号	17 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

光ケーブル敷設系統図

【左岸地区】

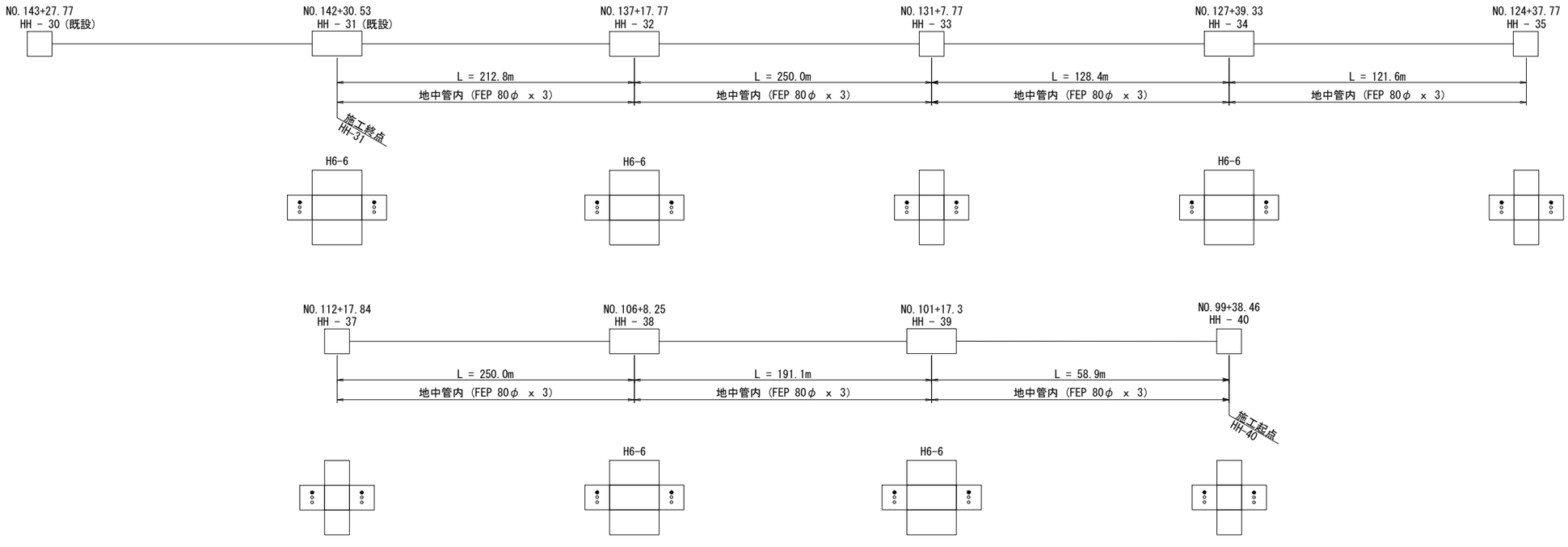

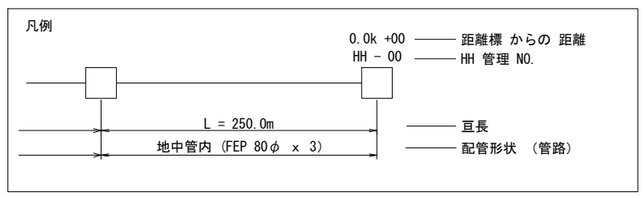

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	光ケーブル敷設系統図		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	―	図面番号	18 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

埋設工標準断面図
【左岸地区】

標準断面図　S=1:150

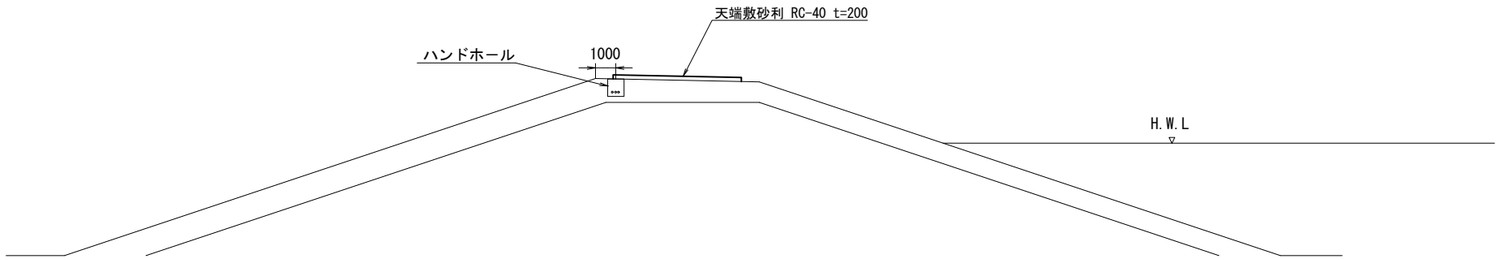

配管工詳細図　S=1:10

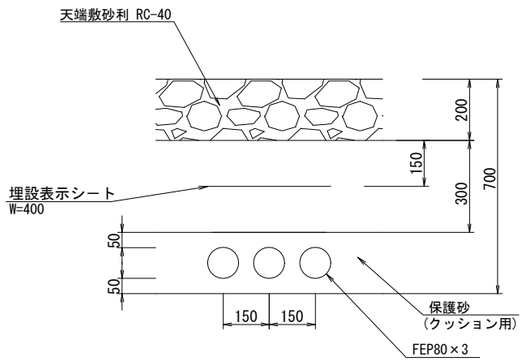

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	埋設工標準断面図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	図 示	図面番号	19 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

ハンドホール詳細図　S=1:10

【左岸地区】

ハンドホール（H2-6）

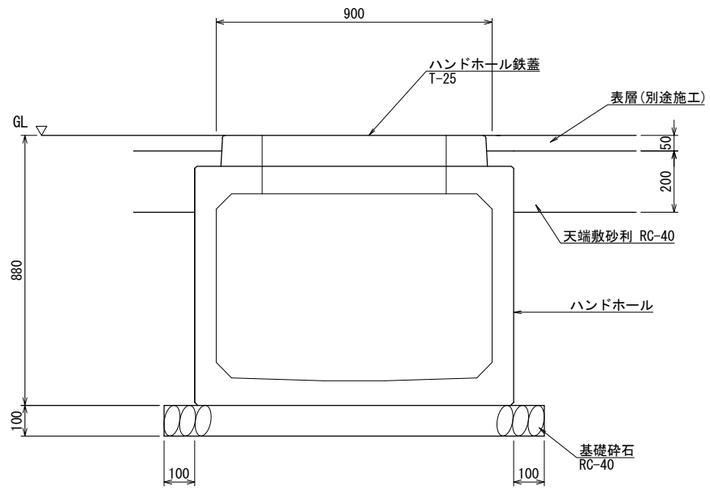

ハンドホール（H6-6）

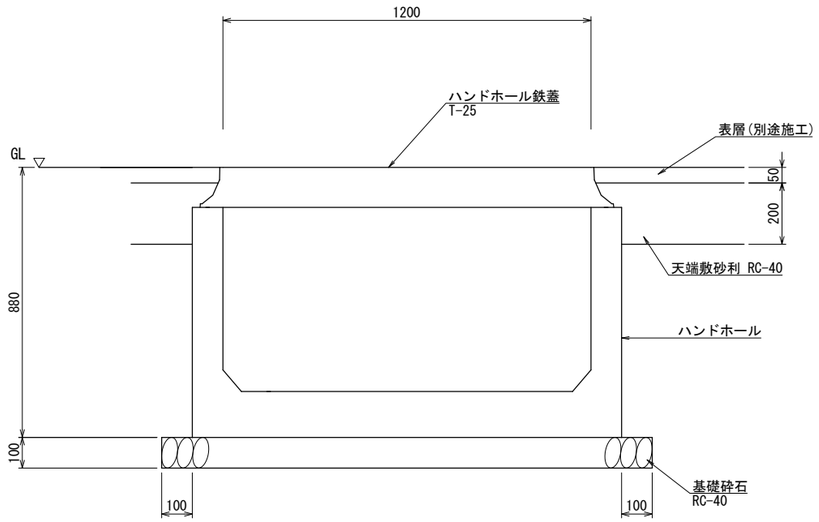

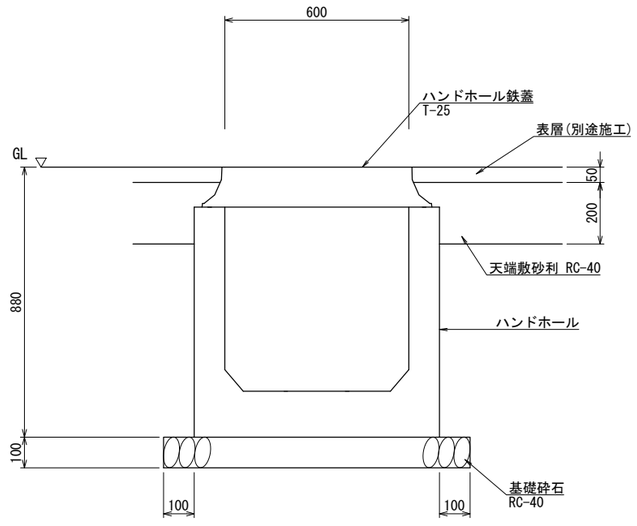

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	ハンドホール詳細図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:10	図面番号	20 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

ハンドホール構造図

S=1:10

【左岸地区】

ハンドホール（H6-6）

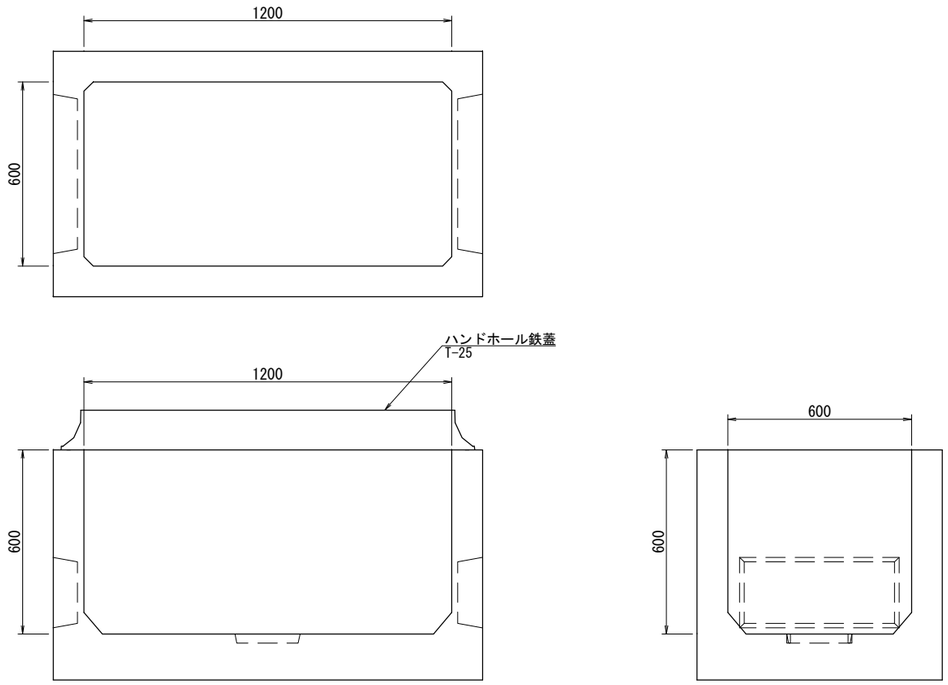

ハンドホール（H2-6）

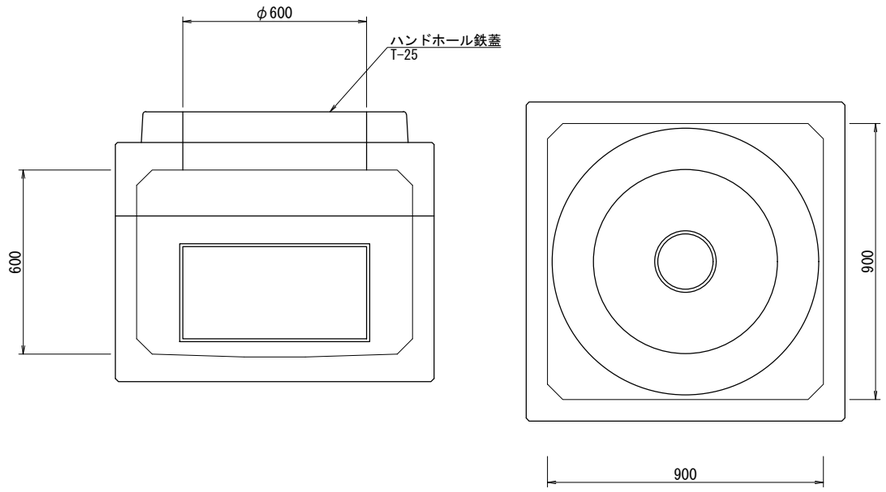

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	ハンドホール構造図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:10	図面番号	21 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

埋設標識シート詳細図
【左岸地区】

埋設標識シート S=NONE

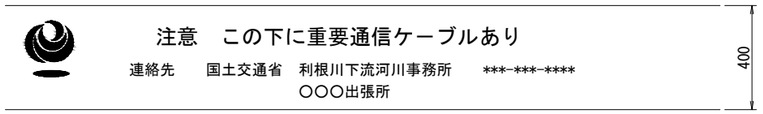

注：上図は、折込前の状態である。

折 込 構 造 図

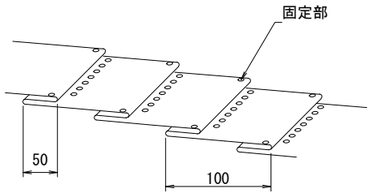

備　考

1．折込倍率は、２倍とする
2．色は、地色を赤とし、文字色を黒とする。
3．シートの幅は、400mmを標準寸法とする。
4．1巻の長さは、50mを標準寸法とする。
5．文字は、フィルムに裏面印刷とする。
6．表示寸法は、標準寸法とする。
7．水抜き穴の径は、約φ20mmとする。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	埋設標識シート詳細図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	―	図面番号	22 / 41
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

平 面 図（1）

S=1:400

【右岸地区】

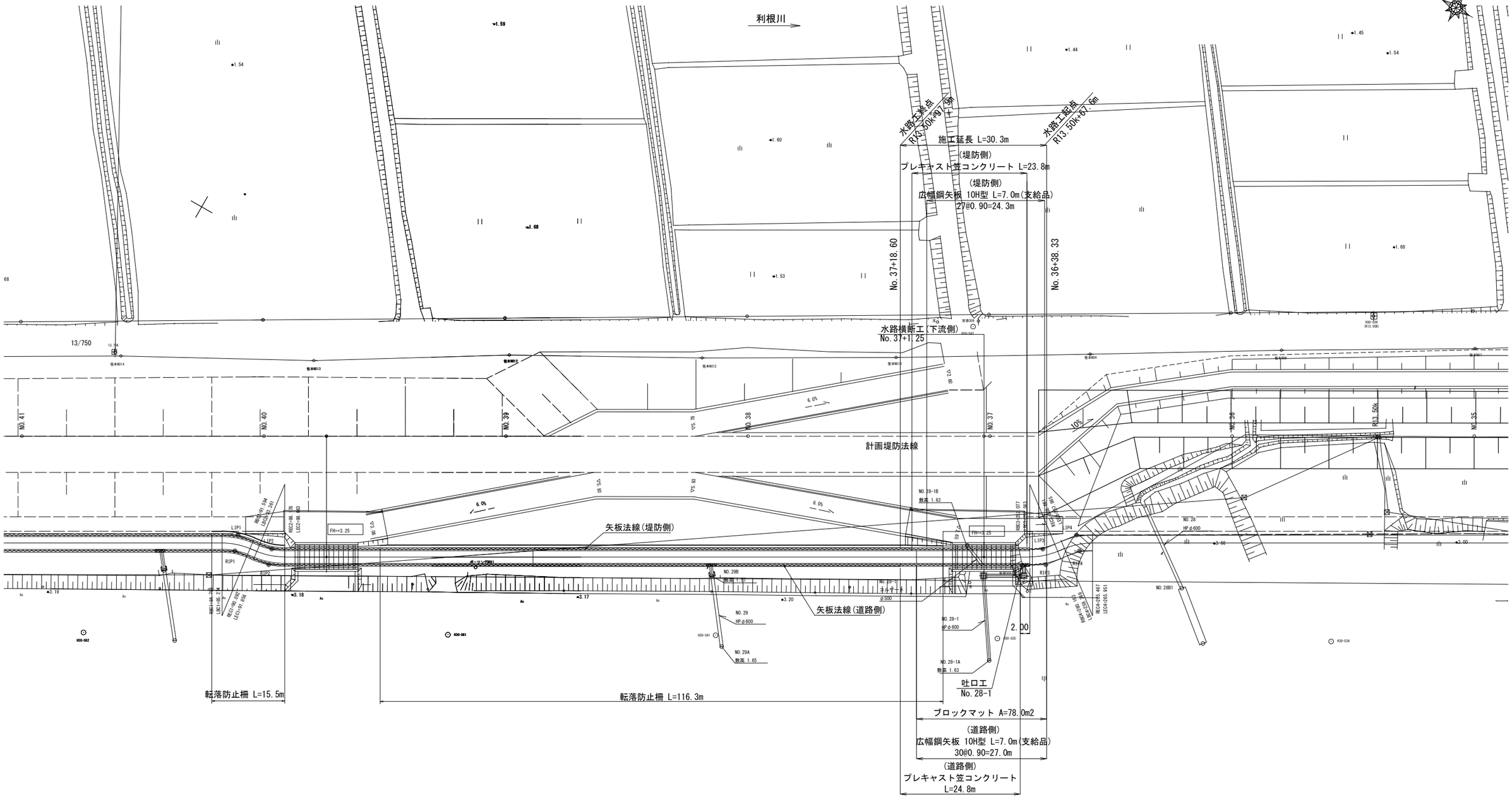

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	平 面 図（1）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:400	図面番号	23 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

平 面 図（2）

S=1:400

【右岸地区】

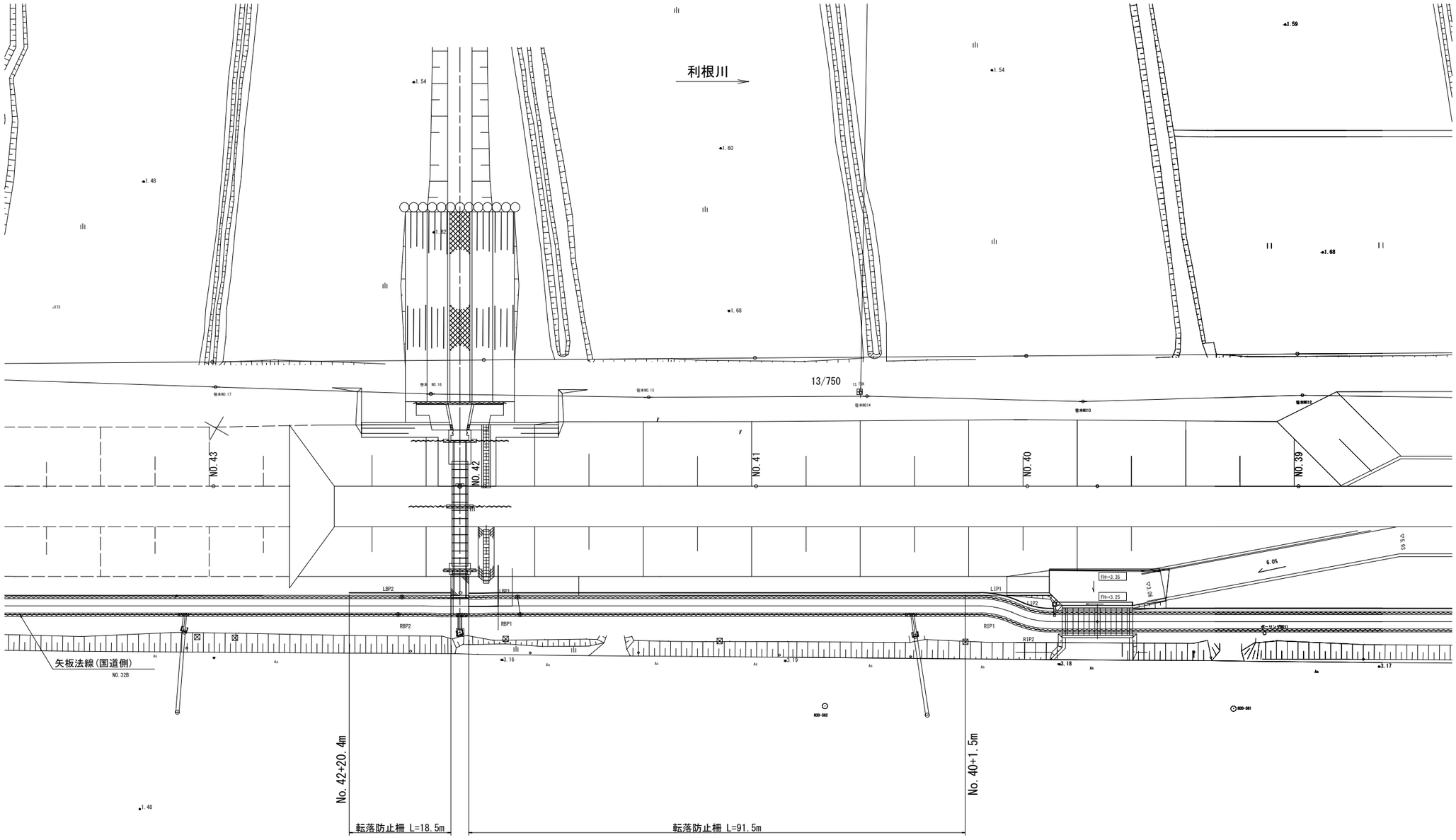

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	平 面 図（2）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:400	図面番号	24 / 41
設計会社名			
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

矢板縦断図（１）

V=1:100
H=1:1000

【右岸地区】
（堤防側水路工）

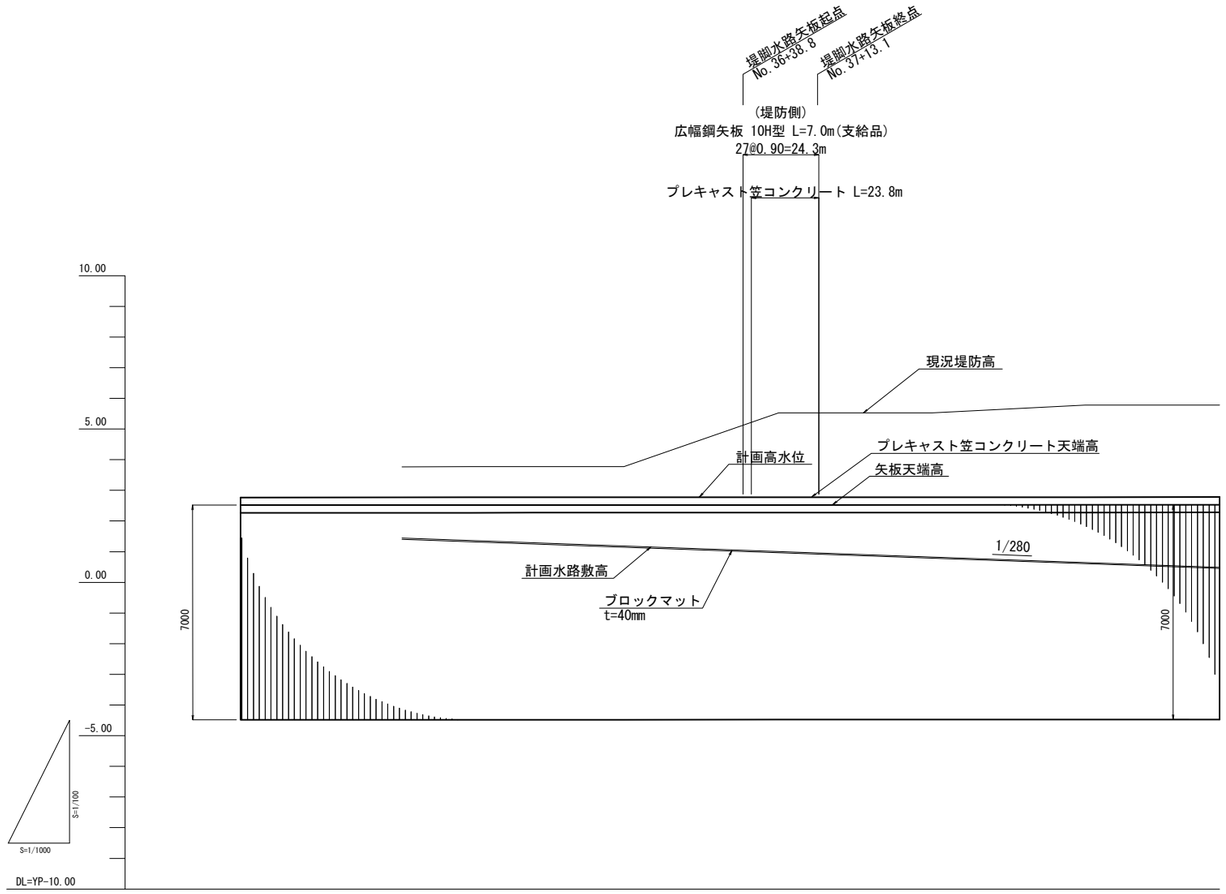

矢板天端高	2.516	2.517	2.518	2.519	2.520	2.521	2.522	2.524	2.526	2.528	
計画高水勾配				1/25569		2.771				1/25523	
現況堤防高	X.XX	X.XX	X.XX	3.769	3.770	3.771	3.772	5.524	5.526	5.728	
計画高水位	2.765	2.767	2.768	2.769	2.770	2.771	2.772	2.774	2.776	2.778	
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ笠ｺﾝｸﾘｰﾄ天端高	2.766	2.767	2.768	2.769	2.770	2.771	2.772	2.774	2.776	2.778	
計画水路敷高	1.430	X.XX	1.519	1.444	1.364	1.290	1.185	1.005	0.826	0.648	
堤脚水路勾配									1/280		
追加距離	444.800	419.900	394.800	367.202	344.801	324.270	294.801	244.376	194.376	144.376	
単距離	24.900	25.100	27.598	22.401	20.531	29.469	50.425	50.000	50.000	50.077	
測点名	NO.33	NO.34 +2.900	NO.34	NO.34 +27.598	NO.35	13.5K	NO.36	NO.36 +38.800	NO.37	NO.37 +13.100	NO.38	NO.39
曲線							LIP4 IA=22-41-50 R=16.615 CL=6.582 TL=3.335 SL=0.331		LIP3 IA=22-41-49 R=13.385 CL=5.302 TL=2.686 SL=0.267		LIP2 IA=22-41-50 R=13.385 CL=5.302 TL=2.686 SL=0.267

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	矢板縦断図（１）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	V=1:100 H=1:1000	図面番号	25 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

矢板縦断図（２）

V=1:100
H=1:1000

【右岸地区】

（道路側水路工）

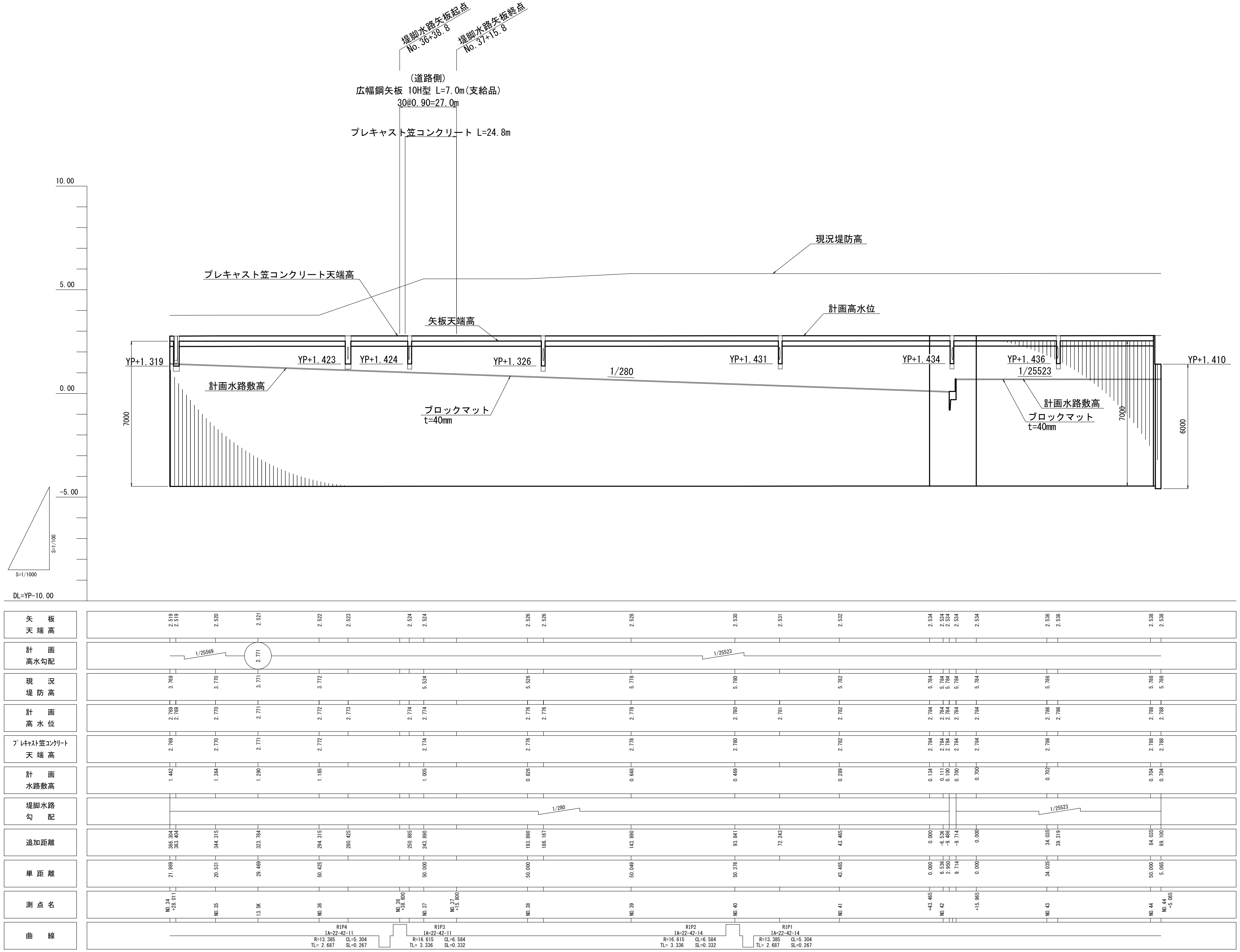

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	矢板縦断図（２）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮尺	V=1:100 H=1:1000	図面番号	26 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

標準断面図

S=1:100

【右岸地区】
（水路工・水路横断工）

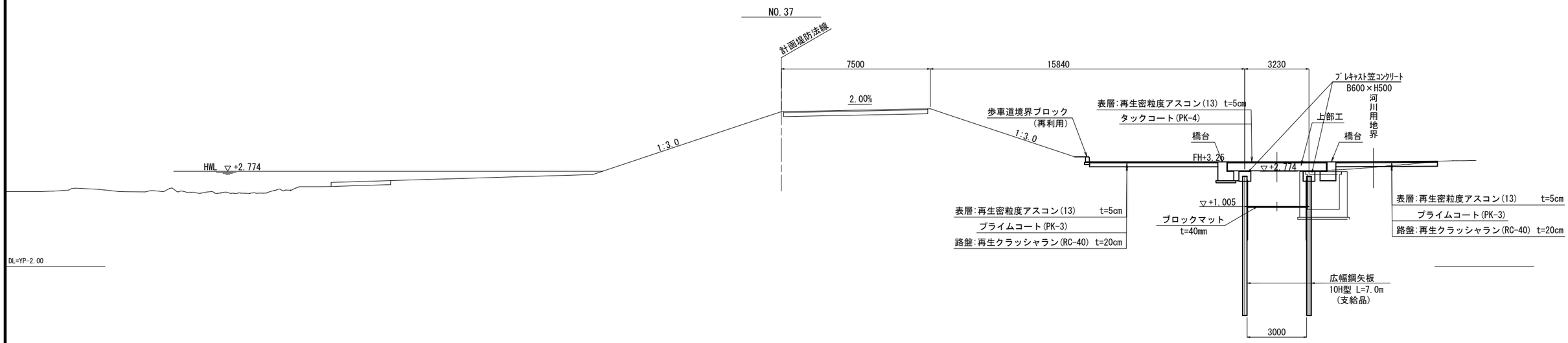

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	標準断面図		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	27 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

横　断　図

S=1:100

【右岸地区】

（水路工・水路横断工）

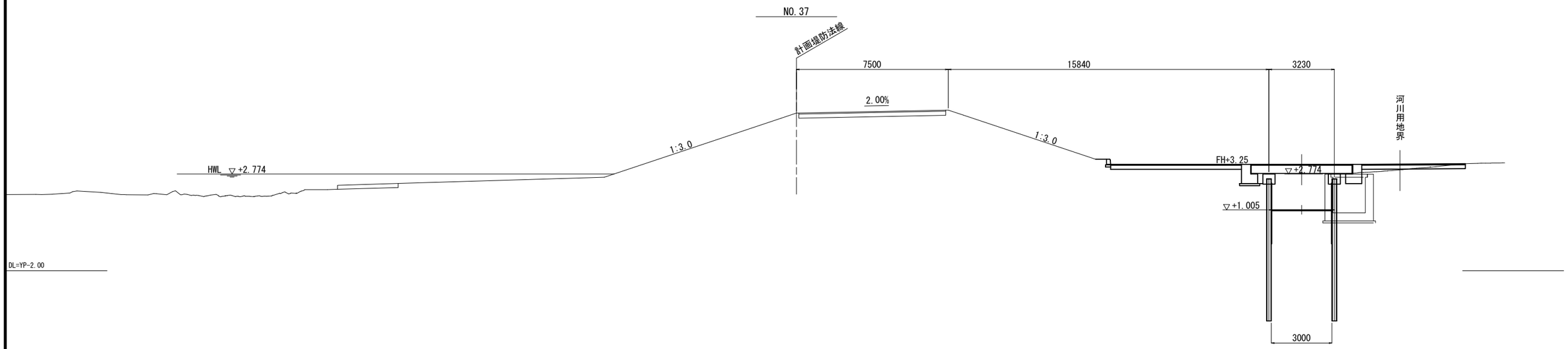

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	横　断　図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:100	図面番号	28 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

排水管吐口工構造図

S=1:50

【右岸地区】

No.28-1

側面図

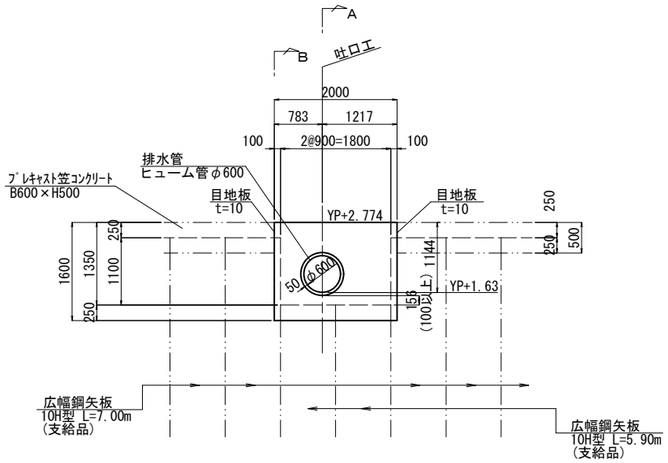

A－A

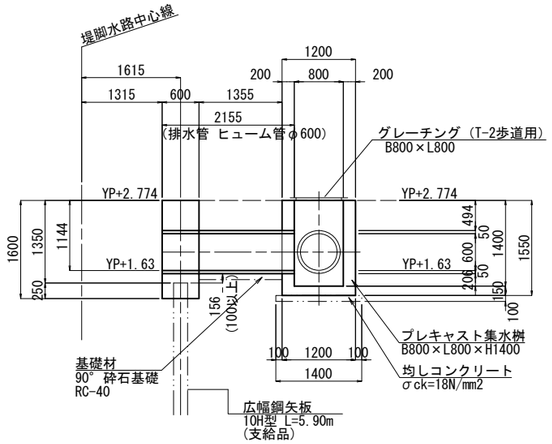

B－B

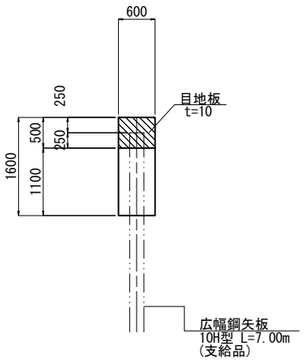

平面図

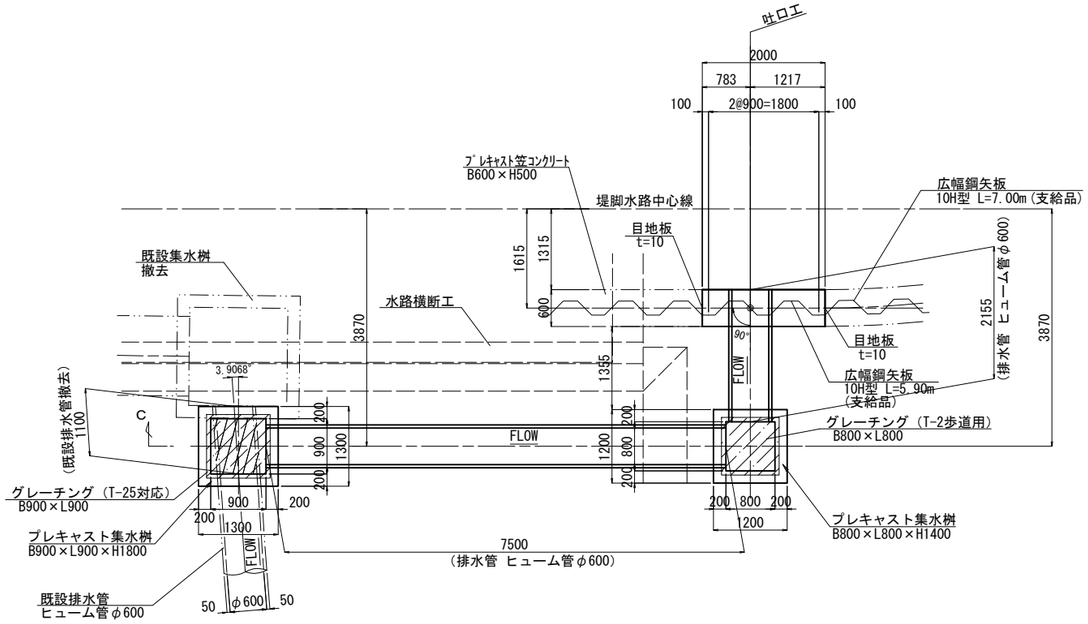

C－C

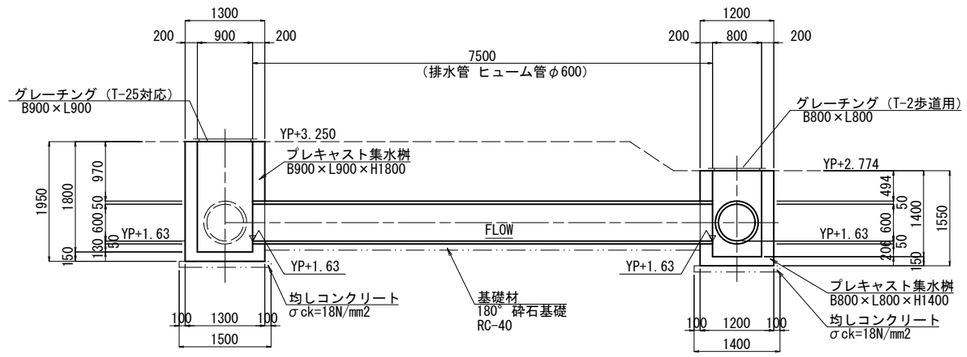

管渠断面図

180° 砕石基礎
(活荷重あり)

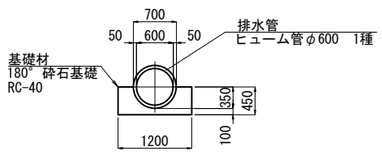

管渠断面図

90°砕石基礎
(活荷重なし)

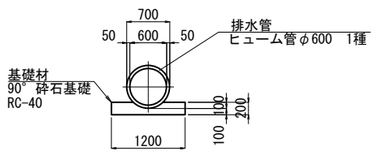

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	排水管吐口工構造図		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:50	図面番号	29 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

排水管吐口工配筋図

S=1:50

【右岸地区】

No.28-1

A－A

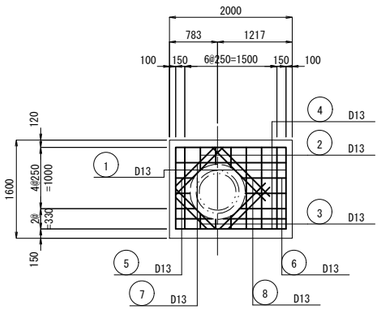

B－B

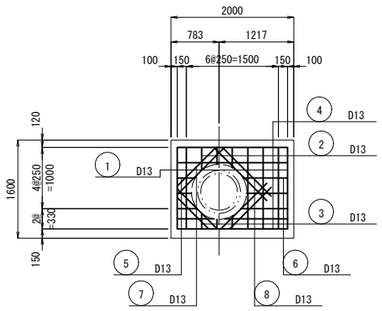

C－C

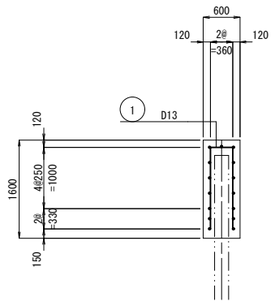

平面図

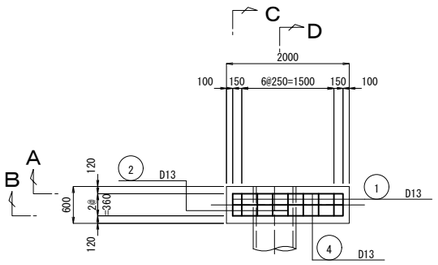

D－D

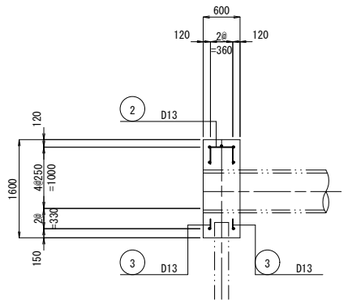

鉄筋加工図

※　鉄筋の表示は鉄筋中心寸法による。

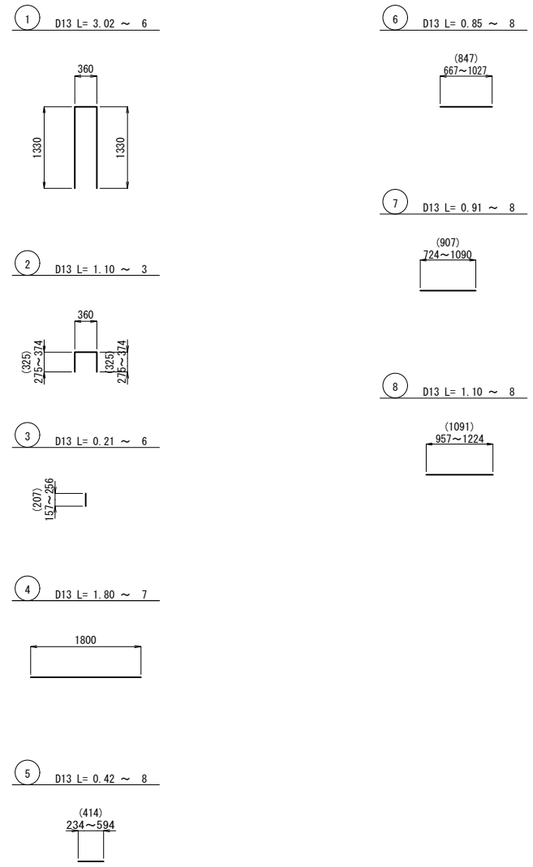

鉄筋表

番号	径	設計長 (m)	単位質量 (kg/m)	一本当り質量 (kg)	本数	質　量 (kg)	摘　要
1	D13	3.02	0.995	3.00	6	18	
2	D13	1.10	0.995	1.09	3	3	
3	D13	0.21	0.995	0.21	6	1	
4	D13	1.80	0.995	1.79	7	13	
5	D13	0.42	0.995	0.42	8	3	
6	D13	0.85	0.995	0.85	8	7	
7	D13	0.91	0.995	0.91	8	7	
8	D13	1.10	0.995	1.09	8	9	
				SD345	D13	61 kg	
				合　計		61 kg	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	排水管吐口工配筋図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:50	図面番号	30 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

プレキャスト笠コンクリート標準図

S=1:5

【右岸地区】

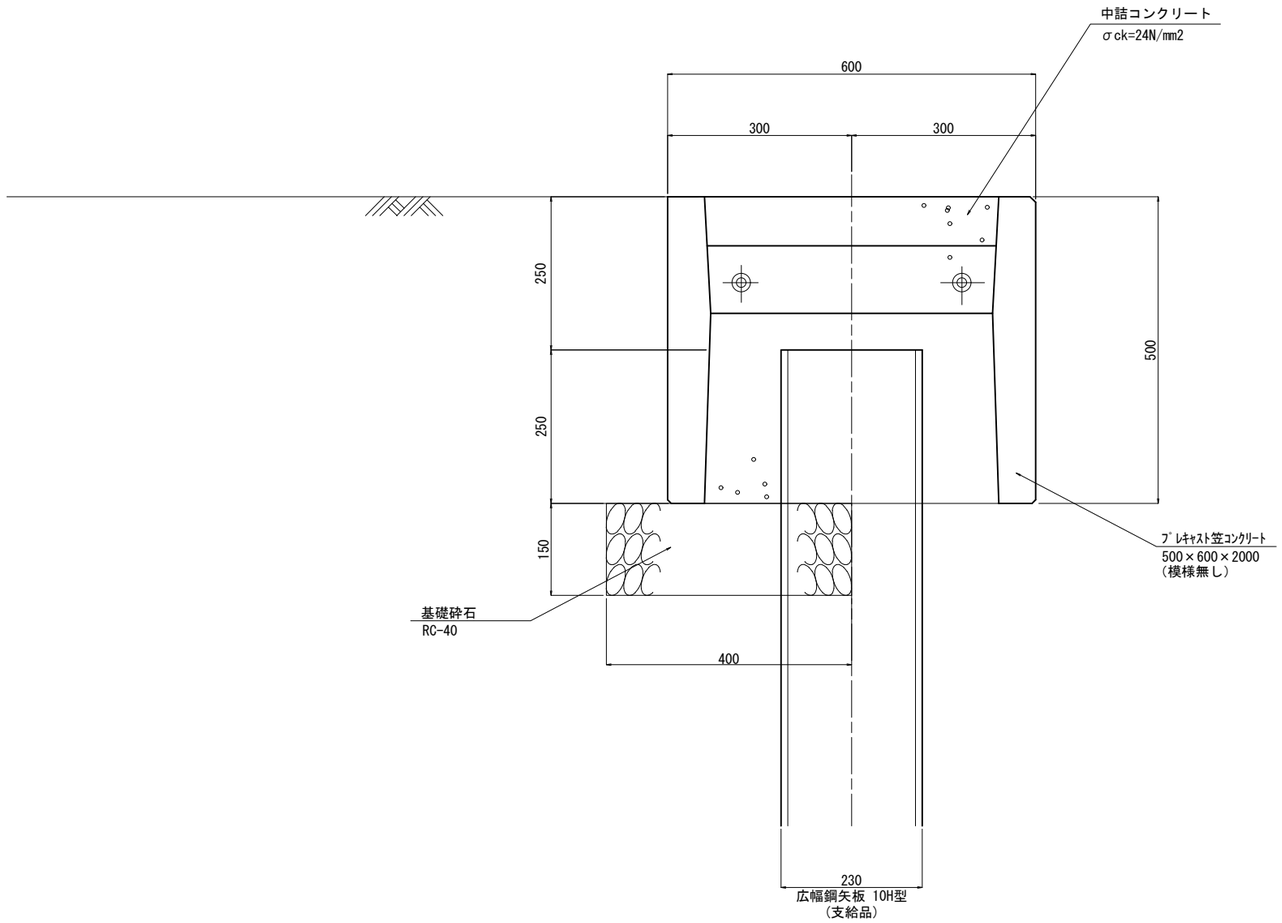

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	プレキャスト笠コンクリート標準図		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:5	図面番号	31 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

橋台構造図

S=1:20

【右岸地区】

平面図

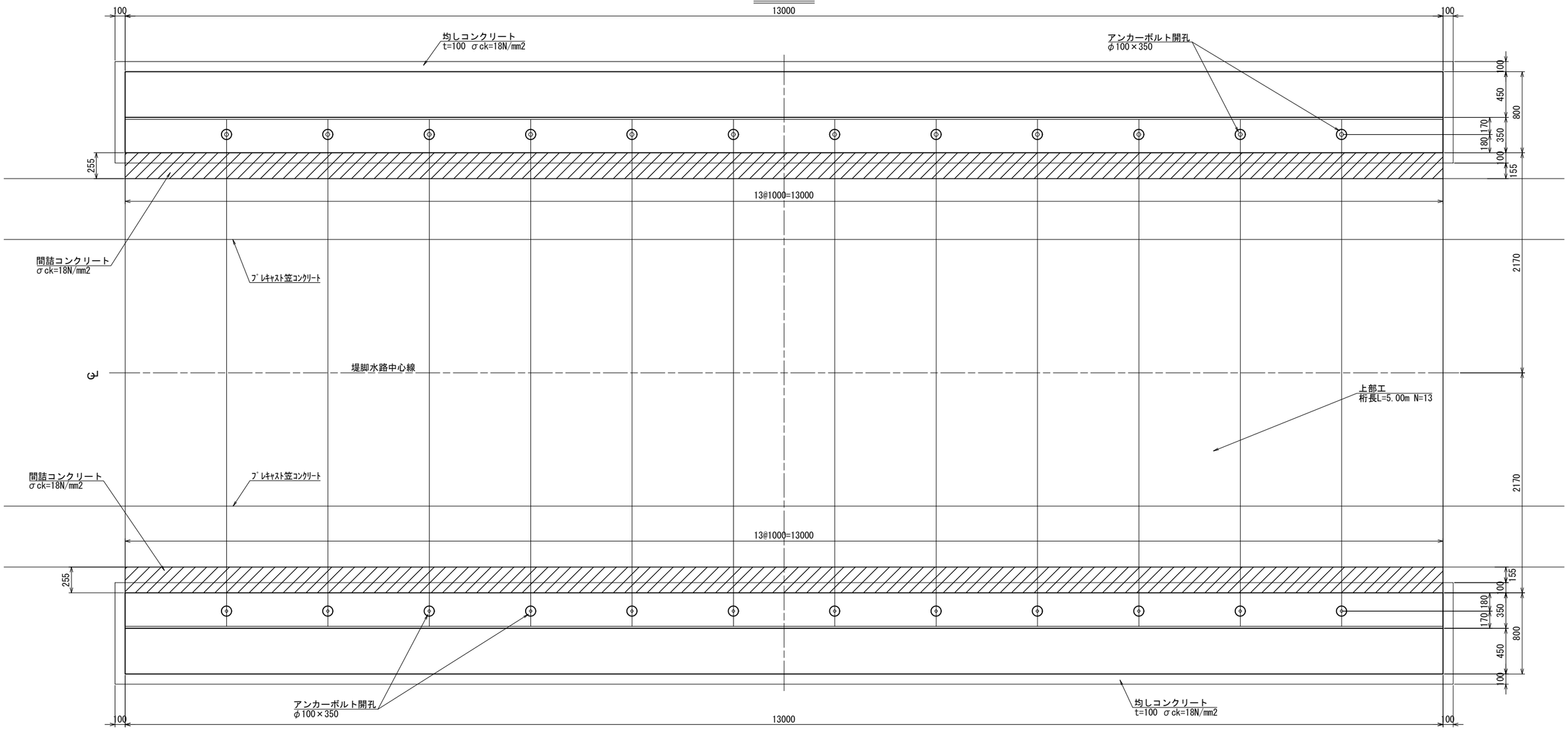

側面図

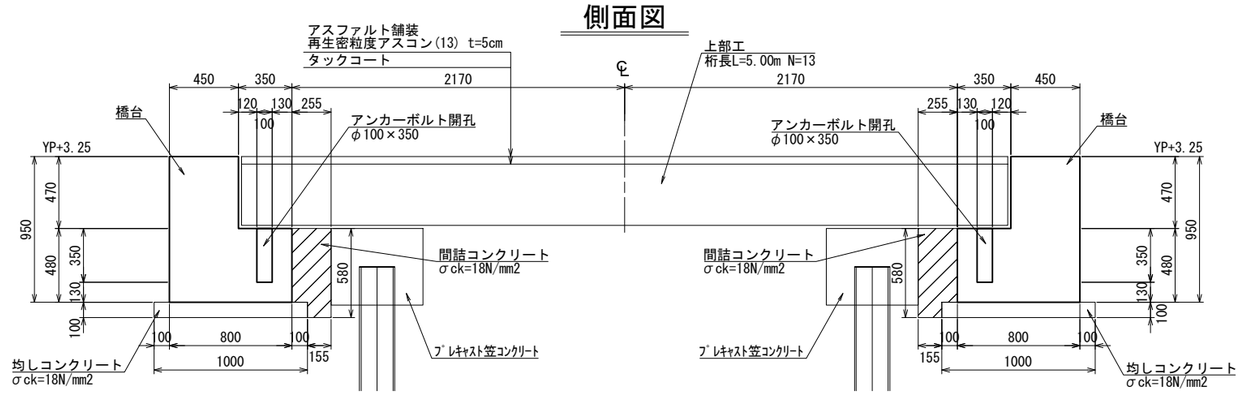

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	橋台構造図		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	1:20	図面番号	32 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

橋台配筋図

【右岸地区】

S=1:50

前面図

1 － 1

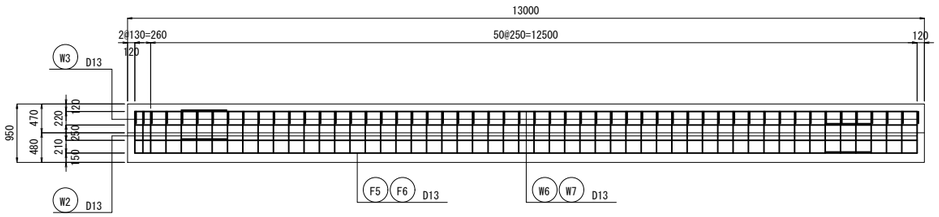

背面図

2 － 2

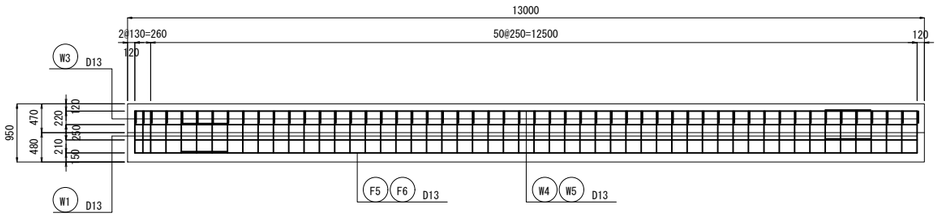

底版上面図

3 － 3

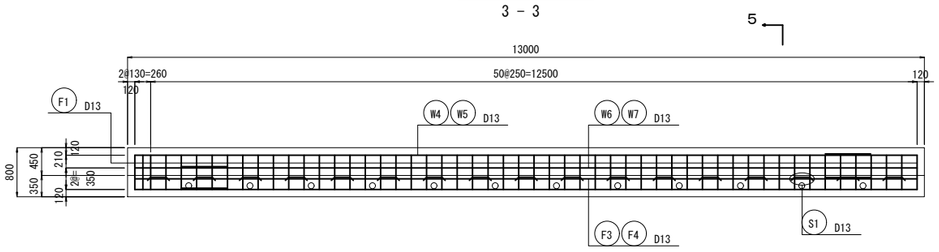

底版下面図

4 － 4

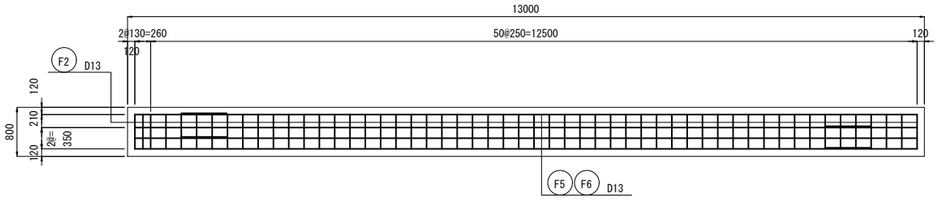

断面図

5 － 5

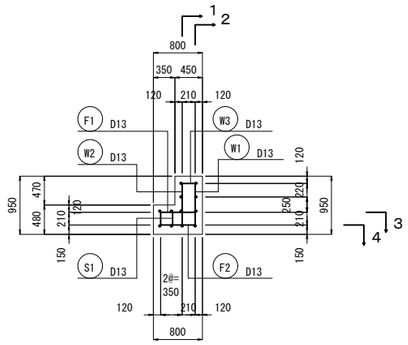

鉄筋組立図

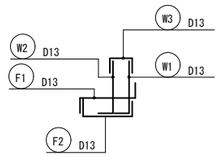

鉄筋加工図

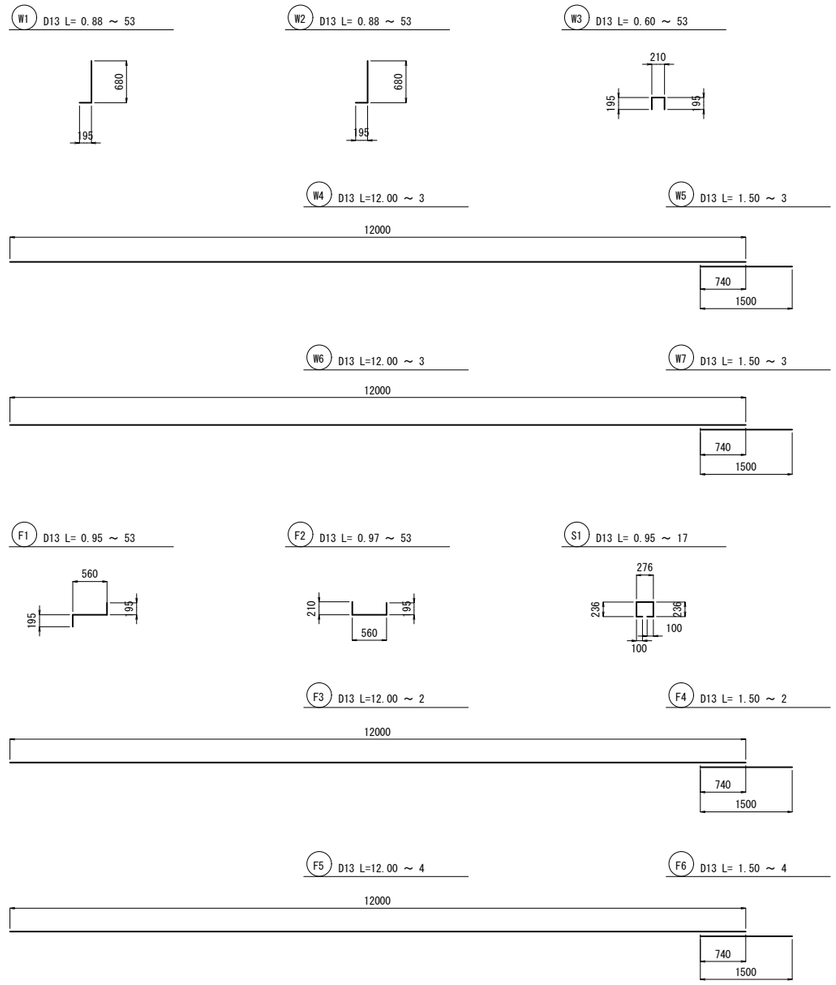

鉄筋表

記号	径	長さ (m)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質量 (kg)	摘要
W1	D13	0.88	53	0.995	0.88	47	
W2	D13	0.88	53	0.995	0.88	47	
W3	D13	0.60	53	0.995	0.60	32	
W4	D13	12.00	3	0.995	11.94	36	
W5	D13	1.50	3	0.995	1.49	4	
W6	D13	12.00	3	0.995	11.94	36	
W7	D13	1.50	3	0.995	1.49	4	
F1	D13	0.95	53	0.995	0.95	50	
F2	D13	0.97	53	0.995	0.97	51	
F3	D13	12.00	2	0.995	11.94	24	
F4	D13	1.50	2	0.995	1.49	3	
F5	D13	12.00	4	0.995	11.94	48	
F6	D13	1.50	4	0.995	1.49	6	
S1	D13	0.95	17	0.995	0.95	16	
				SD345	D13	404 kg	
					合計	404 kg	

材料条件および鉄筋寸法表

材料		単位	
コンクリートの設計基準強度		N/mm²	24
鉄筋			SD345
引張応力度（重ね継ぎ手長算出時）		N/mm²	200
鉄筋径			D13
重ね継手長	35φ	mm	460
直角フック長	15φ	mm	195
たて壁天端筋	20φ	mm	260
フック長		mm	100
隅角部曲げ半径（R）	10.5φ	mm	140
弧長		mm	220

※直角フック長：直角フック、ハンチ筋、たて壁天端筋の最低定着長
※たて壁天端筋：たて壁天端筋（たて壁鉄筋を定尺筋使用の場合）
※フック長　　：組立筋

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	橋台配筋図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:50	図面番号	33 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

コンクリートスラブ桁詳細図

【右岸地区】

側　面　図　S=1:40

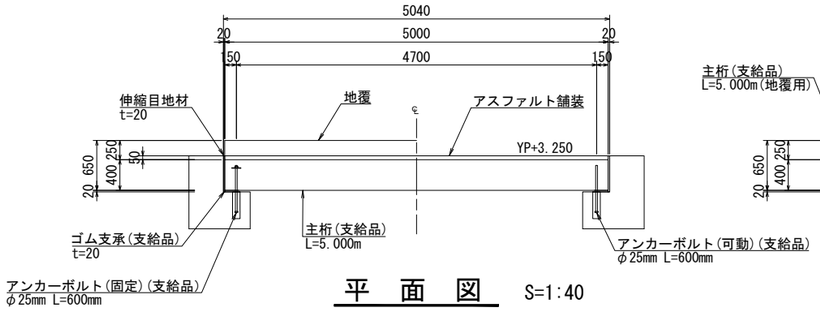

断　面　図　S=1:40

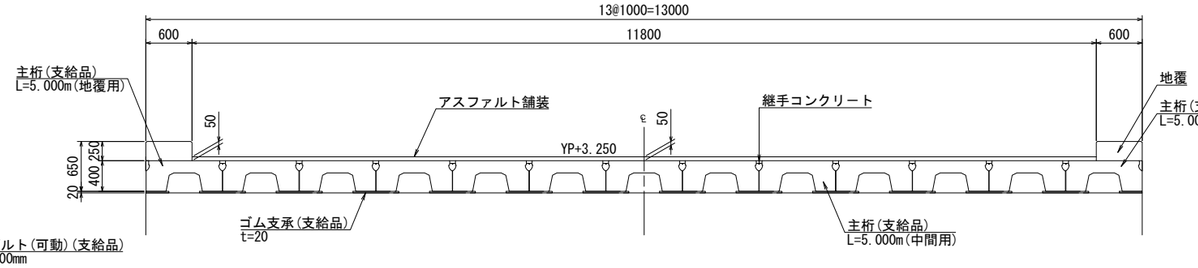

地覆断面詳細図　S=1:10

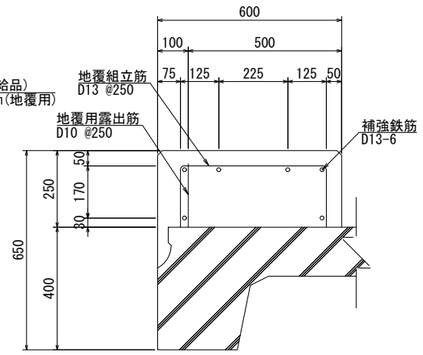

※地覆配筋は参考とする

平　面　図　S=1:40

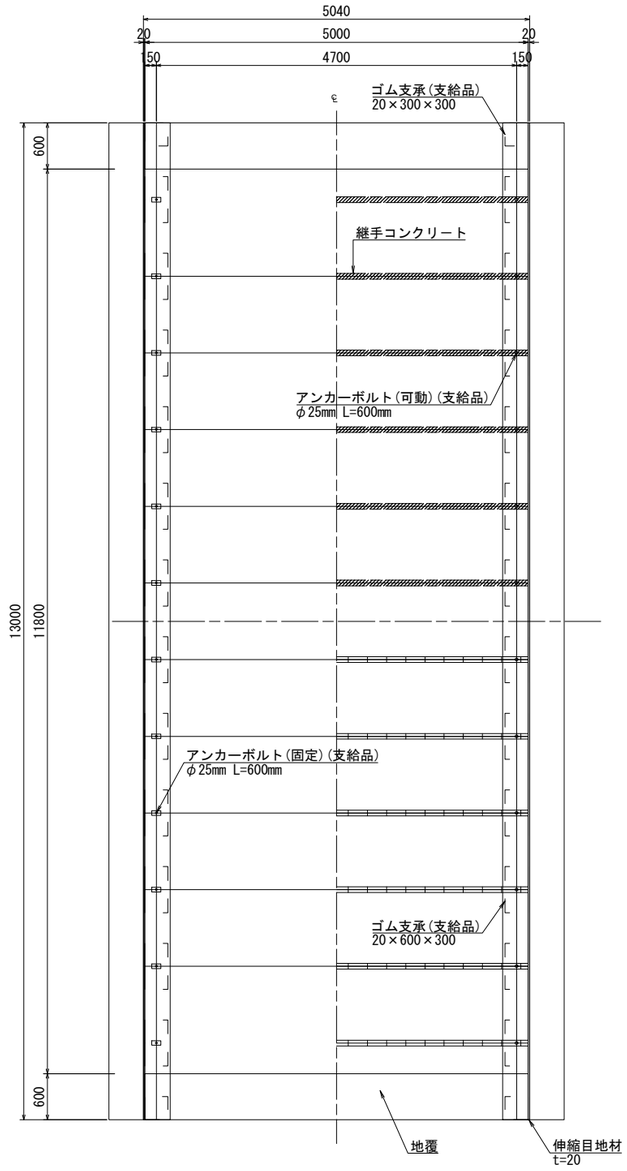

固定端詳細図　S=1:10

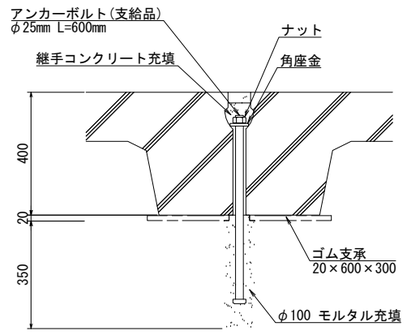

可動端詳細図　S=1:10

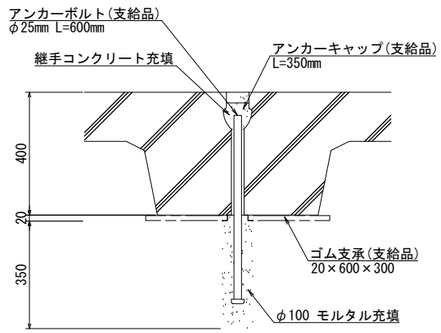

材料表(上部工1箇所あたり)

種　別	規格・寸法・計算式	単　位	数　量	備　考
主　桁	L=5.000m (中間用) (支給品)	枚	11	W= 3.610 t/枚
	L=5.000m (地覆用) (支給品)	枚	2	W= 3.610 t/枚
伸縮目地材	瀝青質目地材　t=20mm　0.470×13.00×2	m2	12.22	
支　承　材	ゴム支承材　t=20mm　20×600×300 (支給品)	枚	24	
	ゴム支承材　t=20mm　20×300×300 (支給品)	枚	4	
継手コンクリート	0.0090×5.000×13	m3	0.585	無収縮モルタル
アンカーボルト(固定)	φ25mm L=600mm(ナット・プレート付) (支給品)	本	12	
アンカーボルト(可動)	φ25mm L=600mm(アンカーキャップ付) (支給品)	〃	12	
アンカー用モルタル	φ100mm D=350mm $0.05^2 \times \pi \times 0.350 \times 24$	m3	0.066	
アスファルト舗装	再生密粒度アスコン(13)　t=50mm　11.800×5.000	m2	59.00	
地覆コンクリート	0.250×0.600×5.000×2	m3	1.50	f'ck=24N/mm2
地覆型枠		式	1	
地覆鉄筋	D13:0.995×(4.900×6+0.875×20)×2	kg	93.33	SD345

設　計　条　件	
高強度コンクリートスラブ橋 主桁	
設計荷重	T-25
橋　　長	5.040 m
桁　　長	5.000 m
支 間 長	4.700 m
全 幅 員	13.000 m
有効幅員	11.800 m

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	コンクリートスラブ桁詳細図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	図 示	図面番号	34 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

付帯道路工詳細図

【右岸地区】

平面図 S=1:250

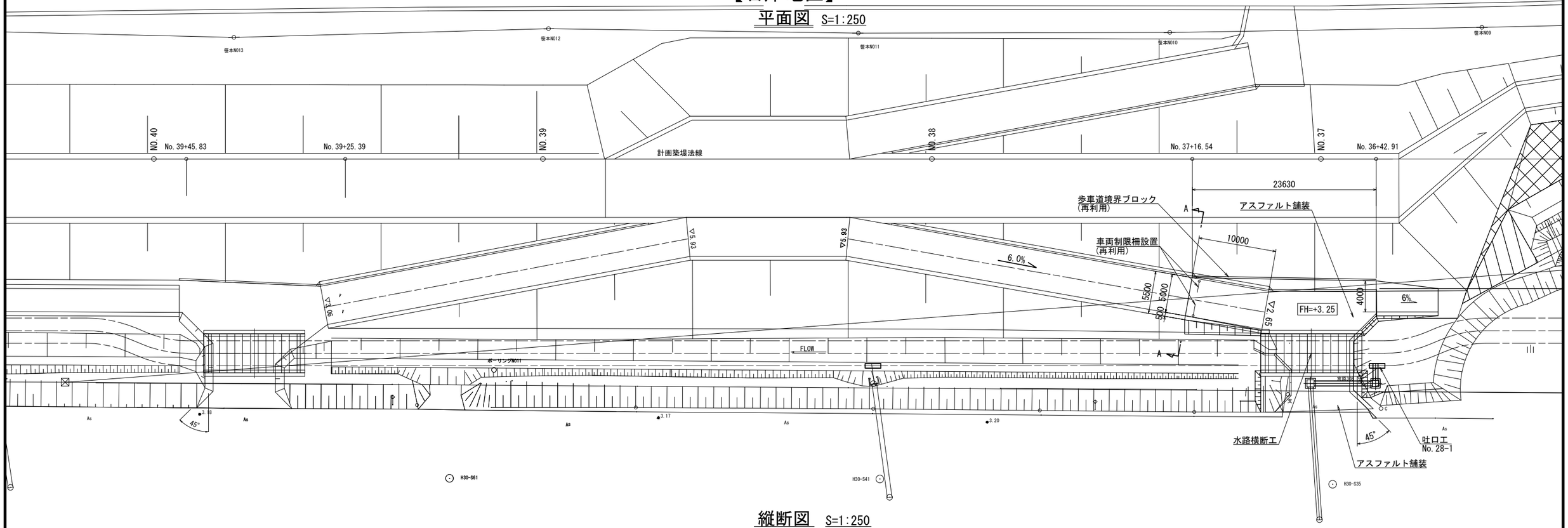

縦断図 S=1:250

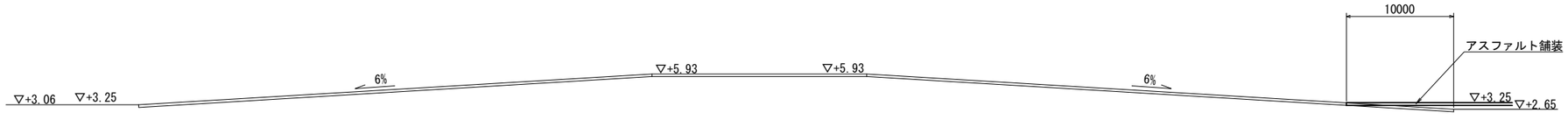

車両制限柵詳細図 S=1:25

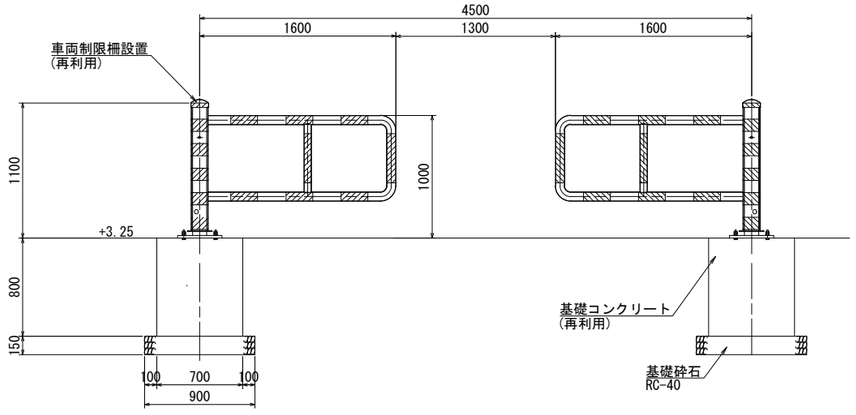

Ａ－Ａ断面図 S=1:25

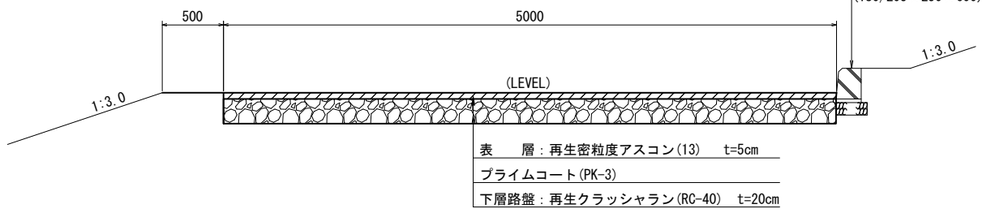

歩車道境界ブロック詳細図 S=1:25

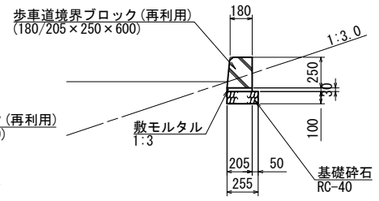

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	付帯道路工詳細図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	図 示	図面番号	35 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

舗装工一般図

【右岸地区】

平面図 S=1:250

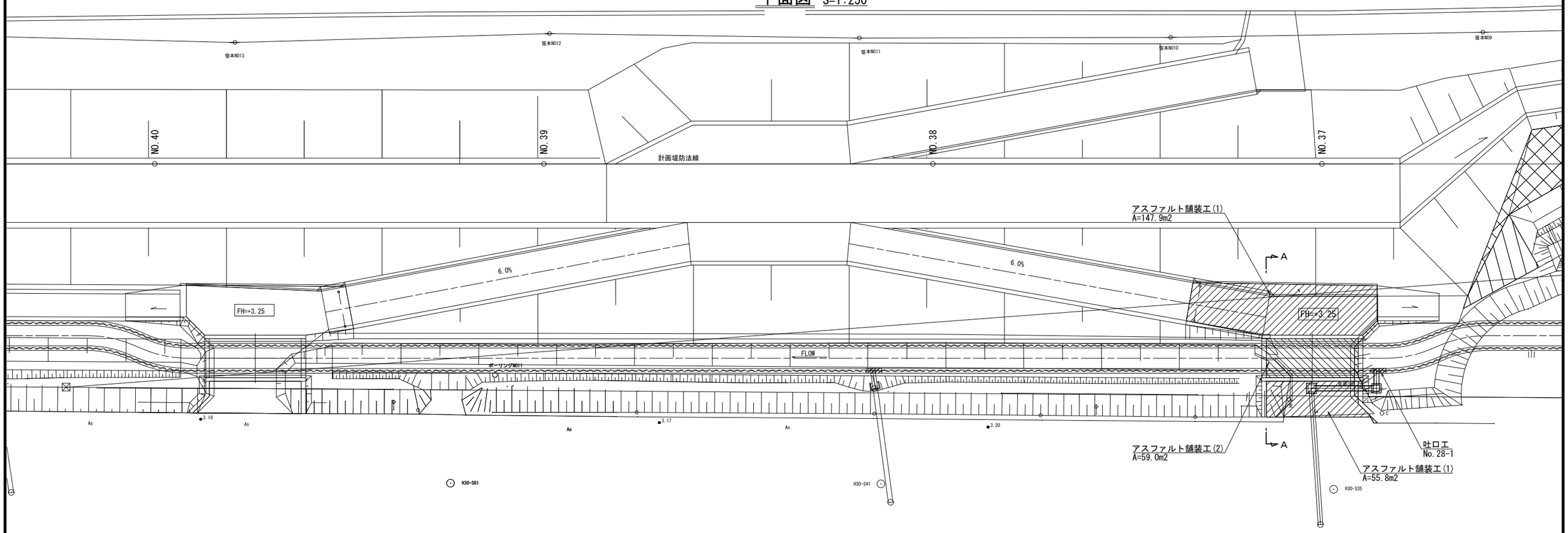

アスファルト舗装工(1)構成図 S=1:25

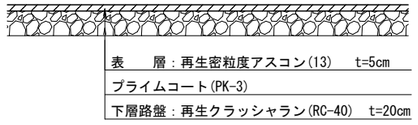

A－A断面図 S=1:100

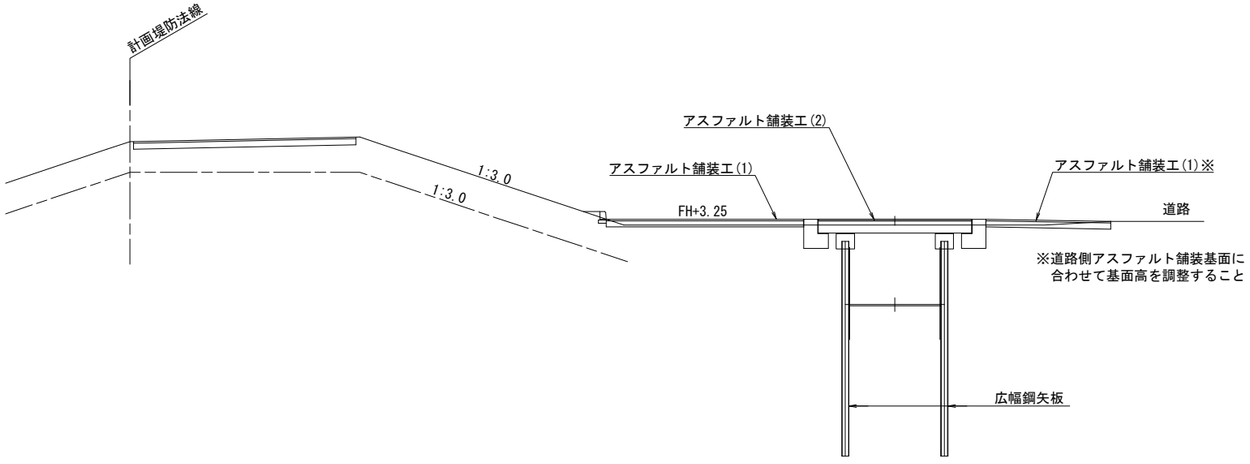

アスファルト舗装工(2)構成図 S=1:50

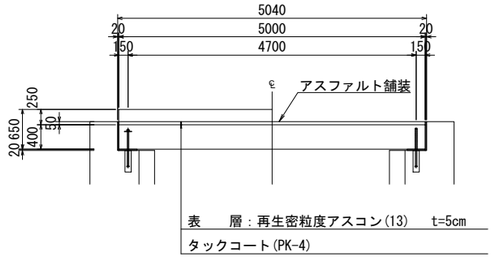

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	舗装工一般図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	図 示	図面番号	36 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

転落防止柵詳細図

S=1:15

【右岸地区】

断面図

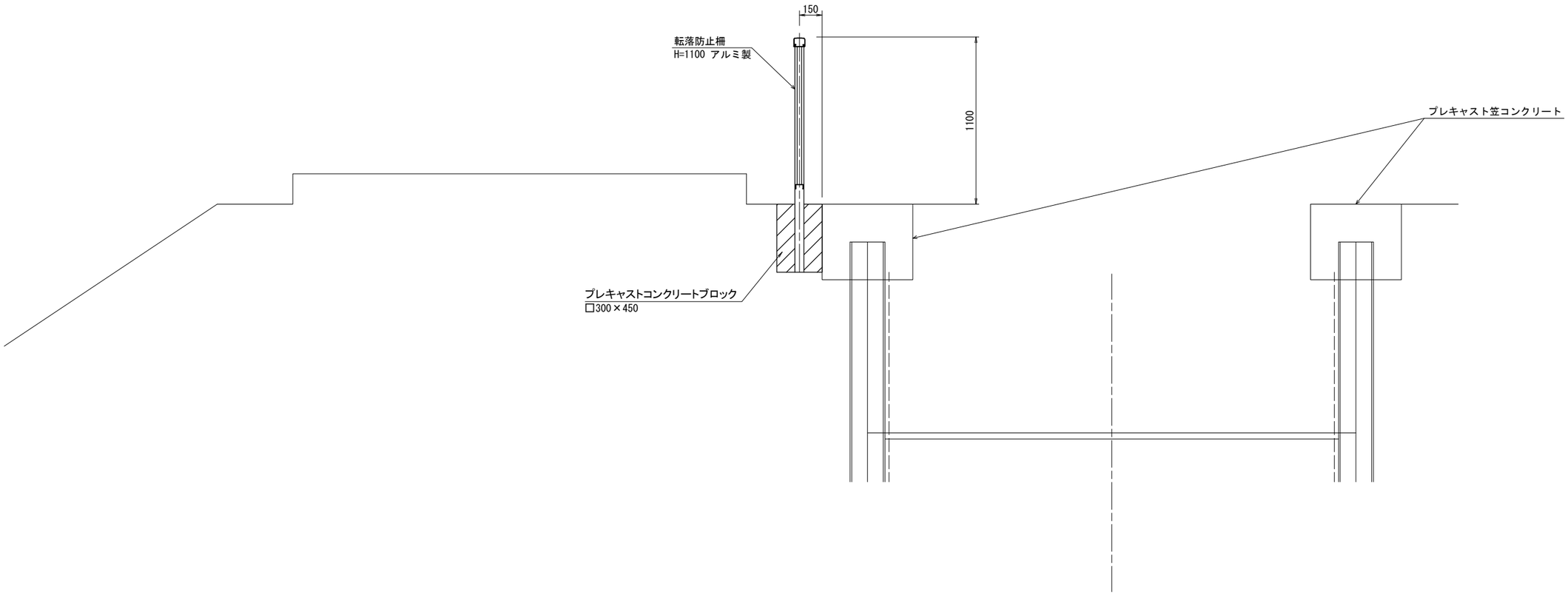

立面図

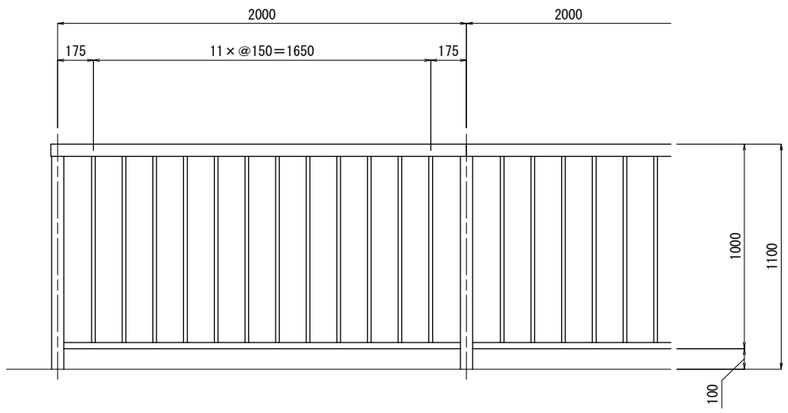

側面図

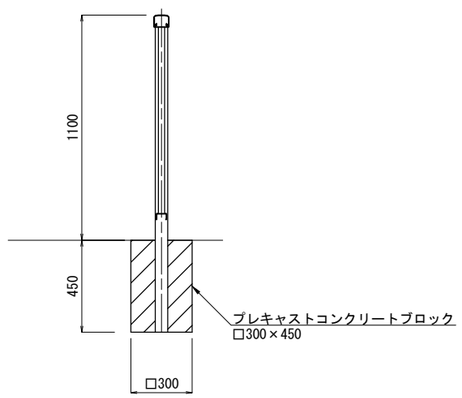

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	転落防止柵詳細図		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:15	図面番号	37 / 41
設計会社名			
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

撤去工図（1）

【右岸地区】

平面図 S=1:250

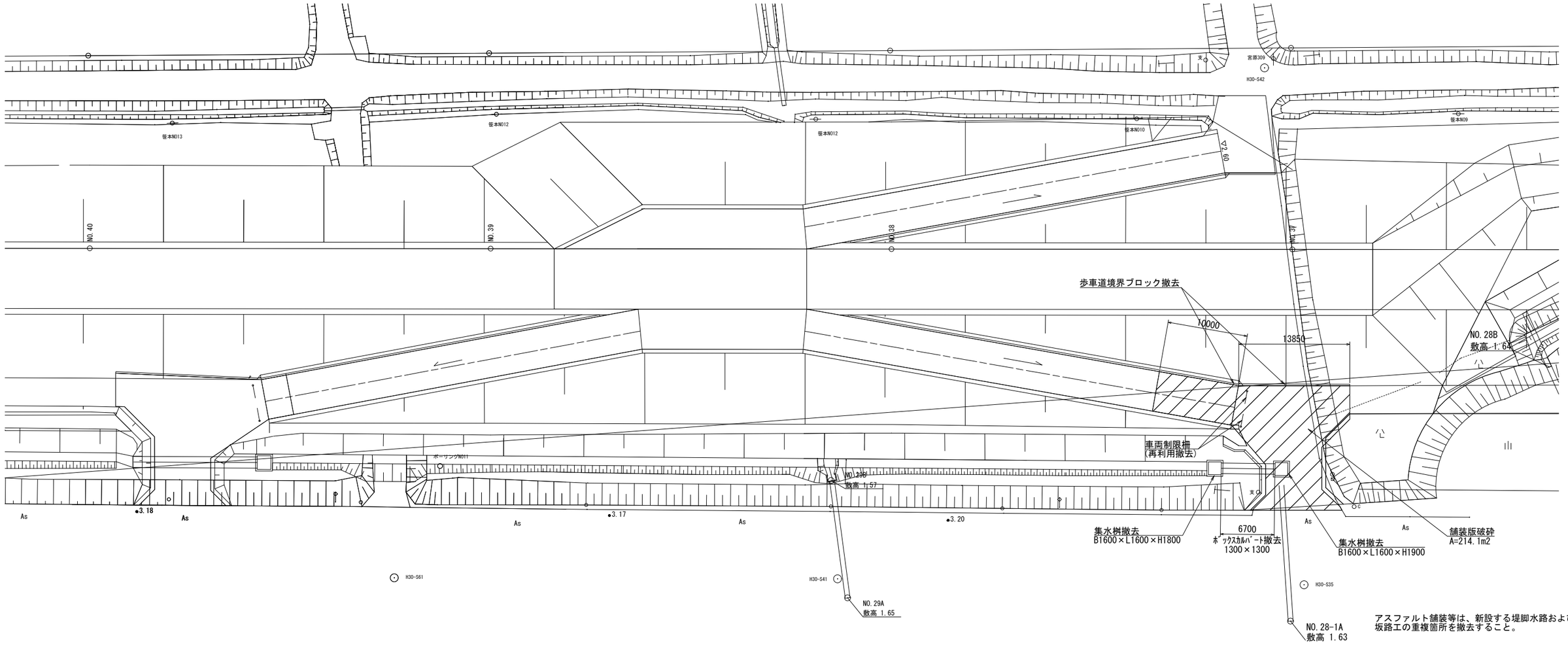

アスファルト舗装等は、新設する堤脚水路および坂路工の重複箇所を撤去すること。

車両制限柵詳細図 S=1:25

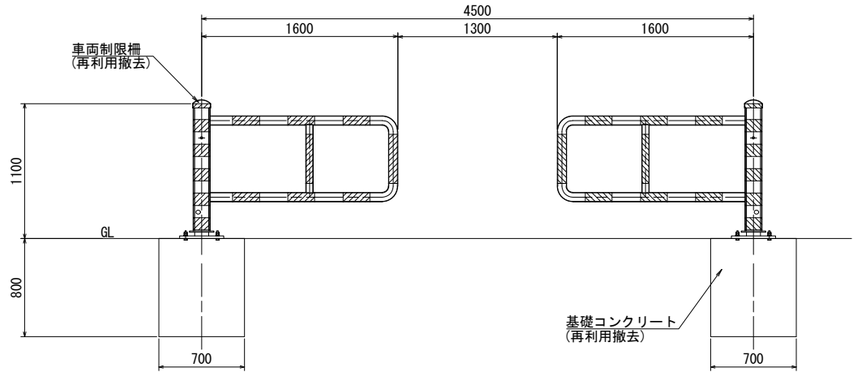

舗装版破砕断面図 S=1:25

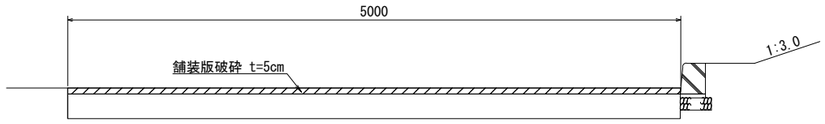

歩車道境界ブロック詳細図 S=1:25

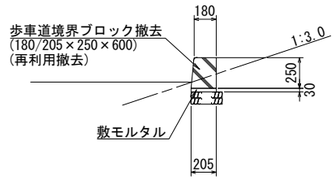

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	撤去工図（1）		
年月日	令和 7 年 12 月 日		
縮 尺	図 示	図面番号	38 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省 利根川下流河川事務所		

撤去工図（２）

S=1:20

【右岸地区】

ボックスカルバート撤去

1300×1300

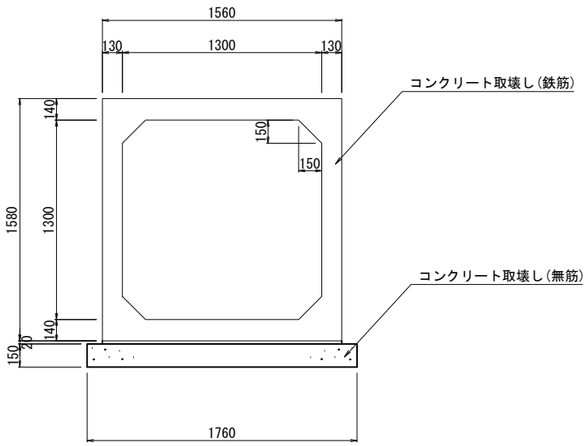

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	撤去工図（２）		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:20	図面番号	39 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

撤去工図（３）

S=1:20

【右岸地区】

集水桝撤去
(1600×1600×1800)

平 面 図

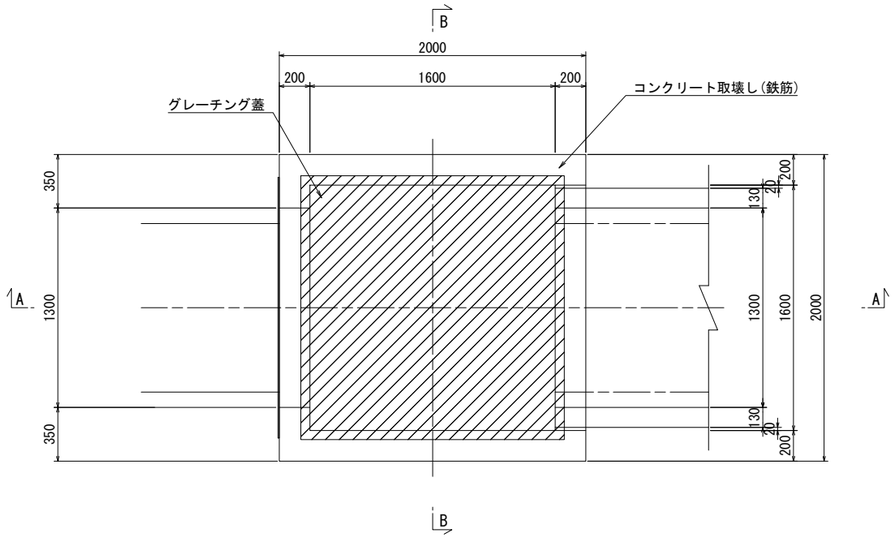

A-A 断 面 図

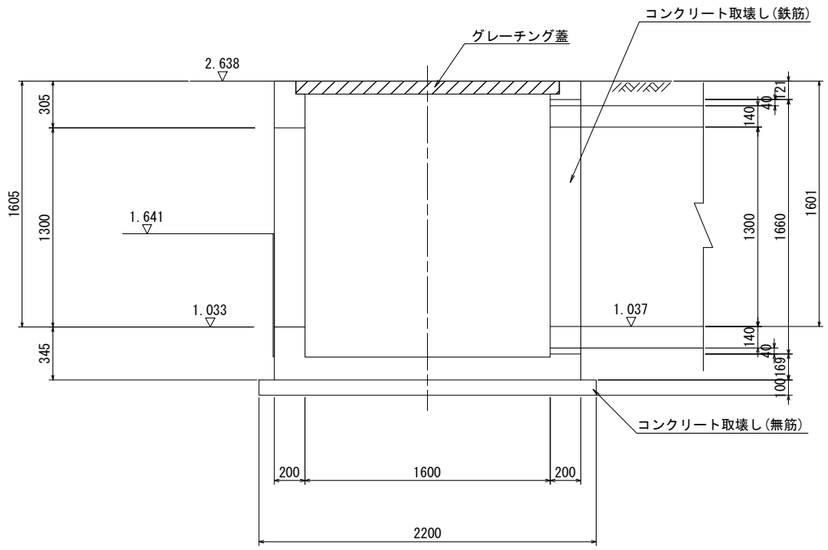

B-B 断 面 図

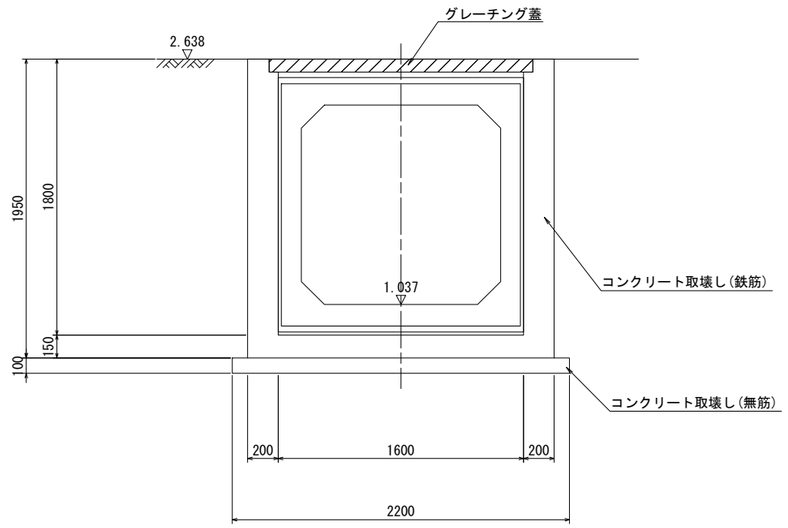

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	撤去工図（３）		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:20	図面番号	40 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

撤去工図（４）

S=1:20

【右岸地区】

集水桝撤去
（1600×1600×1900）

平 面 図

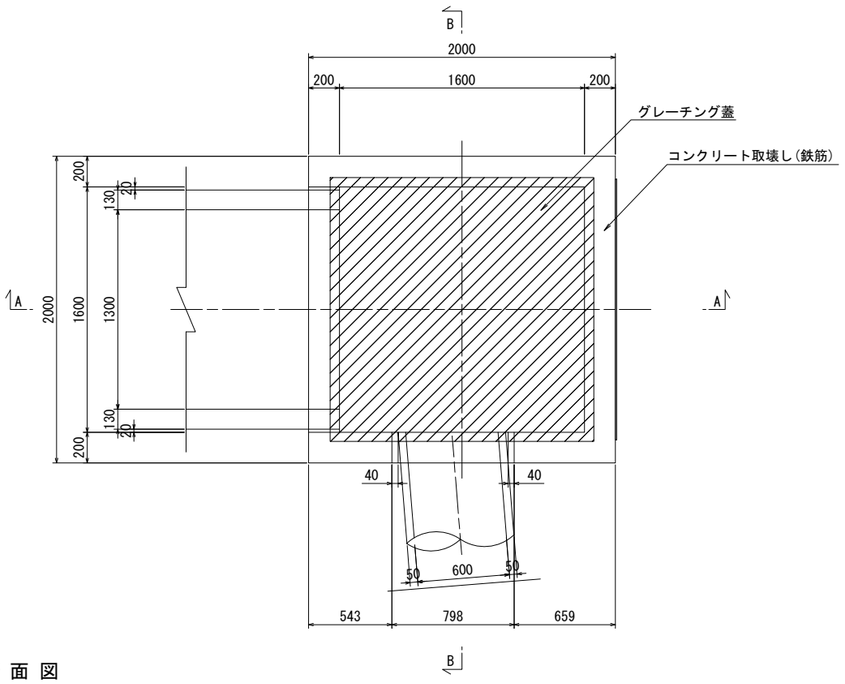

A-A 断 面 図

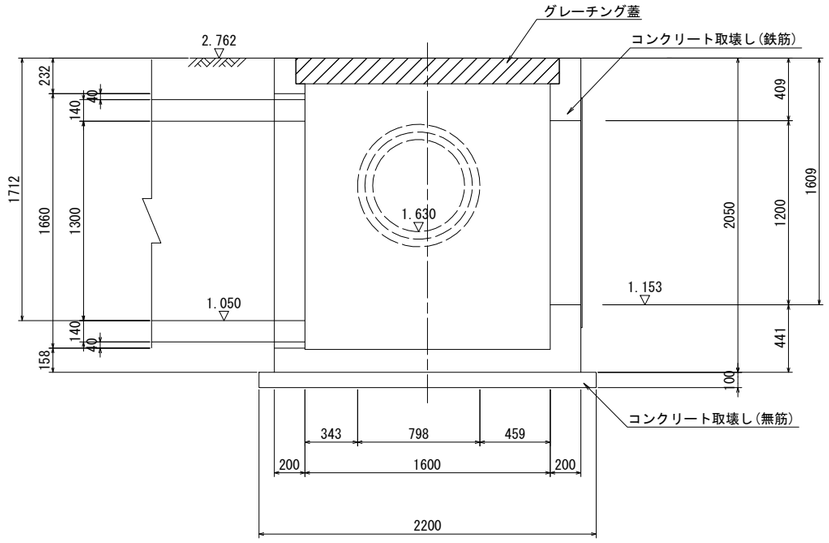

B-B 断 面 図

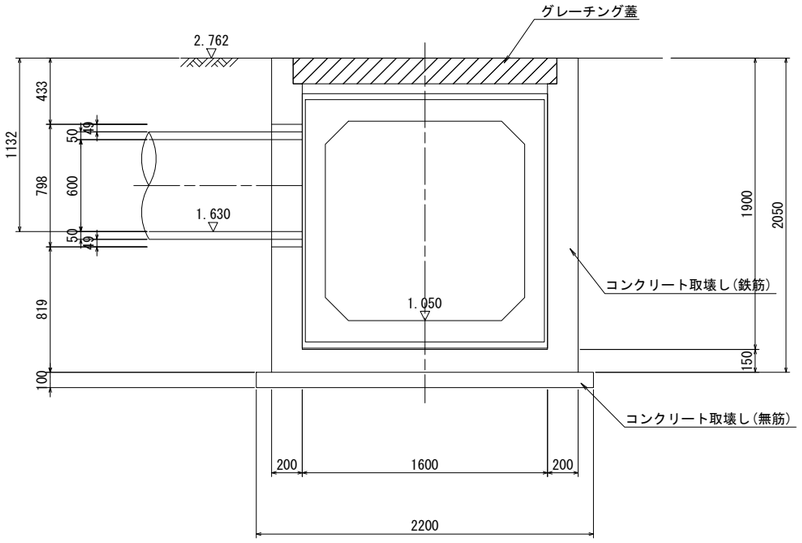

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	撤去工図（４）		
年月日	令和　7 年 12 月　　日		
縮　尺	1:20	図面番号	41 / 41
設計会社名	株式会社 ドーコン		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

ハンドホール鉄蓋詳細図

【左岸地区】

（参考図）

ハンドホール鉄蓋　S=1:10

（H6用　T-25）

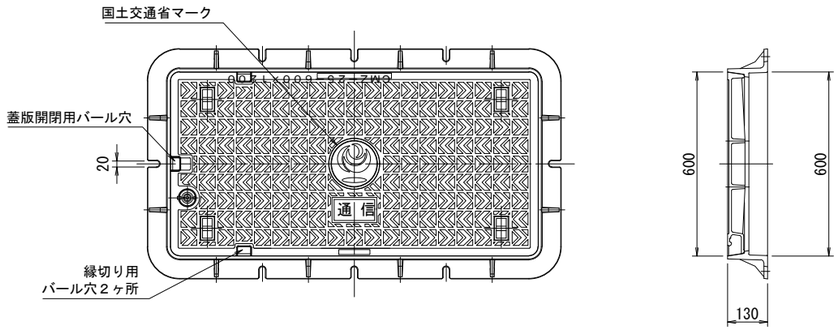

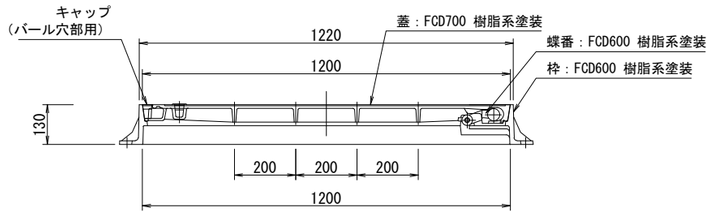

施錠部詳細図　S=1:3

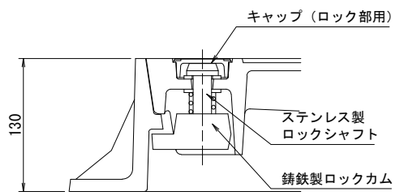

ハンドホール鉄蓋　S=1:10

（H2用　T-25）

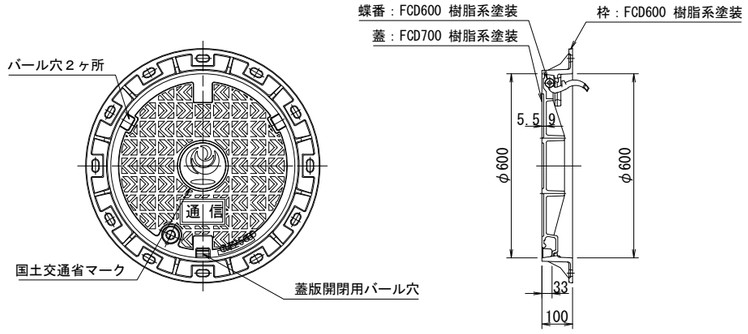

施錠部詳細図　S=1:3

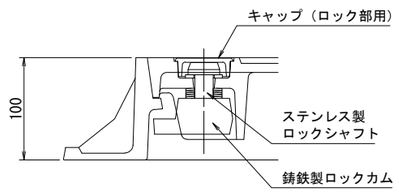

（参考図）

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	ハンドホール鉄蓋詳細図		
年月日	令和　7 年　12 月　　日		
縮　尺	図 示	図面番号	1 / 2
設計会社名	株式会社 地圏総合コンサルタント		
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

仮設計画図

S=1:500

（参考図）

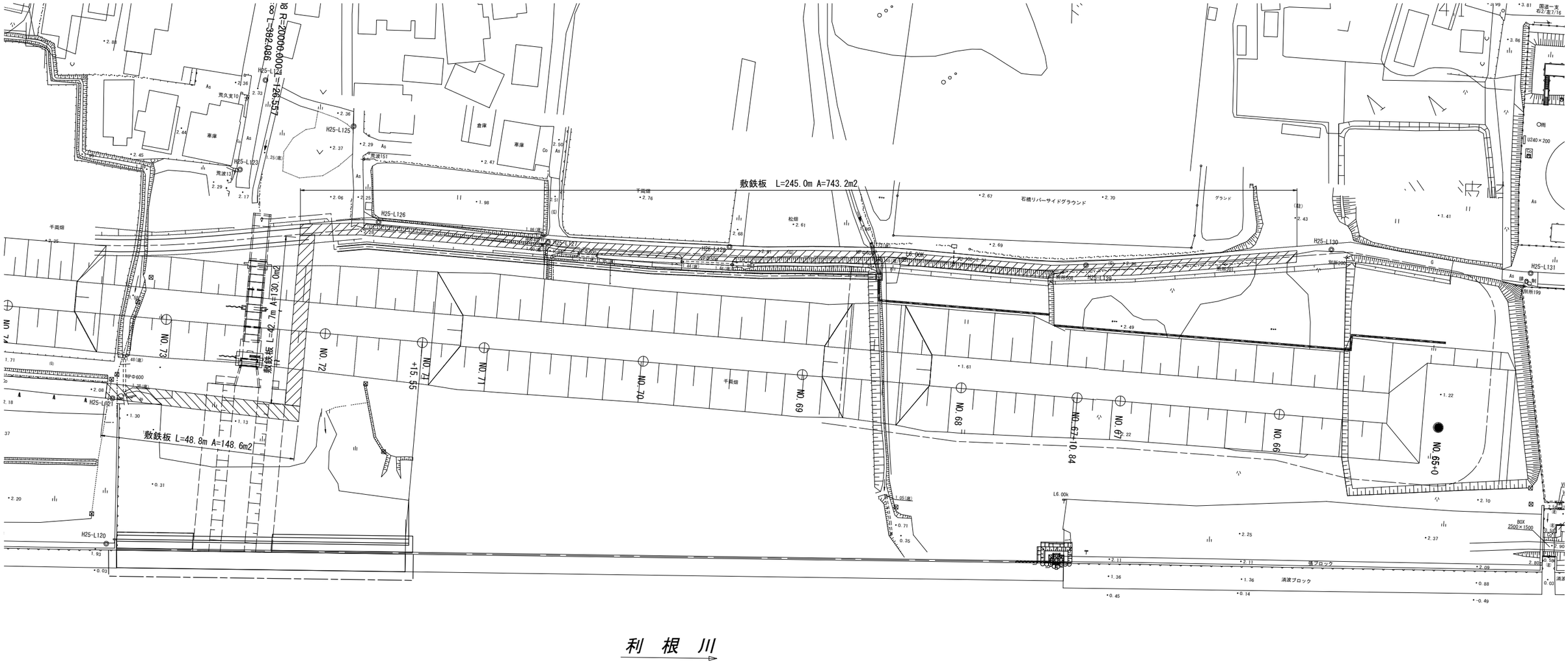

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

（参考図）

工事名	Ｒ７利根川下流部周辺整備工事		
図面名	仮設計画図		
年月日	令和　7 年　12 月　　日		
縮　尺	1:500	図面番号	2　/　2
設計会社名			
事務所名	国土交通省　利根川下流河川事務所		